

工事の入札・契約について

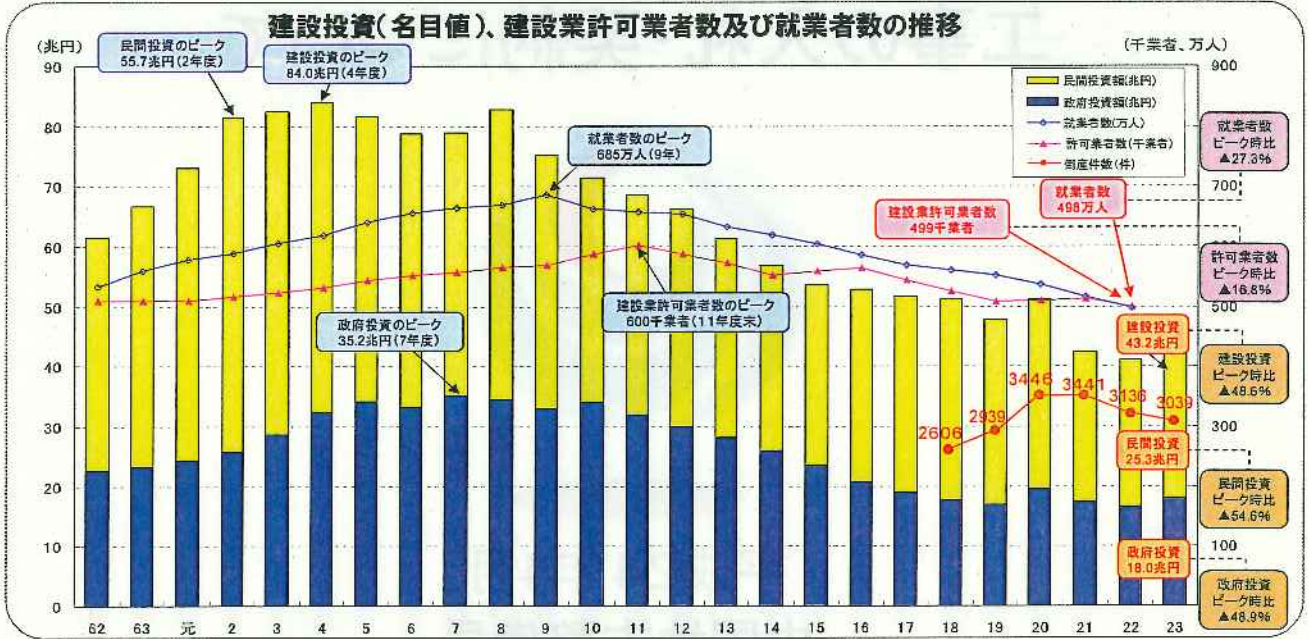


平成24年4月
中国地方整備局



建設投資の推移 ～建設投資(名目値),建設業者数及び就業者数の推移～

- ◇建設投資額:平成23年度投資額(見通し)は平成22年度(見込み)に比べ微減の43.2兆円でピーク時(4年度)の約半分
- ◇建設業許可業者数:平成22年度の建設業許可業者数は49.9万業者で、11年度60万業者に比べ約17%減少
- ◇建設業就業者数:平成22年(平均)の建設業就業者数は498万人で、9年(平均)の685万人と比べ約27%減少

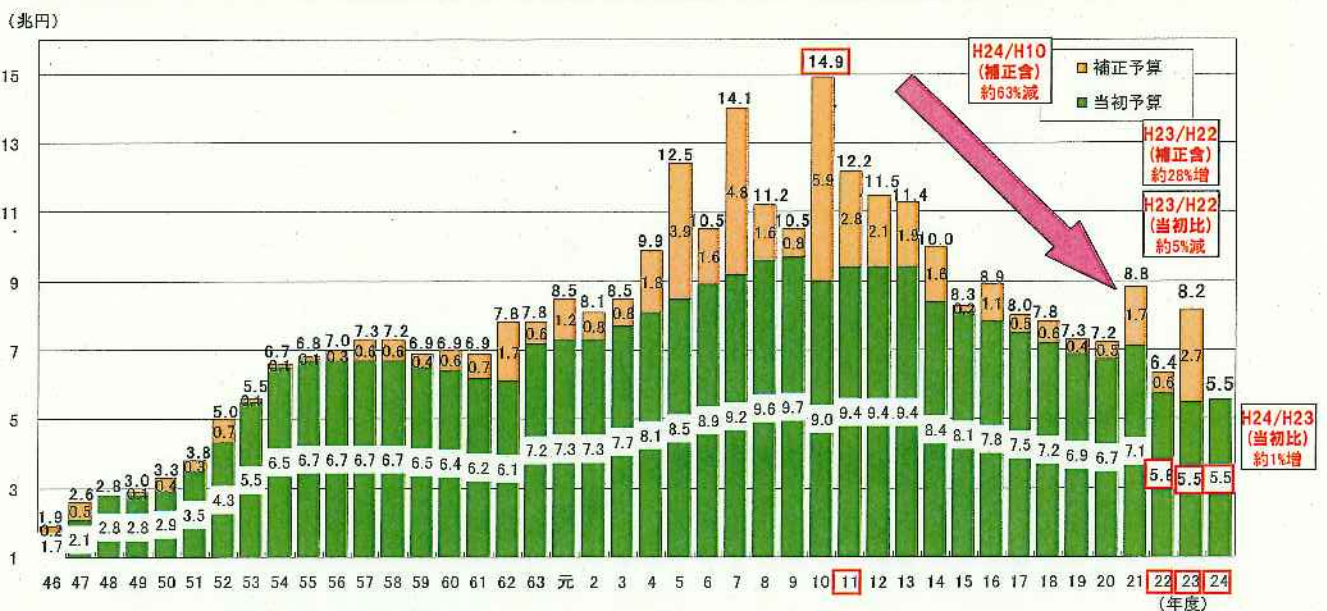


出典:国土交通省「建設投資見通し」「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
注1:投資額については平成20年度までは実績、21・22年度は見込み、23年度は見通し
注2:建設業許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
注3:就業者数は年平均

公共事業関係費の推移

◇公共事業関係費(国全体)の推移

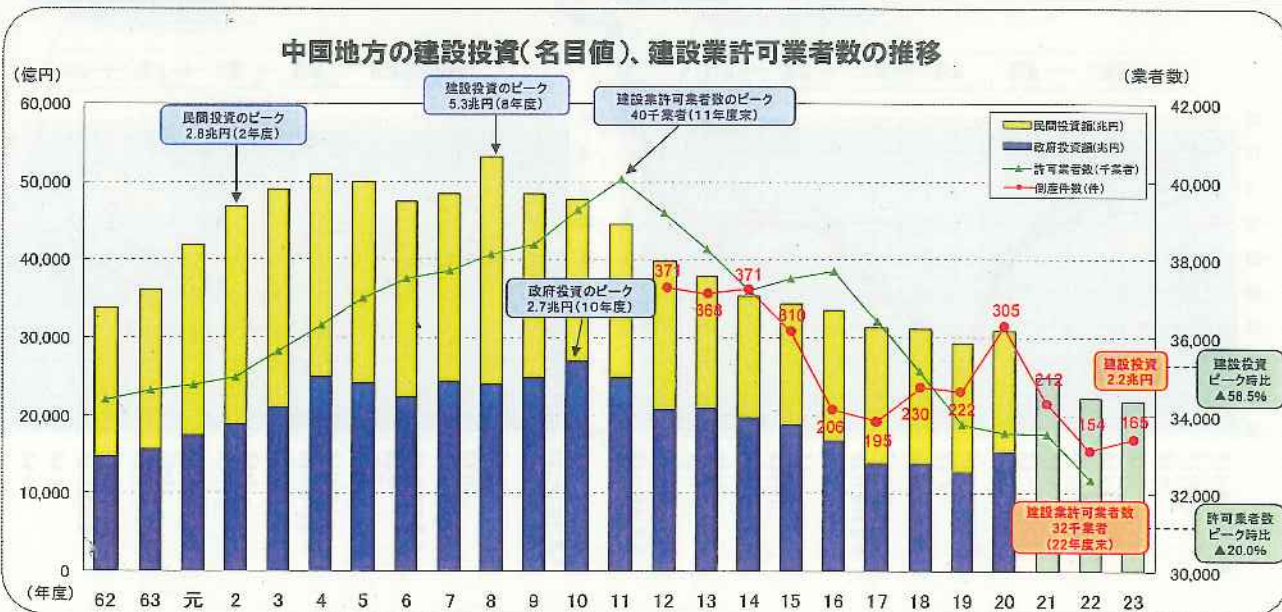
- 公共事業関係費は、平成10年度の14.9兆円をピークに年々減少傾向。平成24年度は5.5兆円でピーク時の約37%。
- 平成24年度当初予算は、対前年に対して1.1%(H23:5.48兆円→H24:5.54兆円)と横ばい。



注:平成23年度は、地域自主戦略交付金に移行した額(5,056億円)を含む
平成23年度の補正予算は、東日本大震災関係経費
平成24年度は、地域自主戦略交付金に移行した額(2,403億円)及び東日本大震災復興特別会計(仮称)計上の予算(7,288億円)を含む

建設投資の推移 ～中国地方の建設投資と建設業許可業者数の推移～

- ◇建設投資額:平成23年度投資額(見通し)は、約2.2兆円でピーク時(8年度)の約42%
- ◇建設業許可業者数:平成22年度の建設業者数は3.2万業者で、11年度4.0万業者に比べ約20%減少
- ◇倒産件数:建設業の倒産件数は全産業の毎年3割超を占めている。



出典:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」
 注1:投資額については平成20年度まで実績、21年度・22年度は見込み、23年度は見通し
 注2:建設業許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

<中国地方>
 鳥取県、高知県、岡山県、広島県、山口県

中国地方の公共工事費の推移

中国地方整備局管内の公共工事費は、平成10年度の23,121億円をピークに減少しており、平成22年度の公共工事費はピーク時の40%、9,161億円となっている。



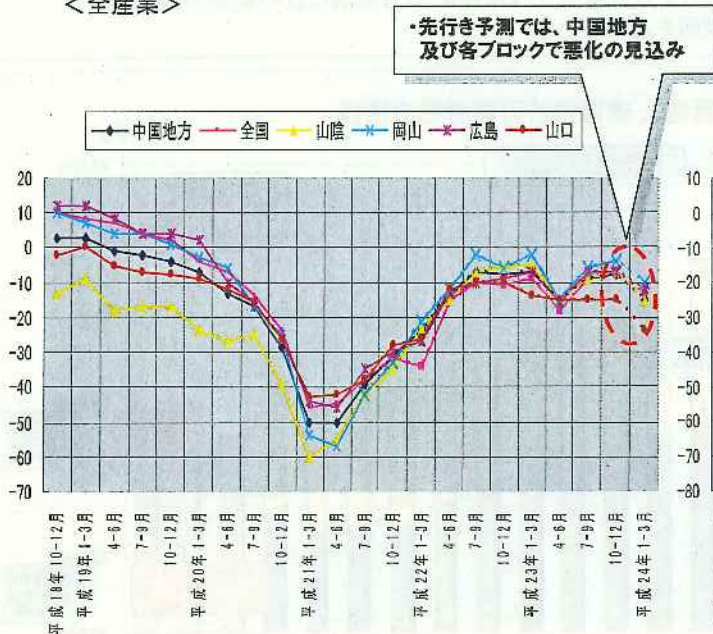
[2010(H22年度)は推算]

公共工事費
 約60%減
 (H10→H22)

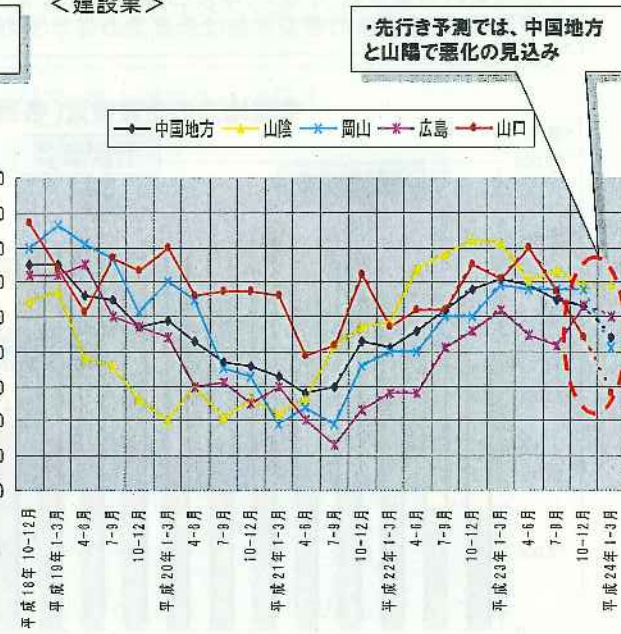
各市町村 約61%減
 (H5→H22)
 各県 約65%減
 (H10→H22)
 整備局 約33%減
 (H10→H22)

●業況判断

<全産業>



<建設業>



※平成24年1-3月は先行き予測

出典：日本銀行

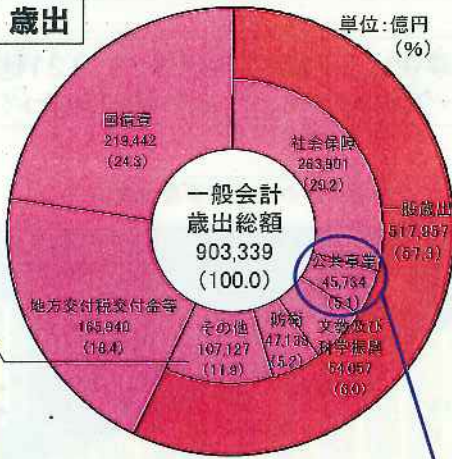
平成24年度予算(国費)

単位：億円(%)

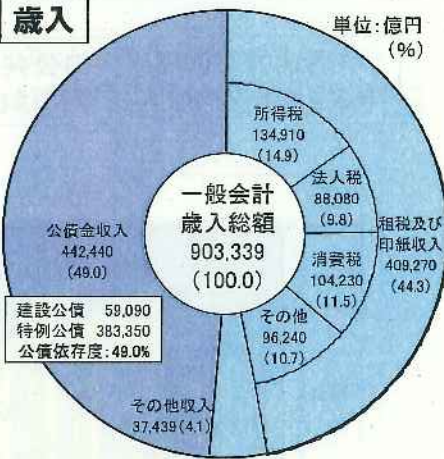
エネルギー対策	8,202 (0.9)
食料安定供給	11,041 (1.2)
居給	5,712 (0.6)
経済協力	5,216 (0.6)
中小企業対策	1,802 (0.2)
その他の事項経費	62,554 (6.8)
※うち地域自主戦略交付金	0,329 (0.0)
経済危機対応	
地域活性化予備費	9,100 (1.0)
予備費	3,500 (0.4)

注：計数等は、それぞれ四捨五入によっているので、諸数において合計とは一致しないものがある。

歳出

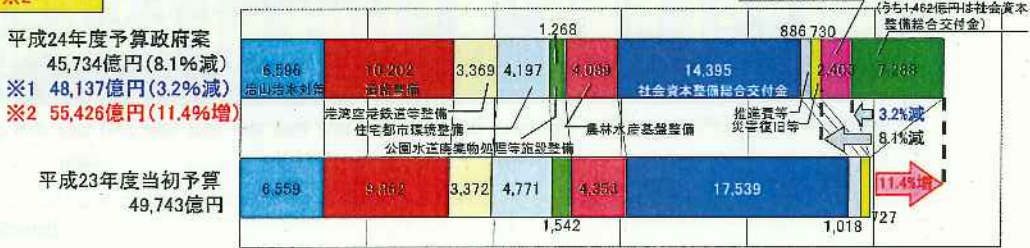


歳入



◇公共事業関係費(国全体)
公共事業関係費は、対前年比(H24/H23) 8.1%減であるが、地域自主戦略交付金に移行した額(2,403億円)を加えると、3.2%減である。※1
東日本大震災復興特別会計(仮称)計上の公共事業関係費(7,288億円)を加えると、11.4%増である。※2

●公共事業関係費(H23当初予算とH24予算政府案の比較)



出典：「平成24年度予算及び財政投融資計画の説明(H24.1)」財務省資料より
「平成24年度公共事業関係予算のポイント(H23.12)」財務省資料より

平成24年度 中国地方整備局予算

平成24年度 中国地方整備局関係予算概要

1. 配分方針

- (1) 平成24年度国土交通省関係予算については、東日本大震災からの復興等及び国民生活の安全・安心の確保に力をあけて取り組むとともに、震災を契機として我が国が抱える諸課題を克服し、我が国の明るい未来を築くため、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」(平成23年11月15日前田国土交通大臣発表)を強力に推進するための予算を計上したところである。
- (2) これを踏まえ、一般公共事業等予算の配分にあたっては、国民生活の安全・安心の確保、真に必要な社会資本の着実な実施、持続可能で活力ある国土・地域づくりの推進など当面する課題に対応する事業に重点を置くこととし、質の高い住宅・社会資本整備を効率的・効果的に推進する。

具体的には、整備状況や必要性等地域の実情を踏まえ、地方公共団体の要望等に即しつつ、国民の住宅・社会資本整備に対する要請に応えるため、

- ・公共施設の耐震化・津波対策等の推進
- ・激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策、予防的な治水対策の強化
- ・国際コンテナ・バルク戦略港湾等の整備
- ・全国ミッシングリンクの整備
- ・都市の国際競争力の強化
- ・社会資本整備総合交付金による低炭素、循環社会の構築等

などに特に重点を置いて配分を行う。

2. 予算の規模

中国地方整備局関係予算(配分額) 3,993億円(前年比0.90倍)
 うち 直轄事業費 1,865億円(前年比0.97倍)
 補助事業費 2,128億円(前年比0.84倍)

<内 訳>

- ・河川関係 475億円
- ・道路関係 1,421億円
- ・港湾空港関係 189億円
- ・都市・住宅関係 23億円
- ・営繕関係 24億円
- ・社会資本整備総合交付金 1,860億円

国土交通省全体事業費(配分額) 6兆6,637億円(前年比0.97倍)
 うち 直轄事業費 2兆3,104億円(前年比1.01倍)
 補助事業費 4兆3,533億円(前年比0.95倍)

※計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

※港湾及び海岸(港湾分)には、下関市関係を含まない。

※本省配分とは本省において全国的な観点から箇所付けを行うもの

※一括配分とは本省配分以外の事業について、地方整備局が管轄区域内において主体的に箇所付けを行うもの

※社会資本総合整備に配分されている事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

※直轄事業費については、東日本大震災の教訓を踏まえた「全国防災」に係る予算(5,828百万円)を含む

※補助事業費については、東日本大震災の教訓を踏まえた「全国防災」に係る予算(9,565百万円)を含む

平成24年度 中国地方整備局予算

H24.4.6発表

【直轄事業費】

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成23年度	(a/b)
	(a)	(b)	
治 水	36,772	42,583	0.864
海 岸	2,398	1,409	1.709
新設整備	129,824	129,965	0.990
増強整備	14,173	12,466	1.137
交換整備	439	907	0.483
都市水理環境整備	936	1,359	0.689
国営公園等	733	884	0.829
一 般 公 共 計	164,075	169,567	0.971
合計	2,390	2,759	0.863
合 計	166,465	192,327	0.869

【補助事業費】

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成23年度	(a/b)
	計(a)	計(b)	
治 水	9,346	8,979	1.042
岩礁整備	13,509	16,606	0.814
防潮整備	2,421	1,900	1.274
市街地整備	1,157	100	11.570
都市水理環境整備	0	2,284	0.000
国営公園等	426	439	0.973
社会資本総合整備	185,953	221,782	0.839
一 般 公 共 計	212,812	252,083	0.844
合 計	212,812	252,083	0.844
地球再生推進強化	14,221	12,971	1.150

H24当初 補助事業費 県別内訳表

(単位:百万円)

	徳島	香川	岡山	広島	山口	合計
治 水	0	9,926	798	2,011	2,681	9,346
海 岸	0	0	0	0	0	0
新設整備	2,657	4,820	2,680	576	2,998	13,509
増強整備	184	403	835	0	392	2,421
交換整備	0	0	0	0	0	0
都市水理環境整備	0	0	0	1,157	0	1,157
都市水理環境整備	0	0	0	0	0	0
下水処理	0	0	0	0	0	0
国営公園等	0	0	0	0	426	426
社会資本総合整備	21,883	29,237	25,132	61,227	43,369	185,953
合計	24,719	39,183	33,393	65,071	50,444	212,812

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

※ 港湾及び海岸(港湾分)には、下関市関係を含まない。

※ 本省配分とは本省において全国的な観点から箇所付けを行うもの

※ 一括配分とは本省配分以外の事業について、地方整備局が管轄区域内において主体的に箇所付けを行うもの

※ 社会資本総合整備に配分されている事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

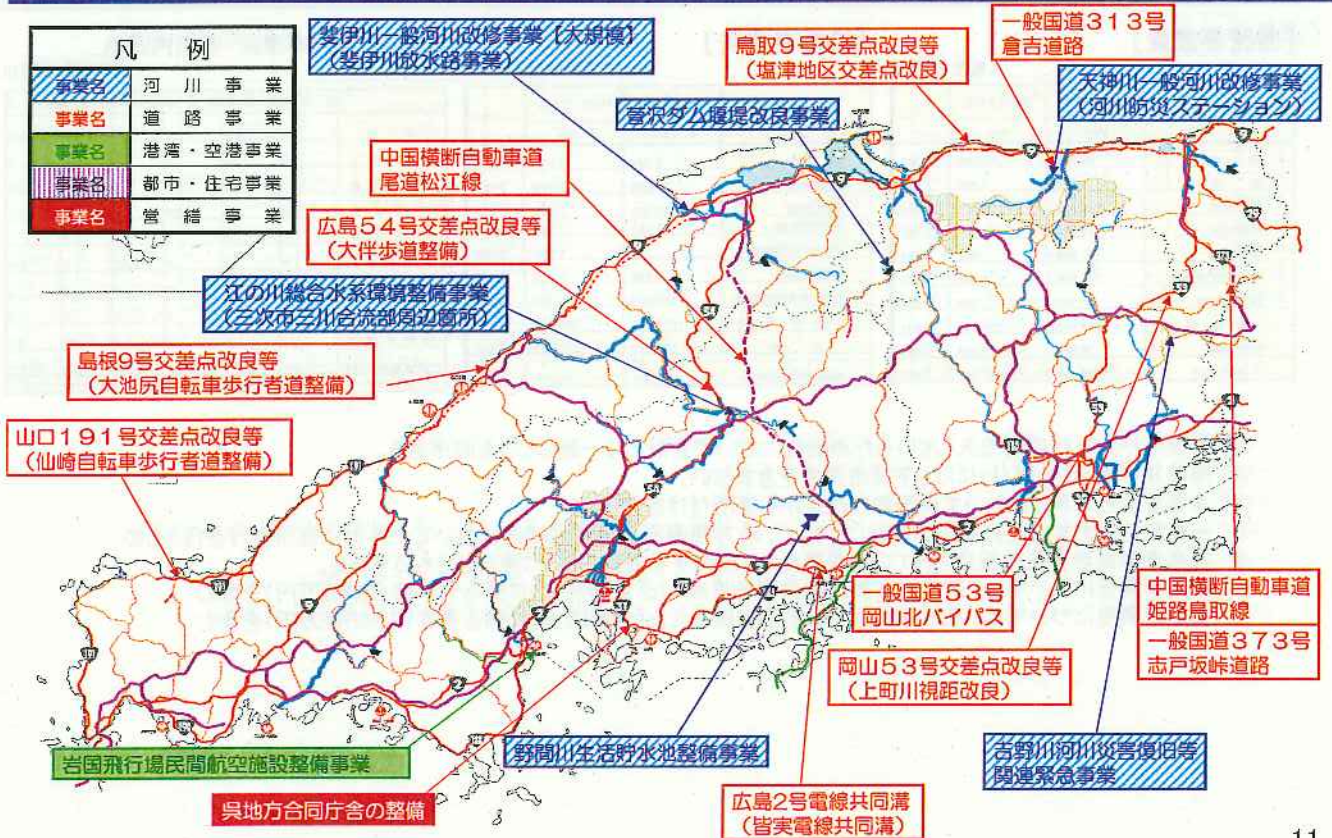
※ 直轄事業費については、東日本大震災の教訓を踏まえた「全国防災」に係る予算(5,828百万円)を含む

※ 補助事業費については、東日本大震災の教訓を踏まえた「全国防災」に係る予算(9,565百万円)を含む

平成24年度 主な完成予定事業一覧

事業名	事業	直轄or補助	事業主体	完成予定年度
鳥取県				
天神川一般河川改修事業（河川防災ステーション）	河川	直轄		H24完成予定
菅沢ダム堰堤改良事業	河川	直轄		H24完成予定
鳥取9号交差点改良等（塩津地区交差点改良）	道路	直轄		H24完成予定
一般国道313号 倉吉道路	道路	補助	鳥取県	H24完成予定(部分)
島根県				
斐伊川一般河川改修事業【大規模】（斐伊川放水路）	河川	直轄		H24完成予定
中国横断自動車道 尾道松江線	道路	直轄		H24完成予定(部分)
島根9号交差点改良等（大池尻自転車歩行者道整備）	道路	直轄		H24完成予定
岡山県				
吉野川河川災害復旧等関連緊急事業	河川	補助	岡山県	H24完成予定
中国横断自動車道 姫路鳥取線	道路	直轄		H24完成予定
一般国道373号 志戸坂峠道路	道路	直轄		H24完成予定
一般国道53号 岡山北バイパス	道路	直轄		H24完成予定(部分)
岡山53号交差点改良等（上町川視距改良）	道路	直轄		H24完成予定
広島県				
江の川総合水系環境整備事業（三次市三川合流部周辺箇所）	河川	直轄		H24完成予定
野間川生活貯水池整備事業	河川	補助	広島県	H24完成予定
中国横断自動車道 尾道松江線	道路	直轄		H24完成予定(部分)
広島54号交差点改良等（大伴歩道整備）	道路	直轄		H24完成予定
広島2号電線共同溝（皆実電線共同溝）	道路	直轄		H24完成予定
呉地方合同庁舎の整備	営繕	直轄		H24完成予定
山口県				
山口191号交差点改良等（仙崎自転車歩行者道整備）	道路	直轄		H24完成予定
岩国飛行場民間航空施設整備事業	空港	直轄		H24完成予定

平成24年度 主な完成予定事業箇所



平成24年度 主な完成予定事業一覧

すげさわ
菅沢ダム堰堤改良事業

事業費278百万円

●安全で、誰もが安心して暮らせる地域づくり ○災害の防止・軽減

完成予定

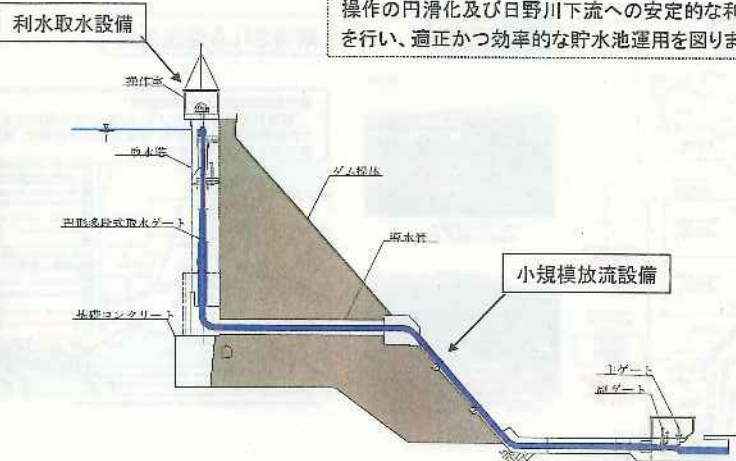
菅沢ダムは管理移行後、40年あまりが経過し、ダム設備の老朽化等に伴いダムの機能確保、適正管理に支障をきたし、対策が必要となったため、平成14年度から堰堤改良事業を行っています。
平成24年度は、事業完成を目指し、小規模放流設備工及び利水取水設備工を継続して実施します。



完成イメージ図

期待される整備効果

・施設改良により取水放流能力を向上させ、洪水調節操作の円滑化及び日野川下流への安定的な利水補給を行い、適正かつ効率的な貯水池運用を図ります。



平成24年度 主な完成予定事業一覧

ひいかわ
斐伊川一般河川改修事業【大規模】（斐伊川放水路事業） 事業費7,016百万円

●安全で、誰もが安心して暮らせる地域づくり ○災害の防止・軽減

完成予定

【事業概要】

斐伊川水系治水事業の3点セット(上流のダム建設、中流の放水路建設と本川改修、下流の大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備)の一つである「斐伊川放水路事業」は、斐伊川の洪水の一部を神戸川を経由し直接日本海へ分流し、県都松江市街地をはじめとする下流域の浸水被害の防止を図ることを目的に、昭和56年度より大規模事業により重点的に整備を推進しています。
平成24年度は、放水路事業の完成を目指し、分流堰工事を完了させるとともに、河床保護工、護岸工等を実施します。



期待される整備効果

斐伊川治水事業3点セットの完成により、宍道湖周辺をはじめ島根県東部において甚大な被害をもたらした昭和47年7月洪水や平成18年7月洪水が再び発生した場合においても、家屋の浸水被害の防止が図られます。

平成24年度 主な完成予定事業一覧

中国横断自動車道姫路鳥取線

事業費1,800百万円

一般国道373号 志戸坂峠道路

事業費400百万円

●競争力のある地域経済社会の再構築
○国内交通ネットワークの強化

●交流・連携による一体的で活力のある地域づくり
○都市間の連携強化や都市と中山間地域等の共生

完成予定

中国横断自動車道姫路鳥取線は、姫路市を起点に兵庫県・岡山県・鳥取県の3県を結び鳥取市に至る、延長約86kmの高速自動車国道です。このうち、中国縦貫自動車道から鳥取市を結ぶ佐用JCT～西粟倉IC間(延長19.2km)及び智頭IC～鳥取IC間(延長24.7km)は、直轄高速方式により整備しています。また、西粟倉IC～智頭IC間は一般国道373号志戸坂峠道路として整備しています。平成21年度までに延長53.5kmが供用しており、平成24年度は、中国横断自動車道姫路鳥取線の大原IC～西粟倉IC間(延長8.3km)及び一般国道373号志戸坂峠道路の、西粟倉地内(延長0.5km)において改良及び舗装工事を推進し、平成24年度の全線供用を目指します。

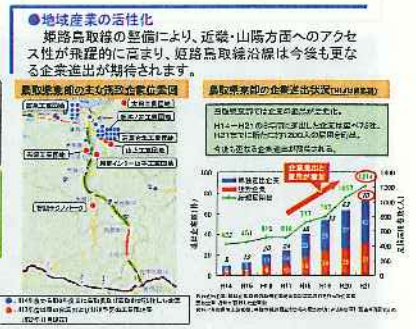
位置図



進捗状況写真



期待される整備効果



平成24年度 主な完成予定事業一覧

中国横断自動車道尾道松江線

事業費 6,900百万円(島根県)
27,996百万円(広島県)

●競争力のある地域経済社会の再構築
○国内交通ネットワークの強化

●交流・連携による一体的で活力のある地域づくり
○都市間の連携強化や都市と中山間地域等の共生

部分完成

中国横断自動車道尾道松江線は、尾道市を起点に三次市を経由し、松江市に至る、延長約137kmの高速自動車国道です。このうち、尾道JCT～三刀屋木次IC間(延長110.9km)は、直轄高速方式により整備しており、平成23年度までに延長31.5kmが供用しています。平成24年度は三次JCT・IC(仮称)～吉田掛合IC間(延長48.7km)の改良、橋梁、舗装、トンネル、トンネル設備工事を推進し、平成24年度内の供用を目指すと共に、世羅IC～三次JCT・IC(仮称)間の文化財調査及び用地買収、改良、橋梁工事を推進し、平成26年度までに全線供用を目指します。

位置図



期待される整備効果



平成24年度 主な完成予定事業一覧

いわくに

岩国飛行場民間航空施設整備事業

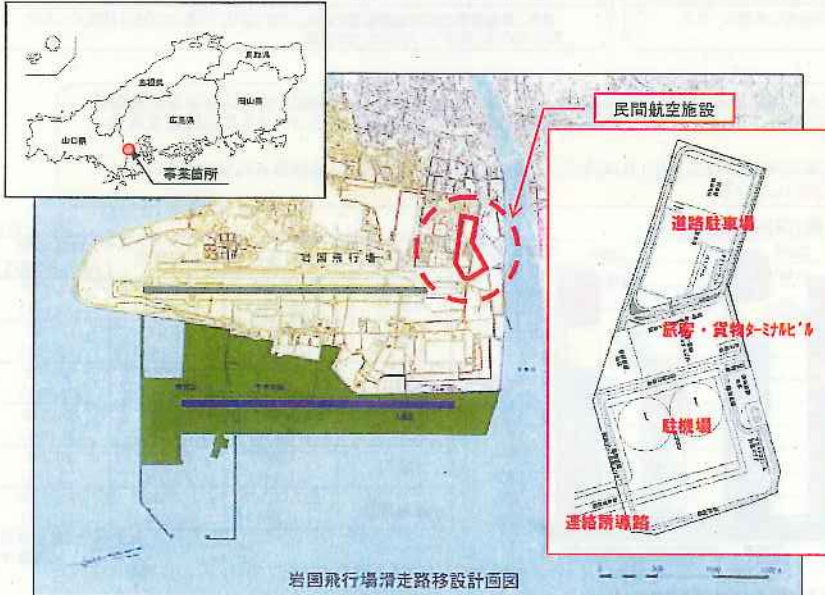
事業費412百万円

●交流・連携による一体的で活力のある地域づくり

○広域観光の促進

完成予定

岩国飛行場において、米軍再編措置に係る負担を担う地元要望に配慮し、地域の活性化を図るため、民間航空機の就航に必要なターミナル施設の整備(駐機場、民航連絡誘導路等)を推進します。



期待される整備効果

岩国飛行場での民間航空再開により、これまで鉄道や遠方の空港を利用していた方々の移動時間の短縮等が図られます。また、広域観光需要の拡大等に資することが期待されます。

平成23年度の入札・契約状況

1. 平成23年度の入札・契約の状況(港湾空港関係含む)

◆平成23年度は、引き続き「品確法」及び「入札談合の再発防止対策」に基づき、一般競争入札及び総合評価方式に取り組んできたところである。

○一般競争入札(H24.1月末時点)

- ・全発注工事件数に対する割合は686件中685件(99.9%) [参考:22年度全体で99.4%(1,001件)]
- ・全発注金額に対する割合は98.0%(851億円) [参考:22年度全体で概ね100%(1,029億円)]

○総合評価方式(H24.1月末時点)

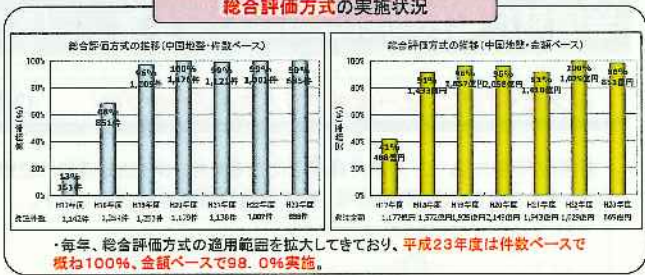
- ・全発注工事件数に対する割合は686件中685件 [参考:22年度全体で約99.4%(1,001件)]
- ・全発注金額に対する割合は98.0%(851億円) [参考:22年度全体で概ね100%(1,029億円)]
- ・標準型が約22%に対し簡易型は約78%



※対象は、港湾空港関係を含む平成24年1月末までに契約された工事。

平成23年度の入札・契約状況

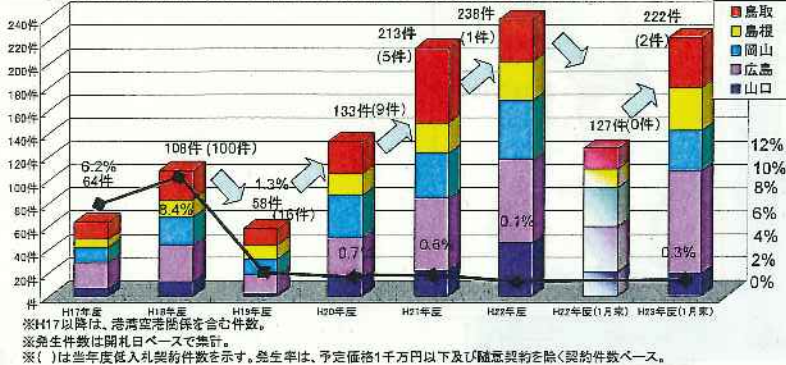
一般競争入札・総合評価方式の実施状況(H17～23年度：港湾空港関係含む)(平成23年度データは、平成24年1月末現在)



2. 低価格入札の発生状況

◇低価格入札の発生件数は平成18年度に、低入札工事の契約件数が最も頻発したが、施工体制確認型総合評価方式及び特別重点調査の適用拡大により、H19年度の発生件数は概ね半減した。しかし、近年の公共事業予算減少に伴う競争激化から、H19年度以降発生件数は再び増加傾向となっている。
 ◇平成23年度1月末の発生件数(222件)は、平成22年度の発生件数1月末時点(127件)を約1.75倍と上回り、低価格入札での契約についても、2件と増加(H22:0件,0.0%→H23:2件,0.3%)している。

中国地方整備局における年度別低入札発生件数(県別発生件数)



発生年度	H21年度	H22年度	H23年度 H24.1末現在
鳥取	64/276 (23.2%)	36/152 (23.7%)	43/116 (37.1%)
広島	28/243 (10.7%)	33/271 (12.1%)	37/187 (19.8%)
山口	39/131 (29.8%)	52/109 (47.7%)	34/72 (47.2%)
発生件数	213/1,105 (19.3%)	238/992 (23.9%)	222/689 (32.2%)

※H17以降は、港湾空港関係を含む件数。
 ※発生件数は開札口ベースで集計。
 ※()は当年度低入札契約件数を示す。発生率は、予定価格1千万円以下及び随意契約を除く(契約件数ベース)。

入札・契約状況の推移

3. 落札率及び応札率の現状(港湾空港関係含むH24年1月末までに契約した工事)

◇平成23年度に発注した686工事の平均落札率は89.5%、平均応札率は91.7%となっている。
 ◇平成22年度に比べて、落札率は横ばい(H22:89.6%→H23:89.5%)、応札率では0.5%(H22:92.2%→H23:91.7%)低くなっている。
 ◇工事の平均応札者数は競争参加機会の拡大や昨今の発注量の減少から、年々増加している。

	平成21年度										
	全体	一般土木		As舗装	鋼橋上部	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		本官	分任官								
平均落札率 (落札者数)	91.4% (1,138社)	86.1% (23社)	91.3% (321社)	87.7% (69社)	89.7% (19社)	89.8% (31社)	89.3% (30社)	92.4% (345社)	90.4% (32社)	95.6% (9社)	88.1% (10社)
平均応札率 (応札者数)	93.0% (5,887社)	87.7% (359社)	93.3% (1,795社)	90.7% (622社)	90.2% (204社)	91.9% (194社)	88.9% (244社)	95.1% (1,268社)	90.1% (122社)	96.5% (21社)	90.0% (46社)
平均応札者数	(5.2社)	(15.6社)	(5.6社)	(9.0社)	(10.7社)	(6.3社)	(8.1社)	(3.7社)	(3.8社)	(2.3社)	(4.6社)
	平成22年度										
	全体	一般土木		As舗装	鋼橋上部	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		本官	分任官								
平均落札率 (落札者数)	89.6% (1,010社)	86.4% (7社)	89.3% (360社)	87.3% (56社)	88.0% (10社)	91.8% (30社)	88.6% (18社)	91.8% (270社)	87.6% (35社)	87.7% (11社)	86.1% (7社)
平均応札率 (応札者数)	92.2% (6,182社)	88.6% (122社)	92.2% (2,490社)	89.0% (685社)	90.8% (133社)	97.7% (210社)	88.6% (121社)	94.4% (1,128社)	90.1% (168社)	93.6% (62社)	88.7% (44社)
平均応札者数	(6.1社)	(17.4社)	(6.9社)	(12.2社)	(13.3社)	(7.0社)	(6.7社)	(4.2社)	(5.4社)	(5.6社)	(6.3社)
	平成23年度(平成24年1月末現在)										
	全体	一般土木		As舗装	鋼橋上部	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		本官	分任官								
平均落札率 (落札者数)	89.5% ↓ (686社)	87.8% ↑ (16社)	89.1% ↓ (190社)	88.7% ↑ (26社)	87.8% ↓ (7社)	94.2% ↑ (21社)	86.7% ↑ (220社)	91.3% ↓ (972社)	87.5% ↓ (154社)	87.6% ↓ (29社)	87.2% ↑ (4社)
平均応札率 (応札者数)	91.7% ↓ (4,592社)	88.3% ↓ (373社)	92.6% ↑ (1,574社)	90.9% ↑ (296社)	90.0% ↓ (105社)	100.2% ↑ (94社)	89.1% ↑ (247社)	93.4% ↓ (972社)	91.3% ↑ (154社)	90.7% ↓ (29社)	87.6% ↓ (39社)
平均応札者数	(6.7社) ↑	(23.3社) ↑	(8.3社) ↑	(11.4社) ↓	(15.0社) ↑	(4.5社) ↓	(11.8社) ↑	(4.4社) ↑	(5.7社) ↑	(5.8社) ↑	(9.8社) ↑

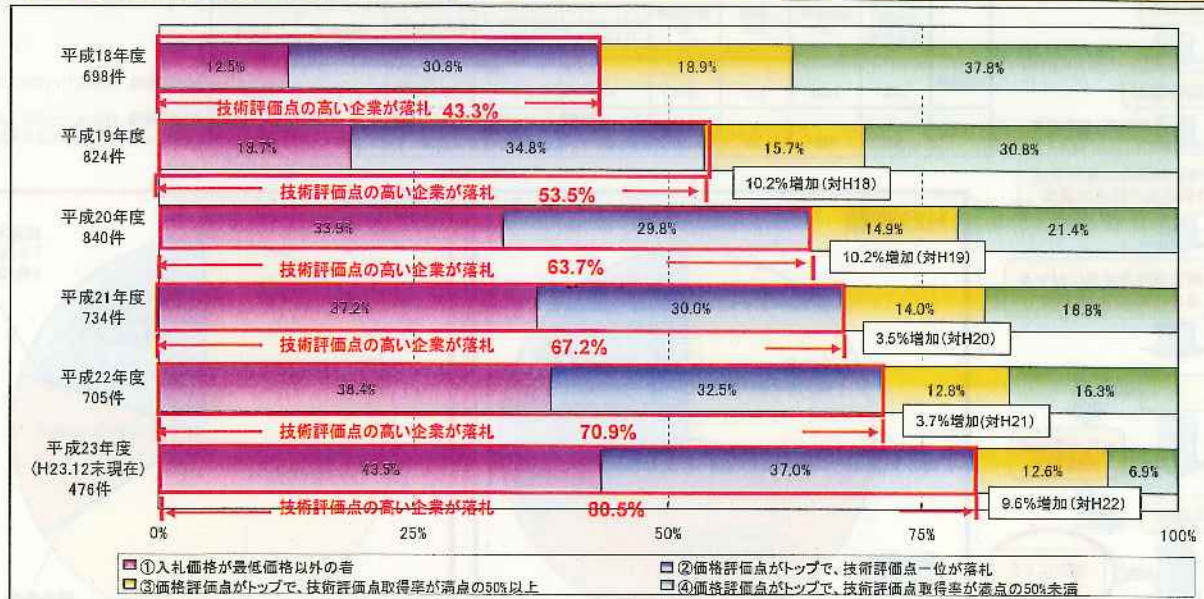
※矢印は、対H22年度比較

総合評価方式の結果分析(全体)

◆総合評価方式の結果分析 (港湾空港関係を除く)

1) 落札者の状況(全体)

- 技術評価点が高い企業が落札した割合(分類①)は、平成18年度から年々増加。(H23は約4割を占める)
- 技術評価点の高い企業が落札した割合(分類①～②の累計)も同様に、平成18年度から年々増加。(H23は約8割を占める)



透明性の確保等に関する改善策の実施状況

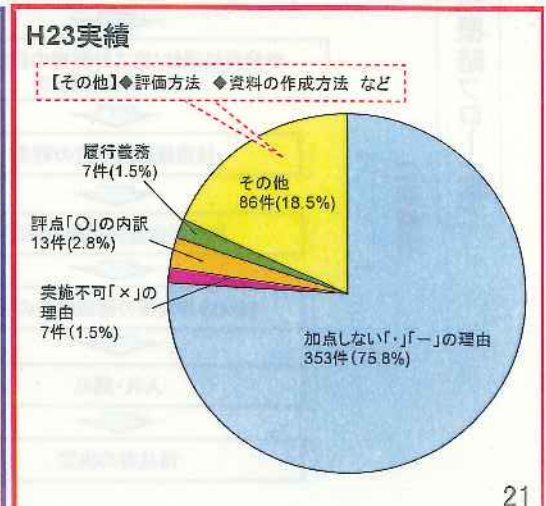
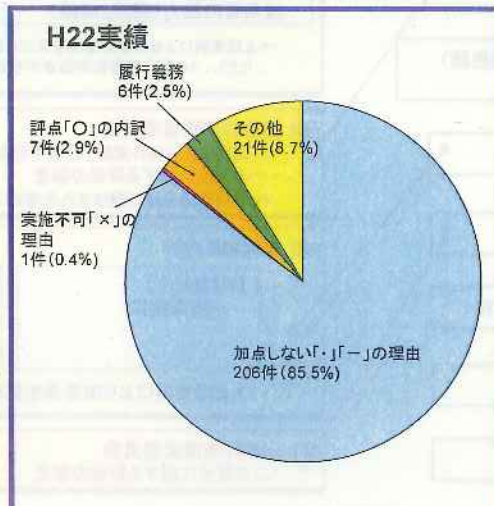
①技術評価結果について競争参加者へ提供する情報の充実【書面による問い合わせ対応:考察】

- ◆H22と比較し、H23においては、「評価方法」「資料の作成方法」「オーバースペック関連」等の加点・評価内容以外の割合が増加している。



	対象工事(標準型)発注件数	通知企業数	うち質問提出企業数	延べ質問数	主な質問内容				
					加点しない「○」「-」の理由	実施不可「×」の理由	評点「○」の内訳	履行義務	その他
H23実績	138	1433	237	436	75.0%	0.8%	3.0%	1.8%	19.5%
H22実績	91	756	138	241	85.5%	0.4%	2.9%	2.5%	8.7%

※H23実績 H23.4.1～H24.1.31
 ※H22実績 H22.4.1～H23.1.31
 ただし、標準II型はH22.8.1より実施



透明性の確保等に関する改善策の実施状況

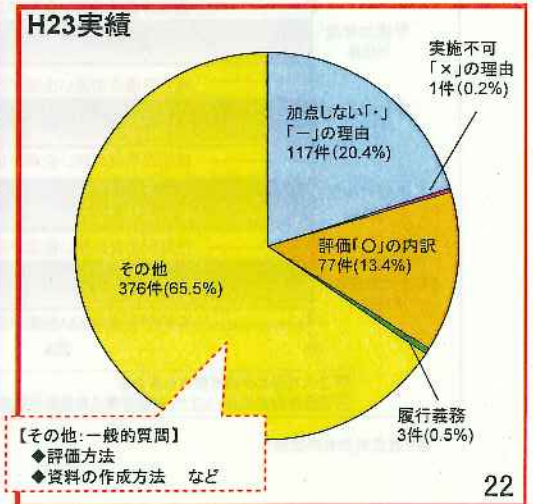
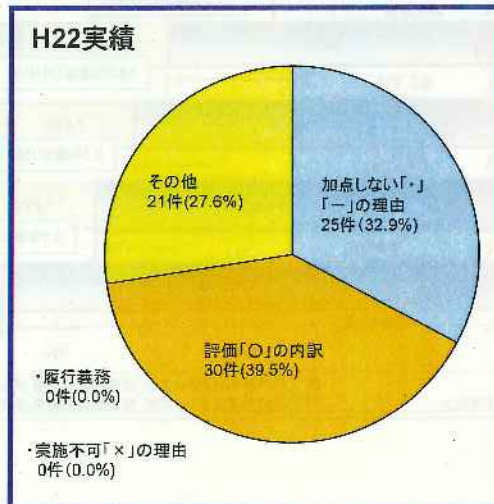
②技術評価結果について競争参加者へ提供する情報の充実【落札決定後の面談対応:考察】

- ◆H22と比較し、H23においては、『評点「○」の内訳』『加点しない「・」「－」の理由』に関する質問の割合が減少している。
- ◆H22と比較し、H23においては、「評価方法」「資料の作成方法」「オーバースペック関連」等の加点・評価内容以外の割合が増加している。



	対象工事 (標準型) 発注件数	通知企業 数	面談 社数	延べ質問 数	主な質問内容				
					加点しない「・」「－」の理由	実施不可「×」の理由	評点「○」の内訳	履行義務	その他
H23実績	138	1433	175	574	20.4%	0.2%	13.4%	0.5%	65.5%
H22実績	91	756	29	76	32.9%	0.0%	39.5%	0.0%	27.6%

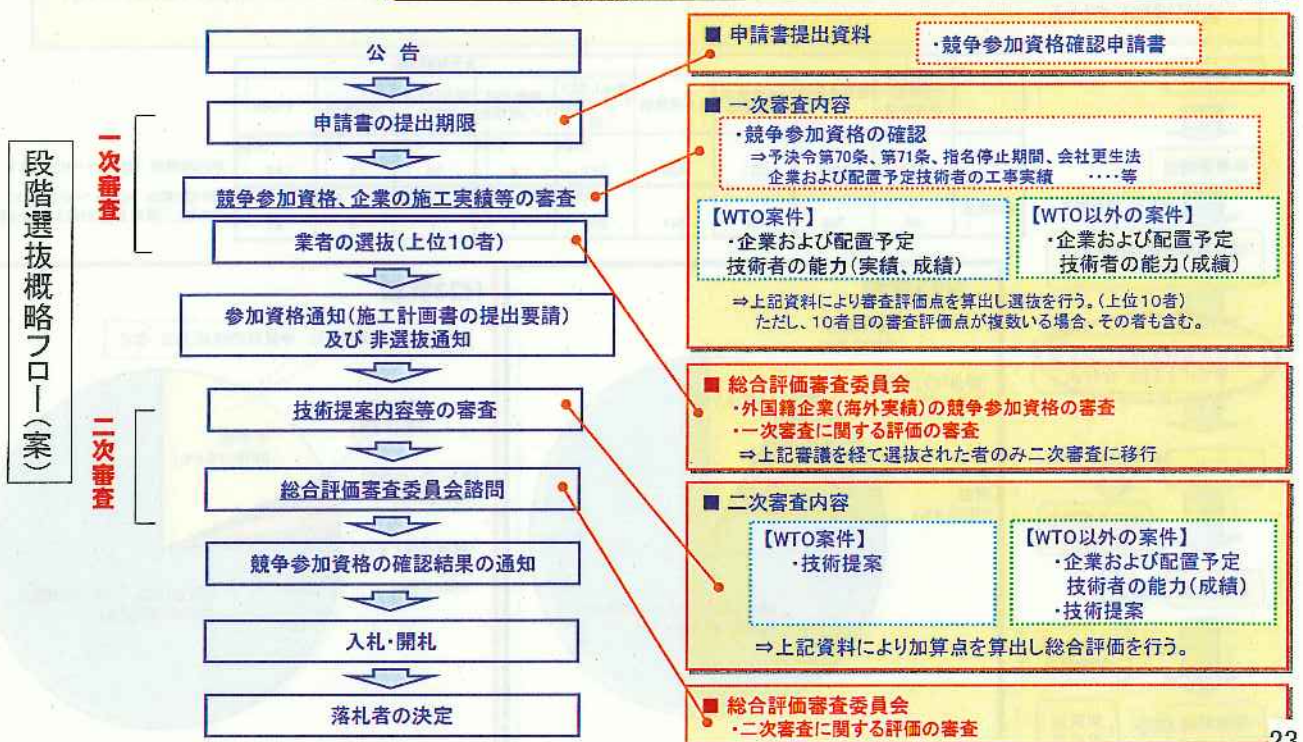
※H23実績 H23.4.1～H24.1.31
 ※H22実績 H22.4.1～H23.1.31
 ただし、標準II型はH22.8.1より実施



段階選抜方式の(H23年度)試行について

◆段階選抜型総合評価方式

目的: 建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減
 試行工事: 鳥取西道路野坂川橋鋼上部工事(WTO対象)
 : 鳥取西道路本高第1高架橋鋼上部工事(WTO以外)



現場従事技術者評価型 試行状況報告

■概要

- ・下請協力企業を含めた主任・監理技術者以外の**現場従事技術者**の配置状況を評価することで、施工現場の生産性向上や工事目的物の**品質の確保向上**を目指す。
- ・平成22年度より試行。平成23年度も引き続き試行を行う。

■対象工事

- 複数の作業が伴い、専門的な技術者が多く配置される工事→**3億円未満の一般土木工事**
平成23年度：36件 (H24.2月末現在)

■評価方法

- ・総合評価方式〈Ⅰ・Ⅱ型〉で試行。
- ・「企業の施工能力」において、新たな評価項目として**現場従事技術者**を設定。

《当該工事で求める対象技能(例)》

- ①登録基幹技能者 →とび・土工、機械土工、鉄筋、型枠、配管
- ②建設マスター →土工、とび工、コンクリート工、鉄筋工、大工、配管工、建設機械運転工

※工事の工種等により、求める対象技能者を選定するものとする。

《評価点》

上記、建設技能等を有する場合に評価。

- ・登録基幹技能者 } 1人(1点)最大2名まで評価
- ・建設マスター } (1人の者が複数登録していても評価は1人分)

24

工事関連データ提供 試行状況報告

工事関連データの提供について

目的：受注者の技術資料作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減

※現在、情報公開法に基づき実施している場合が多いが、入札手続きの一環と位置づけ、総合評価方式における受・発注者の事務量の軽減を目的に実施

H23対象工事：技術提案作成の負担の大きな工事

試行対象工事：橋梁上部・下部工事等、30件試行予定 → **平成23年度 18件試行 (H24年2月末現在)**

提供データ：地質調査報告書、詳細設計報告書

提供方法：インターネットによる設計成果の閲覧又は電子データの提供(提供希望企業は記録媒体持参)

(案)		公 告	10月28日(水)	1 日	1日
工事関連データ閲覧・提供期間	10月29日(木)	入札説明書の交付			
	10月29日(木)	申請書関連の質問受付開始 (申請書関連の回答受付開始)	1 日	1日	標準型(Ⅰ型)は 25~30日
	10月30日(金)	申請書の受付開始			標準型(Ⅱ型) 及び簡易型 (従来方式) は10日以上
	11月24日(水)	申請書関連の質問受付終了	29日		簡易型(施工能 力評価方式)は 7日以上
	申請書の提出期限 (申請書関連の回答閲覧終了)	11月27日(金)	(審査基準日)		

◆平成21年度より試行実施。

アンケート結果でも、試行目的・意義を果たしている結果となっている。

平成23年度も試行継続。

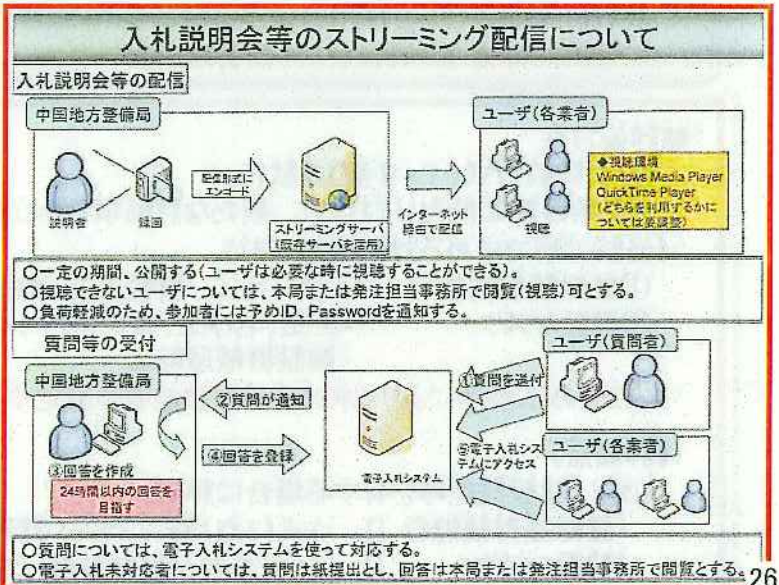
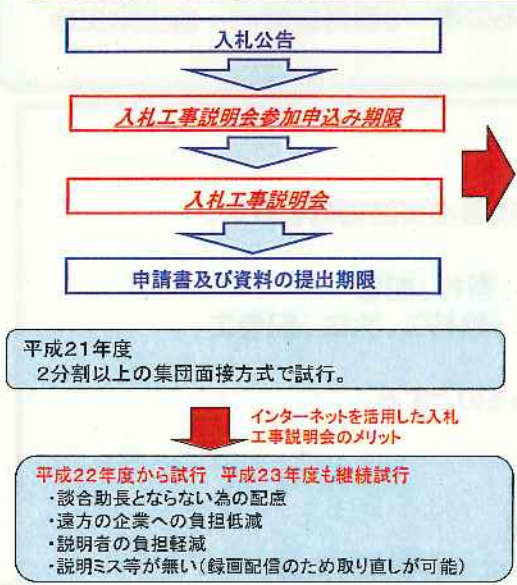
・課題：提供するデータの選別(個人情報のマスキング等)や、提供時間の振り分け等に要する発注者の事務量増(→成果納品時に提供を踏まえた成果作成を行う等)

25

◆インターネットを活用した入札工事説明会

目的：談合防止に配慮しつつ、受発注者の意思疎通向上及びより良い技術提案を期待
 ○入札説明書、特記仕様書、図面等を用い説明することを基本とするが、基本的な概要の他、特に留意すべき点を補足説明することにより、工事概要・目的や発注者の趣旨等の理解度向上を図り、より良い技術提案及び不問な質疑の減少を期待するもの。

H23試行工事：天神川穴鴨3号砂防堰堤工事、百間川河口水門防潮堤他工事、岡山法務総合建築工事、広島南道路本川橋鋼上部第2工事、仁摩温泉津道路福波第1高架橋鋼上部工事



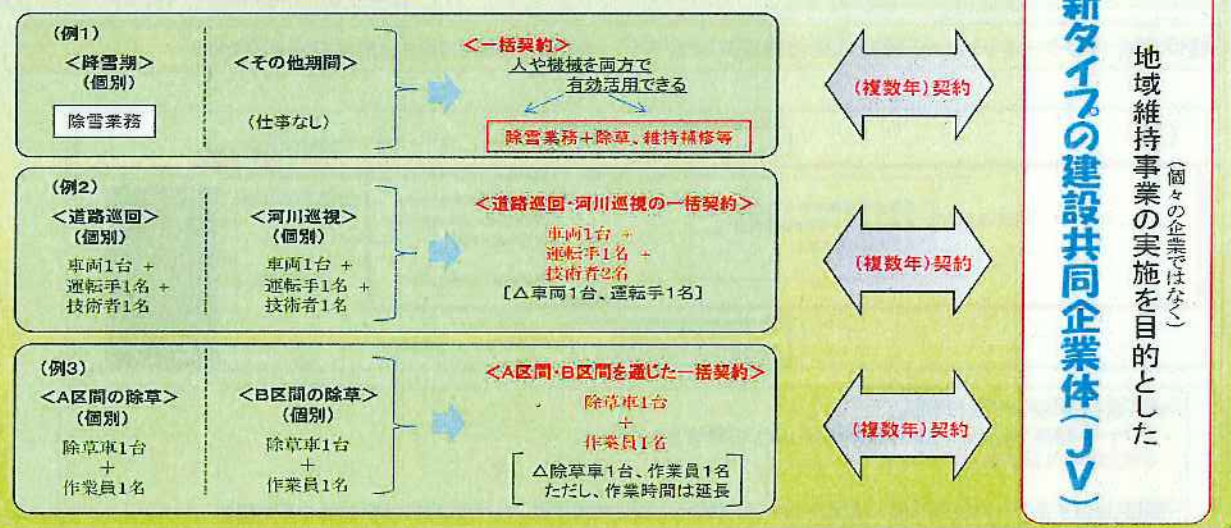
地域維持型契約方式の導入について

中国地方整備局

- ◆ 国土交通省建設産業戦略会議とりまとめ(H23.6.23) ⇒ 「建設産業の再生と発展のための方策2011」
- ◆ 中央建設業審議会(H23.7.27) ⇒ 「入札契約適正化指針の改正(H23.8.9閣議決定)」

- ① 地域維持事業[※]に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。 ※災害対応、除雪、インフラの維持管理
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。
(例えば、一括契約、複数年契約、地域精進度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

包括発注イメージ①



平成22年度より新たな取り組み状況(競争環境の確保の実施状況)

参加者数を拡大する為の実績要件の見直し(平成22年度より)
参加資格要件における数値要件の撤廃(3億円以下簡易型で実施)

⇒ 総合評価項目の加算点評価とした結果、競争参加者は増加傾向

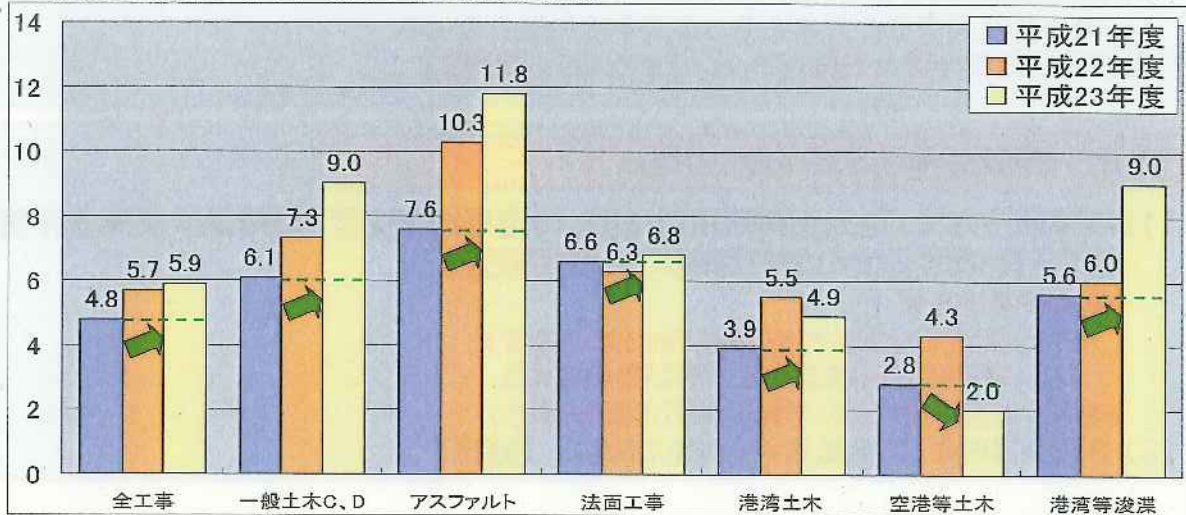
入札説明書抜粋

・平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。
同種工事とは、下記の要件を満たす工事とする。
掘削または切土の土量が50,000m³以上の工事の施工実績

数値要件の撤廃

3億円以下簡易型工事の平均競争参加申請書提出社数

※H23年度は平成24年1月末現在



28

平成24年度の入札・契約の基本方針

1. 平成24年度の入札・契約の基本方針について

◆総合評価方式において、技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保、民間企業(特に地元建設業)の技術力が十分発揮できる競争環境の確保を図ることを目的とし、下記のとおり実施する。

方針Ⅰ: 技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保

(1) より公平な技術評価方法への改善【一部見直し】

① 評価方法の見直し

- ◆ 配点割合
- ◆ 指定テーマ数
- ◆ 企業・技術者の工事成績、表彰等の評価
 - * 担当技術者の評価追加 ← 監理(主任)技術者の1/2
 - * 地方自治体の評価追加 ← 3億円未満の簡易型(一般土木、維持修繕)

② オーバースペック防止のための評価方法の工夫

- ◆ 技術提案数は最大5提案
- ◆ 該当事例のHPへの公表、入札説明書への記載

(2) 技術評価結果について競争参加者へ提供する情報の充実【継続】

- ① 提案者に対する技術提案の評価結果の通知
- ② 提案企業から疑問点等を問い合わせることの出来る専用の窓口の設置
- ③ 競争参加資格有りとなり通知した全社への加算点を公表

29

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- (1)参加者数を拡大する為の実績要件の見直し、条件の緩和 **【継続】**
 - ◆参加資格要件における数値要件の撤廃→総合評価での加算
 - ◆工事成績平均点の要件緩和
 - ◆発注標準の見直し(条件緩和)【工事発注にあたっての措置・配慮】
- (2)地元建設業の経営・技術力が十分発揮できる競争環境の確保 **【継続】**
 - ◆地域精通度、地域貢献度の評価
 - ◆下請企業表彰の対象企業への競争参加機会の付与
- (3)情報化施工の普及支援(インセンティブ付与) **【追加】**

方針Ⅲ：多様な発注方式への取り組み

- (1)段階選抜方式、地元企業活用促進型、特定専門審査型、現場従事技術者評価型など多様な発注方式の試行継続 **【一部見直し】**
 - ◆段階選抜方式：
 - *一次審査の企業と技術者の評価比率の変更
 - *二次審査の提出要請から提出期限の延長
 - ◆地元企業活用促進型：地元資材の定義明確化
- (2)IT現場説明会、工事関連データ提供の継続 **【継続】**

方針Ⅰ：技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保

- (1)より公平な技術評価方法への改善 **【一部見直し】**
 - ①評価方法の見直し(担当技術者等の評価追加について)

◆背景

・現行の総合評価方式において、配置予定技術者は監理(主任)技術者を評価対象としているが、良い成績の技術者をいつまでも申請することとなる。
 ・建設業技術者の高齢化傾向は著しく、業界においても若手技術者の育成は喫緊の課題となっている。このことから、担当技術者についての評価を加えることを検討する必要がある。

対応

○ 監理(主任)技術者・現場代理人に加え、**担当技術者**も評価項目とする事を試行する。

評価項目		評価基準	配点
配置予定技術者の能力	同種工事の8年間の成績(中国地整対象) * 監理(主任)技術者は1.0、現場代理人・担当技術者は定額の0.5	80点以上	4点
		66点以上79点未満(比例配分)	1.2~3.8点
	65点	1点	
	(担当技術者は同種工事の全ての期間に従事)	実績無し・65点未満	0点
表彰(中国地整対象) * 同じ工程区分の工事に関わらず過去4年間	優秀建設技術者表彰(局長表彰実績有)	2点	
	上記事務所長表彰、安全管理優良技術者表彰	1点	
	実績無し	0点	
CPD	CPD取組状況	建設系CPDの評価基準以上	1点
		評価基準未満	0点

【留意事項】

* **担当技術者**・現場代理人は、監理(主任)技術者の1/2を評価とする。
 * **担当技術者**の評価については、同種工事の全ての期間に従事している必要があるが、その確認手法は、CORINSや施工計画書等で確認する。

方針 I : 技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保

(1)より公平な技術評価方法への改善【一部見直し】

①評価方法の見直し(地方自治体の実績評価追加について)

◆背景

- ・簡易型の場合、総合評価に占める企業・技術者の実績・成績のウェイトが重いことから、その実績等の評価が大きく影響する。このため、競争に参加できても直轄工事の実績を持たない企業が落札者になることは実質難しい。(公平な競争環境とは言い難い。)
- ・また、地方自治体発注工事でも同種工事で良い成績の実績を持つ企業もあるため、更なる公平性の観点から検討する必要がある。

対応

○対象工事：3億円未満の簡易型（一般土木、維持修繕）で試行

○評価方法：企業の成績 → 当該工事種別の2年間の平均を直轄と同様に評価

(ただし、過去4年溯って、直轄工事の実績がない場合に限る。)

技術者の成績 → 同種工事の2年間の工事成績を直轄と同様に評価

(ただし、同種工事8年間の直轄工事の実績がない場合に限る。)

* 当面、企業からの申請資料の確認・評価とする。(県のデータベース化課題)

留意点①: 過去2ヶ年の県実績データ(確認用)は、競争参加資格審査用を活用する。

* 実績期間: H21年10月1日～H23年9月30日迄の完成工事

留意点②: 各県毎に成績評定の平均点のバラツキや中国地整の平均点と差がある。

このため、中国地整と同レベルに補正する必要。よって、予め各県毎に補正係数を算出しておき、申請された評定点に当該係数を乗じ評価する。

* 中国地方各県の係数：岡山県→1.1倍、その他の県→1.0倍

方針 I : 技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保

(1)より公平な技術評価方法への改善【継続】

①評価方法の見直し(統一性の確保)

◆配点割合

技術力の競争が十分図られるよう、求める技術提案の重要性に応じて決定することとし、各方式の配点割合を標準化する。

【平成24年度】

	技術提案 (簡易型については簡易な施工計画)	施工能力等	地域精通度 地域貢献度	合計
標準型(I型)	20～30点×2項目 《約70%》	20点 《約30%》		60～70点
標準型(II型)	20～30点×1項目 《約45%》	20～25点 《約45%》	5～10点 《約10%》	50～60点
簡易型(従来方式)	5～10点 《約20%》	20～25点 《約50%》	5～10点 《約20%》	30～40点
簡易型 (実績重視方式)	原則取り止め			

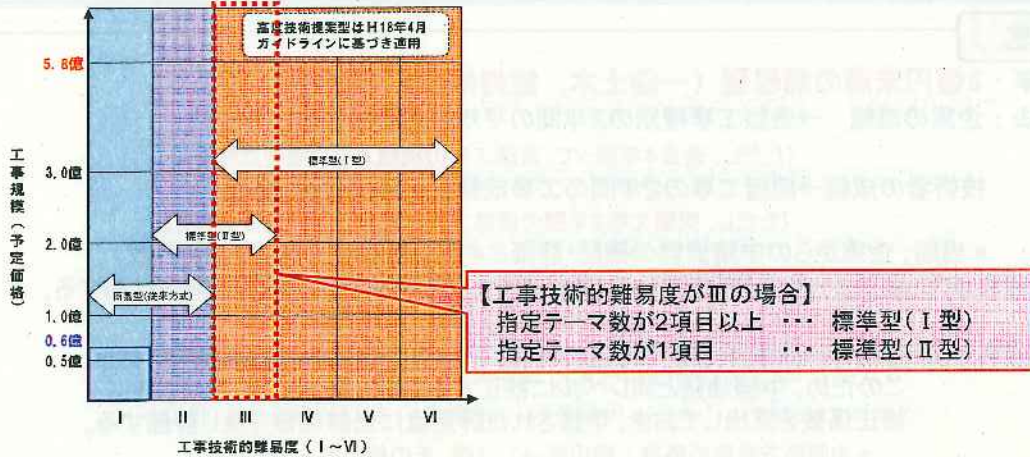
◆指定テーマ数(継続)

技術力の競争が十分図られるとともに、受発注者双方の事務の効率化を図る観点から、各方式における指定テーマ数を以下に示すとおり標準化する。

【変更無し】

	技術提案テーマ数
標準型(I型)	2~3項目
標準型(II型)	1~2項目
簡易型(従来方式)	1項目

【工事規模-工事技術的難易度 対比表】



方針 I : 技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保

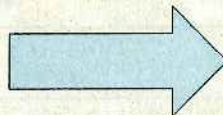
(1) より公平な技術評価方法への改善【継続】

① 評価方法の見直し(企業・技術者の工事成績の評価)

※工事成績評定点の応じた加算点評価(比例配分)

・現行方式では、平均75点取得企業と平均79点取得企業が同一評価となっており、見直し案では、工事成績評定点に応じて、加算点も配分し、更なる公平性を確保する。

H22 : 企業の工事成績 (当該工事種別)	
項目	加算点
80点以上	4.0
75点以上80点未満	3.0
70点以上75点未満	2.0
65点以上70点未満	1.0
実績無し	0.0



見直し(H23~): 企業の工事成績 (当該工事種別)	
項目	加算点
80点以上	4.0
66点~79点	1.2~3.8
65点	1.0
実績無し	0.0

・配置予定技術者の提出された同種工事の工事成績評定点を同様に比例配分をする。

◆企業・技術者の工事成績、表彰等の評価【一部見直し】

1) 企業の工事成績

【平成23年度と変更無し】

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均、過去2年間に実績がない場合は、過去4年間にさかのぼり、完成した当該種別工事の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均

2) 企業の表彰

【平成23年度と変更無し】

- ・中国地方整備局発注工事における過去2年間に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良請負者表彰の有無
- ・中国地方整備局発注工事における過去2年間での工事優秀企業認定制度の表彰の有無
- ・中国地方整備局発注工事における過去2年間に完成した工事に対する下請企業表彰を受けた下請企業を本工事において元請企業が1次下請として活用する場合の有無又は過去2年間に完成した工事に対する下請企業表彰を受けた企業が本工事において、元請企業として入札参加する場合の有無

3) 配置予定技術者の工事成績

【一部見直し】

過去8年間に完成した中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、従事役職が主任(監理)技術者、現場代理人及び**担当技術者**の評定点

4) 配置予定技術者の表彰

【平成23年度と変更無し】

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における過去4年間に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無

② オーバースペック防止のための評価方法の工夫(継続)

1) 背景及び必要性

建設投資が減少し企業の競争環境が厳しさを増すなかで、「総合評価落札方式」の技術提案において高い評価を得ようと、過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案がなされるケースも見受けられる現状にある。

2) オーバースペックの弊害

○提案の履行に過剰な費用を要する場合において、契約額の範囲で必要な品質を確保しようとするれば、受注者の利益が損なわれる可能性。

○さらには、技術提案以外の部分での疎漏・粗雑な施工(技術ダンピング)、受注者の赤字や下請企業へのしわ寄せに繋がる可能性。



『過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案』の抑制が必要

3) 発注者の取り組み

◆技術提案数は最大5提案(1項目当たり)を原則

※最大提案数を5提案としたことにより、視点設定は以下の通りとする。

- 1) 視点設定を行う評価項目 ……コンクリートの品質・耐久性の向上
- 2) 視点設定を行わない評価項目 …上記以外

視点の設定例

技術提案項目：下部工コンクリートの品質・耐久性向上
視点①：配合に関する工夫
視点②：運搬、打設、締固め、打ち継ぎ処理に関する工夫
視点③：養生に関する工夫
視点④：鉄筋、型枠に関する工夫
視点⑤：その他(上記の視点以外での工夫)

◆現場条件により必要と判断される要求レベルのものは標準案として積算計上し条件明示

◆過剰な要求レベル(数値等)を設定しない(舗装工表層の平坦性、濁水処理における水質(pH、SS)等)

※入札参加者が過剰な上限値を設定する形にならないように留意

◆事例等のHPへの公表(入札説明書にURLを記載し入札参加予定者へ紹介)

◆オーバースペックと評価した提案の通知(全工事)

4) 受注者への周知

【入札説明書記載例】

過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案(以下「オーバースペックな技術提案」という)と判断した場合は「より優位な評価はしない」又は「評価をしない」場合がある。

「オーバースペックな技術提案」に関する事項については、[中国地方整備局のホームページ\(http://www.cgr.mlit.go.jp/.....\)](http://www.cgr.mlit.go.jp/.....)に掲載している。

【また、本工事においては「○を○に設置」、「○を○に変更」に関する技術提案を提出した場合「オーバースペックな技術提案」と判断し、「評価をしない」場合がある。】※【 】は工事特性等を考慮して必要に応じ個別の工事において、記載する場合がある。

通知の記載例)

○(加点評価有り):▲▲による施工

【理由】.....は.....であり、オーバースペックな技術提案と判断し「より優位な評価」は行っていません。

－(評価しない):●●の使用

【理由】.....は.....であり、オーバースペックな技術提案と判断し「評価しない」としたものです。

5) オーバースペックな技術提案の例(HP公表)

①同一の部位において、同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断される技術提案

I: コンクリートの配合において、使用する必要性が低いと判断される同一部位へのコンクリート混和材料の併用に過剰な費用を要す提案

II: トンネル工事における養生のための設備と材料の併用に過剰な費用を要す提案

III: PC上部工における特殊なケーブルやシースの併用に過剰な費用を要す提案

② 要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する設計図書や示方書等の規定の範囲を超えた高価な材料の使用など、使用する必要性が低いと判断される提案の実施に過剰な費用を要すると判断される提案

I: コンクリートの配合における低発熱セメントを使用した高強度コンクリートへの変更に過剰な費用を要す提案

II: コンクリートの配合において、使用する必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要す提案

III: トンネル覆工コンクリート全面にわたるコンクリート表面改質剤(コンクリートの劣化抑制を目的とした表面含浸剤)

の塗布に過剰な費用を要す提案

IV: 鋼橋上部工事における上部工鋼材全面にわたる塗装等の追加に過剰な費用を要す提案

(2) 技術評価結果について競争参加者へ提供する情報量の充実【継続】

① 提案者に対する技術評価結果の通知(標準型)

◇ 技術提案の評価結果は、現在、「－: 評価しない」又は「×: 認めない」とした提案について、競争参加資格確認結果の通知に併せての参加者に通知しているところであるが、平成22年度より加点評価した項目についても通知する。

【「理由または条件」欄】

技術提案に基づく入札の可否については、下記によること。

記

【凡例】

- : 可(加算評価する、履行義務あり)
- ・: 可(加算評価しない、履行義務あり)
- －: 可(評価しない、協議結果により実施可能)
- ×: 否(認めない、実施不可)

1. ○○○○の品質・耐久性向上

○: □□の使用

・: ▽▽の使用

○: △△による施工

○: □□による施工

×: ▲▲の使用

【理由】.....

通知事例

② 提案企業から疑問点等を問い合わせることの出来る専用の窓口の設置(標準型)

◆ 「技術提案の評価結果の通知」に伴い、提案企業からの疑問点等を問い合わせることの出来る専用の窓口を設置。

- ・ 企画部 技術開発調整官
- ・ 営繕部 営繕品質管理官

FAX・メールにより受付

平成23年度の入札・契約の基本方針(案)

(2)技術評価結果について競争参加者へ提供する情報の充実【継続】

③通知した全社への加算点を公表

◇技術提案の評価結果は、競争参加資格を有している企業に通知しているところであるが、工事契約後に技術提案等の加算点については、辞退者・無効者・予定価格超過者には公表していない。

しかし、H22年度より、技術提案毎に「加算点有り」等を通知していることから、面談時等に問い合わせが増加。

よって、「情報の充実」を図るため、評価を行った社(辞退者を除く)に対しては、工事の加算点を公表する。

公表例(H22)

事業者	基本情報		技術評価		品質保証		安全対策		環境対策		社会貢献		その他		入札情報		備考			
	法人格	業種	技術力	実績	品質	安全	環境	社会	その他	その他	その他	その他	その他	その他	入札額	予定価格				
(株)〇〇〇	100	15.0	15.0	20.0	6.0	1.0	7.5	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	365,000,000	48,311	〇	〇	追加資料提出
(株)〇〇〇	100	15.0	15.0	25.0	2.0	0.0	0.0	1.0	3.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	365,000,000	48,179	〇	〇	平成23年2月25日 開札
〇〇工業(株)	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	365,200,000	44,789	〇	〇	追加資料提出
〇〇建設(株)	100	15.0	15.0	15.0	4.0	0.0	1.5	1.0	4.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	374,000,000	43,853	〇	〇	
〇〇土木(株)	100	15.0	15.0	22.5	4.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	362,800,000	42,851	〇	〇	予定価格超過
△△工業(株)	100	15.0	15.0	7.5	4.0	0.0	0.0	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	362,800,000	42,851	〇	〇	
(株)〇〇〇建設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	辞退

見直し(H23~)

事業者	法人格	業種	技術力	実績	品質	安全	環境	社会	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	入札額	予定価格	備考		
(株)〇〇〇	-	-	-	[25.0]	2.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	365,000,000	48,311	〇	〇	追加資料提出
〇〇建設(株)	100	15.0	15.0	20.0	6.0	1.0	1.5	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	365,000,000	48,179	〇	〇	平成23年2月25日 開札
(株)〇〇〇	100	15.0	15.0	25.0	2.0	0.0	0.0	1.0	3.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	365,000,000	48,179	〇	〇	
〇〇工業(株)	-	-	-	[17.5]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	365,200,000	44,789	〇	〇	追加資料提出
〇〇建設(株)	100	15.0	15.0	15.0	4.0	0.0	1.5	1.0	4.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	374,000,000	43,853	〇	〇	
〇〇土木(株)	100	15.0	15.0	22.5	4.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	362,800,000	42,851	〇	〇	予定価格超過
〇〇建設(株)	-	-	-	[17.5]	4.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.0	0.0	362,800,000	42,851	〇	〇	
△△工業(株)	100	15.0	15.0	7.5	4.0	0.0	0.0	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	362,800,000	42,851	〇	〇	
(株)〇〇〇建設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	辞退

※[]加算点は、施工体別評価額の観点である。

平成24年度の入札・契約の基本方針

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

(1)参加者数を拡大する為の実績要件の見直し、条件の緩和【継続】

◆参加資格要件における数値要件の撤廃(分任官工事の簡易型で試行)

◇「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日)により、競争参加資格要件として、同種工事の施工実績において数値基準を設定しているところであるが、入札参加者数の拡大を図ることから3.0億円以下の工事において、競争参加資格要件では数値基準を求めず、加算点において評価する方式を試行する。

入札説明書(抜粋)

【見直し後】

4. 競争参加資格

(6) 平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、発注機関が民間(電力9社、高速道路6社、旅客鉄道6社を除く。)の工事は実績として認めない。

・同種工事とは、下記の(ア)~(ウ)の要件を満たす工事とする。

(ア) 掘削又は切土の土量が100,000m³以上の道路工事の施工実績を有すること。

(イ) 硬岩(中硬岩を含む。)の掘削又は切土の工事の施工実績を有すること。

(ウ) 盛土量が100,000m³以上の道路工事の施工実績を有すること。

ただし、上記(ア)・(ウ)は同一工事であること。

数値要件の撤廃

※H22年度より、数値要件(実績)を、総合評価項目として追加し、加算点評価を実施

(2) 地元建設業の経営・技術力が十分発揮できる競争環境の確保 **【継続】**

◆ 地域精通度・地域貢献度の評価

【平成23年度と変更無し】

地域精通度・地域貢献度の評価項目として、下記5項目を工事特性に応じて追加する。

評価項目	評価内容	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	地域内(●●地方生活圏内等)での当該企業の本店所在の有無	地域内に本店有り
		地域内に支店、営業所有り
		拠点無し
企業の近隣地域での施工実績	過去4年間に近隣地域(●●地方生活圏等)での当該企業の施工実績の有無	施工実績有り
		施工実績なし
災害活動の実績	近隣地域(●●地方生活圏内等)において、過去10年間における災害対応協定等に基づく支援活動の実績の有無 [評価対象の例] ・災害対応協定に基づく活動実績、大規模災害時の応急対策実績	活動実績有り
		災害対応協定の締結有り
		活動実績なし
その他 (下記オプションより2項目選択)	※各タイプの加算点合計を超えない範囲で設定すること。	有り
		なし

【オプション項目】

ア) 身体障害者及び知的障害者の雇用率
イ) 高齢者の雇用率
ウ) 地元の新卒者の雇用率
エ) 社会保険制度への加入
オ) ボランティア活動の実績

カ) 道路除雪作業
キ) 河川・道路維持工事
ク) 地域固有の資源等を活用した土木技術開発
ケ) 中小企業の擁護・育成への取り組み
コ) その他(都会独自で設定可能)

注) 入札参加要件に、地域要件として「本店限定」等の「営業拠点の有無に関するもの」を設定した場合には、「地域内における本支店、営業所の所在地の有無」は設定せず、オプションより任意選択する。

◆ 下請企業表彰の対象企業の競争参加機会の付与(継続)

【企業】

◇ 企業の同種工事の施工実績において、下請企業表彰を受けた企業で、下請企業表彰の対象となった工事が該当工事において求める同種工事の施工実績と同じであれば競争参加資格を認める。

【配置予定技術者】

◇ 下請企業表彰の対象となった工事に監理技術者・主任技術者で従事していた者で、下請企業表彰の対象となった工事が該当工事において求める同種工事の施工実績と同じであれば競争参加資格を認める。

※同種工事の下請での施工実績はCORINS検索が出来ないため、施工体制台帳、契約書等、施工実績が確認できる資料を添付。

◆ 地元企業活用促進型の評価項目の変更(継続)

「元請の本店所在地」「災害対応協定または支援活動等の実績」については、地域精通度・地域貢献度においての評価する。

【平成23年度と変更無し】

1. 地元一次下請の活用率
2. 元請企業(又は一次下請企業)の地元資材の活用率

◆ 地元企業活用促進型の対象の拡大(継続)

対象工事(元請)は、一般土木工事Bランク又はB+Cランクを対象として実施していたが、他工種(一般土木C、PC、As舗装、建築等)への積極的な拡大を図る。

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

(3) 情報化施工の普及支援(インセンティブ付与) 【追加】

◆背景：情報化施工技術の一般化・実用化について(H22.8.2付け通達)

これまでの情報化施工に関する試験施工の実績や技術の普及状況等を踏まえ、既に技術的に確立し、平成25年度の一般化に向けて普及措置を講じる技術(一般化推進技術)と実用化に向け検討を行う技術(実用化検討技術)が設定されているところ。

○一般化推進技術：TS出来形管理技術(土工)、MC(モーターグレーダ)技術

○実用化推進技術：TS/GNSS締固め管理技術、MC/MG(ブルドーザ)技術、MG(バックホウ)技術
上記のとおり一般化・実用化に向けての普及支援を図るため、入札契約手続きにおいて工夫を図る。

対応

1. 平成25年度一般化に向けての目標管理

TS出来形管理技術(土工)

	H23	H24	H25
目標活用率	27.0% 以上	38.5% 以上	50.0% 以上

MC(モーターグレーダ)技術

	H23	H24	H25
目標活用率	30.0% 以上	40.0% 以上	50.0% 以上

◆地整毎で四半期毎に対象工事(活用見通し)と活用工事を把握(本省報告)

◆対象工事の条件

① TS出来形管理技術：1,000m³以上の道路・河川土工含む工事

* 施工規模10,000m³以上は、発注者指定型で積極的に実施する。

② MC(モーターグレーダ)技術：5,000m²以上の路盤工を含む工事

* 施工規模10,000m²以上は、発注者指定型で積極的に実施する。

2. 施工者へのインセンティブ

- ◆発注者指定型：入札契約時のインセンティブは付与しない。* 公告・入札説明書及び特記仕様書に明記
- ◆施工者希望型：発注者指定型工事を除く情報化施工技術(一般化推進技術、実用化推進技術)が想定される全ての工事において情報化施工技術の活用を総合評価方式の評価項目として設定し、インセンティブを付すことで技術の普及に一層の誘導を図る。

3. 情報化施工の評価項目について

施工者希望型における総合評価落札方式の評価項目(インセンティブの付与)

- ◆一般化推進技術(TSによる出来形管理技術、MC(モーターグレーダ)技術を使用する場合に評価する。
- ◆一般化推進技術でTSとMCの両方を使用しても重複加点はしない。
- ◆実用化推進技術(TS/GNSS締固め管理技術、MC/MG(ブルドーザ)技術、MG(バックホウ)技術を使用する場合は、一般化推進技術の1/2で評価。
- ◆発注者指定型においては評価しない。

【配点事例】

項目	細目	評価基準	配点
施工能力等	企業の施工能力 情報化施工技術の活用	一般化推進技術	1.0点
		実用化推進技術	0.5点
		活用しない	0点

方針Ⅲ：多様な発注方式への取り組み

◆平成24年度 多様な発注方式（試行）の実施方針 【一部見直し】

- ・標記については、品確法の主旨を踏まえ、多様な発注方式により適正な工事発注に努めているところ。
- ・建設業団体等からの要請等を受け、H24年度も引き続き、多様な発注方式による試行工事等を実施し、より妥当な発注方式の模索・検証を行うと共に、一層適正な公共調達を目指す。

1. 段階選抜方式

- 1) 適用工事：WTO対象工事、トンネル工事、改良工事、PC工事
- 2) 目標実施件数：4～5件【H23年度実績：2件】

2. 地元企業活用促進型総合評価方式

- 1) 適用工事：
 - ・一般土木B工事 → 原則実施。(ただし、特定専門工事審査型優先。)
 - ・一般土木B以外 → 平成21年8月31日事務連絡のとおり(他工種も積極的実施)
- 2) 目標実施件数：50件程度(各事務所(分任官)2～3件程度)
【H23実績：71件(H24.2.13現在)】

3. 特定専門工事審査型総合評価方式

- 1) 適用工事：
 - ・一般土木B工事で、適用工種(杭基礎工、地盤改良工、法面アンカー工)は原則実施
- 2) 目標実施件数：2件【H23実績：2件(H24.2.13現在)】

48

4. 現場従事技術者評価型総合評価方式

- 1) 適用工事：
 - ・一般土木C工事において以下の現場従事技術者の活用を図る工事を評価。
 - ・登録基幹技能者：「とび、土工」「機械土工」「鉄筋」「型枠」「配管」
* 営繕工事については「建設塗装」「左官」「電気工事」「建築板金」を追加
 - ・建設マスター：「土工」「とび工」「コンクリート工」「鉄筋」「大工」「配管工」「建設機械運転工」
 - ・なお、上記以外の工種についても積極的に評価項目に加える。
- 2) 目標実施件数：30件以上【H23実績：36件(H24.2.13現在)】

5. 工事関連データの提供

- 1) 適用工事：
 - ・WTO対象工事、トンネル工事、橋梁上下部工事は原則実施。
 - ・提供データについては、(例えばトンネル工事の場合)地質調査業務報告書及びトンネル詳細設計業務報告書等のPDFデータを中国地整HPからダウンロードできるように設定する。
- 2) 目標実施件数：30件以上【H23実績：18件(H24.2.13現在)】

6. ITを活用した工事説明会の実施

- 1) 適用工事：
 - ・WTO対象工事、トンネル工事、橋梁上下部工事の中から選定する。
(利害関係者が多いことや近接工事があるなど複雑な工事を基本)
- 2) 目標実施件数：5件程度【H23実績：6件(H24.2.13現在)】

49

平成24年度の入札・契約の基本方針

◆ 階選抜型入札方式(継続)

建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を目的とし、競争参加資格の確認、企業の施工実績等により第一段階の絞り込みを行う。その上位企業に対し技術提案を依頼し評価を行い、入札結果と併せ、評価値により落札者を決定する。

◆ 地元企業活用促進型(継続)

地域企業に対する評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の活用率等を適切に評価する。

◆ 特定専門工事審査型(継続)

工事目的物の品質に対し実質的に大きな影響を与える専門工事業者(下請業者)の施工能力等を的確に評価することによる工事品質の確保を目的とし、一体として発注する工事のうち主要な専門工事についても技術資料等を求めて評価する。主要な部分を占める専門工種(地盤改良、杭基礎工、法面処理)。

◆ 現場従事技術者評価型(継続)

下請協力企業を含めた主任・監理技術者以外の現場従事技術者(登録基幹技能者又は建設マスター等)の配置状況の評価することで、施工現場の生産性向上や工事目的物の品質の確保向上を目指す。

◆ 工事関連データの提供(継続)

受注者の技術資料作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減を期待し、現場条件や、設計条件等の質問及び回答等、受・発注者の事務量の軽減を目的に実施する。

◆ ITを活用した現場説明会(継続)

入札説明書、特記仕様書、図面等を用い説明することを基本とするが、基本的な概要の他、特に留意すべき点等を補足説明することにより、工事概要・目的や発注者の趣旨等の理解度向上を図り、より良い技術提案及び不問な質疑の減少を期待するもの。

◆ 地域維持型契約方式(継続)

地域に不可欠な維持管理(災害対応、除雪等)を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、包括発注や複数年契約を行い、競争参加者として単体企業に加え、地域維持型JVの参加を可能とする方式。

50

平成24年度の入札・契約の基本方針

方針Ⅲ: 多様な発注方式への取り組み

○ 地元企業活用型における地元資材の定義明確化 **【一部見直し】**

◆ 背景(地元企業活用型における地元資材の扱いについて)

- ・現状の地元資材の定義は、その資材を扱う会社の本店が地域要件内に存在することを条件としている。
- ・As合材や生コンは、品質確保や運搬時間制約から自社プラント活用の要請が強い。(特にAs合材は、東京・大阪に本社を持つ大手企業が経営しているプラントが多い。)
- ・本店プラントでなくとも、地元産の骨材を使用したり、雇用や法人税等、その地域に少なからず貢献している。

対応

◆ 地元資材の定義：地元に生産拠点を有する資材

- * 地元
- * 地元
- * 地元

51

◆現行(平成23年3月31日公告まで)

入札説明書(技料)別紙1

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格(技術提案の内容に基づく施工又は発注者が求めた技術提案に関する事項以外のVE提案に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその金額を様式2-1、2-2、3において明らかにしたときは、コスト削減金額として中国地方整備局長が認めた金額(発注者が求めた技術提案に関する事項以外のVE提案であって、契約後VE方式に該当する場合は、実際に削減されると認めた金額の1/2とすることがある。)を当該入札参加者の入札価格に加えた価格。以下「申込み価格」という。)が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるとする。

なお、1の調査基準価格以上であっても、下記の表費用項目の欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算の基礎となった下記の表費用項目の欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対して、必要に応じて次の様式の提出を求め、施工体制を確認する場合があります。

改正

◆改正(平成23年4月1日公告より)

入札説明書(技料)別紙1

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格(技術提案の内容に基づく施工又は発注者が求めた技術提案に関する事項以外のVE提案に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその金額を様式2-1、2-2、3において明らかにしたときは、コスト削減金額として中国地方整備局長が認めた金額(発注者が求めた技術提案に関する事項以外のVE提案であって、契約後VE方式に該当する場合は、実際に削減されると認めた金額の1/2とすることがある。)を当該入札参加者の入札価格に加えた価格。以下「申込み価格」という。)が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるとする。

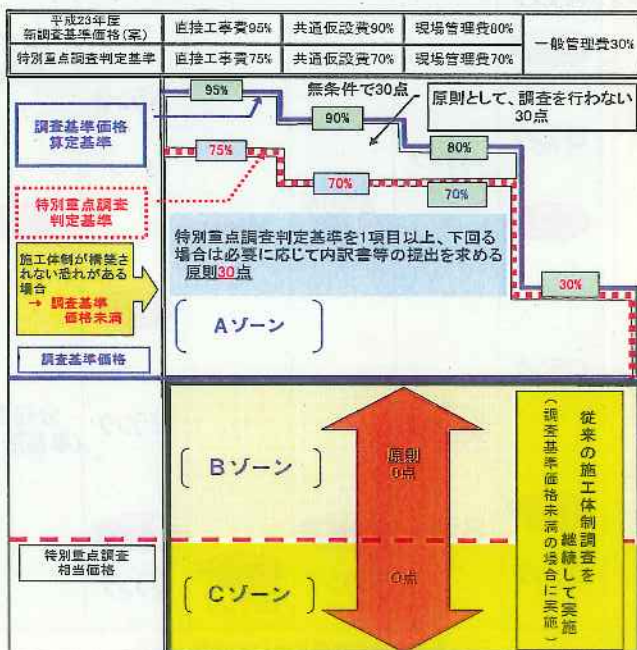
(2)なお、1の調査基準価格以上であっても、下記の表費用項目の欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算の基礎となった下記の表費用項目の欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対して、必要に応じて詳細な内訳書又は次の様式の提出を求め、施工体制を確認する場合があります。

施工体制確認型(Aゾーン)の取扱いについて【再周知】

参考:低入札価格調査基準価格の見直しによる運用について

＜厳格な調査の目的＞

- ・ 応札者に真摯な工事費の見積を求める。
- ・ 積算能力の劣る技術力の低い応札者に厳格な調査を実施し、適切な評価点を付与する。



〔調査基準価格以上〕

・ 無条件で30点を付与
〔特別重点調査判定基準以上
調査基準価格算定基準未済〕

・ 原則、調査は不要。
・ 30点を付与

〔Aゾーン〕

・ 特別重点調査判定基準を1項目以上、
下回る場合は、必要に応じて内訳書等
の提出を求め、確認する。
・ 30点を付与

※ただし、工事費内訳書と入札書に乖離
がある場合等、疑義がある場合は、ヒア
リングにより、必要に応じ「厳格な調査」
を実施。

※疑義がある場合は本局技術管理課へ
相談されたい。

〔Bゾーン及びCゾーン〕

従来の施工体制調査を
継続して実施

※施工体制評価点は、〔原則0点〕とする。
(H20.4月からの運用を変更する)

平成24年度 標準型・簡易型配点変更

標準型・簡易型 配点変更(案)		赤文字:変更項目	標準型(I型、II型)		簡易型(従来方式)		
			平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	
技術提案	技術提案等	技術提案(具体的な施工計画) ※簡易型は技術的所見	○	○	○	○	
施工能力等	企業の施工実績	当該工種の工事成績(工事成績評定点に応じた加点方式)	○	○	○	○	
		地方自治体の工事成績 ※簡易型(3億円未満)の一般土木、維持修繕のみで試行				○	
		工事成績優秀企業認定制度の表彰(ゴールドカード制度)	○	○	○	○	
		優良工事施工団体表彰/安全管理優良請負者表彰/下請企業表彰	○	○	○	○	
		下請表彰(元請が下請表彰の企業を活用)	○	○	○	○	
		施工実績規模(分任官の簡易型でガイドラインにより数値設定がある場合のみ)			○	○	
	施工能力等	配置予定技術者の能力	手持ち工事量(簡易型のみ)			○	○
			ヒアリング(工事毎に任意選択、1億円未満はできるだけ実施)	○	○	○	○
			同種工事の工事成績(工事成績評定点に応じた加点方式) 担当技術者1/2(全ての期間従事)	○	○	○	○
			地方自治体の工事成績 ※簡易型の一般土木、維持修繕				○
地域精通度 地域貢献度	地域精通度・地域貢献度	優秀建設技術者表彰/安全管理優良技術者表彰	○	○	○	○	
		継続教育学習(CPD)	○	○	○	○	
		施工実績規模(分任官の簡易型でガイドラインにより数値設定がある場合のみ)			○	○	
		舗装施工管理技術者(アスファルト舗装工事のみ)	○	○	○	○	
		企業の施工能力 情報化施工技術の活用(施工者希望型のみ)		○		○	
企業の技術力 有用な新技術の活用(標準型のみ)	○	○	○	○			
地域精通度 地域貢献度	地域精通度・地域貢献度	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	○	○	○	○	
		企業の近隣地域での施工実績	○	○	○	○	
		災害活動の施工実績	○	○	○	○	
		その他(オプションにより任意選択) ※2項目選択	○	○	○	○	
		地元一次下請の活用率	○	○	○	○	
		元請企業(又は一次下請企業)の地元資材の活用率	○	○	○	○	
不正又は不誠実な行為等における減点(文書注意(警告)、かし修繕請求は△10%、口頭注意(警告)は△5%)			○	○	○	○	

政府調達協定(WTO)の対象額の変更について

◆入札・契約方式と工事工種等級区分
(港湾空港関係を除く工事)

入札方式	H23中国運用		H24中国運用		一般土木	アスファルト	鋼橋上部	造 園	電気設備	負担行為 担当官
	一般競争入札(政府調達協定対象)	6.9億円		5.8億円		建築				暖冷房 衛生設備
一般競争入札	6.9億円		5.8億円		Aランク				Aランク	
政府調達協定対象に対し、等級区分、地域要件、工事成績、その他地整局長が必要と認める事項を新たに追加した条件を付して公告し、条件を満たしている企業は全て入札に参加	6.9億円		5.8億円		Bランク	Aランク	Aランク	Aランク		3億円
一般競争入札	6.9億円		5.8億円		Cランク				Bランク	分任官 (事務所長)
原則、全て一般競争入札 ・0.6億円未満の「その他の工事」については、工事希望型競争入札も可。	0.6億円		0.6億円		Dランク	Bランク	Bランク	0.25億円 Bランク	Cランク	
原則、全て一般競争入札 ・0.6億円未満の「その他の工事」については、工事希望型競争入札も可。	0.6億円		0.6億円							

(予定価格)

※その他の工種についてはランクなし

総合評価方式改善の動向について

◆H24.2.28総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会より

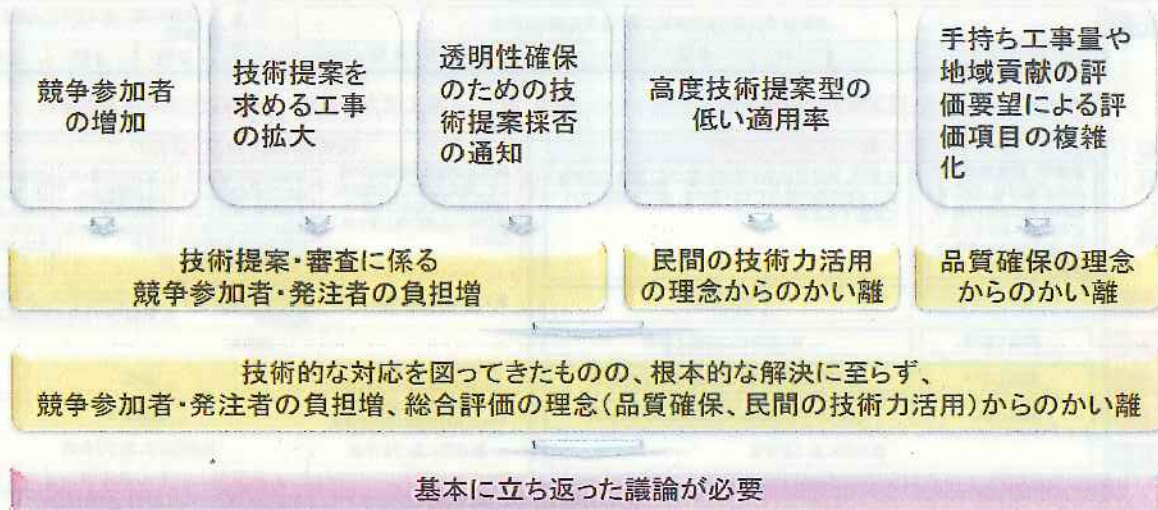


総合評価落札方式の課題

一般競争の拡大、投資減少に伴う競争圧力の増大による公共工事の品質に対する懸念

民間の技術力活用による効率的な事業執行の必要性

品確法の成立、総合評価落札方式の適用拡大



56

総合評価方式改善の動向について



総合評価落札方式改善の方針(案)

総合評価落札方式の課題

- ①技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大
- ②品質確保の理念からのかい離
- ③民間の技術力活用の理念からのかい離

総合評価落札方式の目的

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日 閣議決定 抜粋

○公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。

総合評価落札方式の改善の方針

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

57

総合評価落札方式適用の見直し(二極化)(案)

現状	簡易型	標準型	高度技術提案型		
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最良案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	点数化して評価		技術提案に基づき予定価格を作成		
ヒアリング	必要に応じ実施				
予定価格	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成				
		II型	I型	III型	II型

← 施工能力を評価する → ← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →

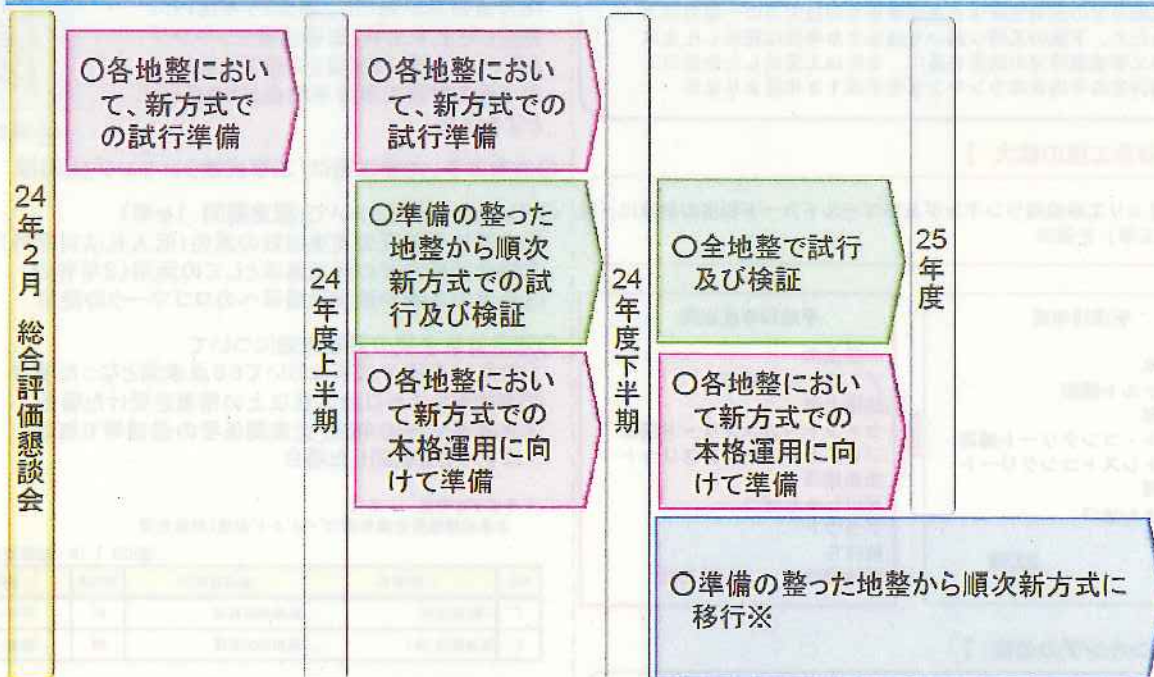
見直し案	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)		
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工計画	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの削減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合
提案内容			施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化		
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)			
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成	
	II型	I型	S型	AIII型	AII型

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を先行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

競争参加資格要件と総合評価評価項目(案)

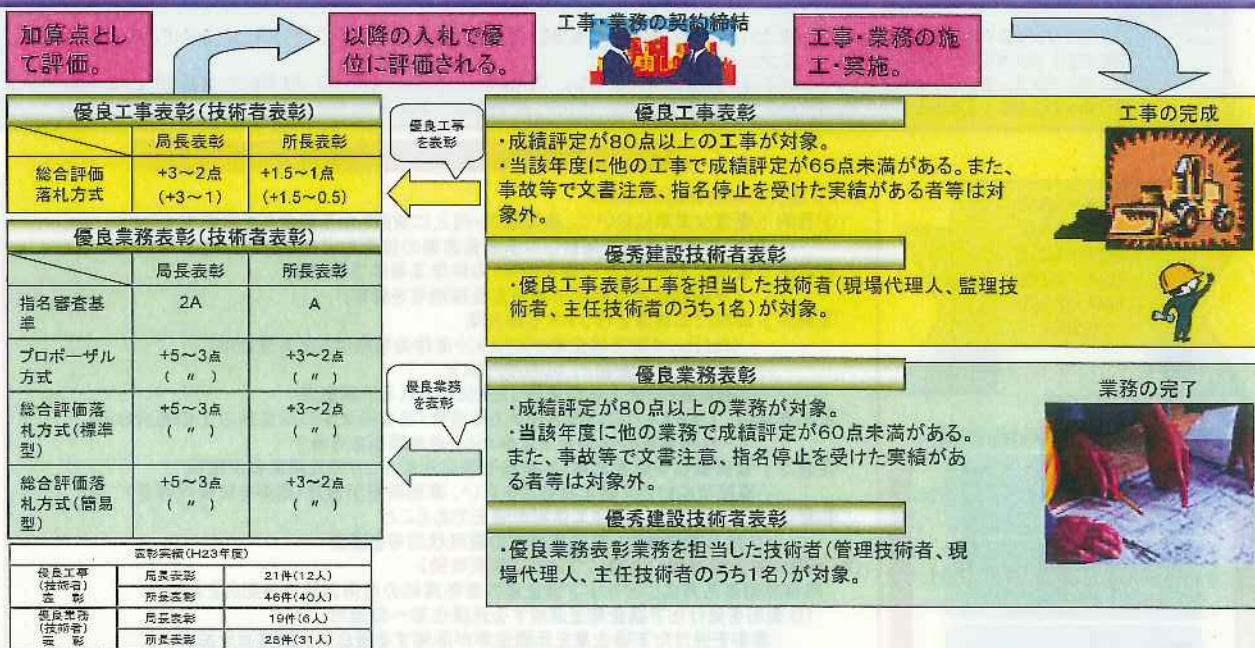
資格要件・評価項目		参加要件	段階選抜	総合評価	設定・評価の考え方
企業の能力等	実績	○	○	○	・過去15年間を対象とする。 ・工事難易度の低い工事の競争参加要件においては、工事量を設定しないこととし、総合評価で適宜評価する。 ・総合評価では、必要に応じ、複数実績を評価する。
	成績	○	○	○	・過去2年間の同じ工種区分の平均成績とし、65点以上であることを参加要件とする。 ・全国を対象とする。 ・過去2年間の実績がない場合は、適宜選ることができるものとする。 ・ただし、データベースの整備状況に応じ、当該地盤のみとすることも可能とする。
	表彰	×	○	○	・過去2年間を対象とする。発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。
	関連分野での技術開発	×	△	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	×	△	△	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	△	
	その他	×	△	△	・都道府県発注工事の成績等を設定できるものとする。
	実績	○	○	○	・企業の実績と同じ。
技術者の能力等	実績	○	○	○	・過去4年間の同じ工種区分の平均成績とし、65点以上であることを参加要件とする。 ・全国を対象とする。 ・過去4年間の実績がない場合は、適宜選ることができるものとする。 ・ただし、データベースの整備状況に応じ、当該地盤のみとすることも、3件程度の平均とすることも可能とする。
	表彰	×	○	○	・過去4年間を対象とする。発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。
	CPD	×	△	△	
	資格	○	△	△	
	その他	×	△	△	・都道府県発注工事の成績等を設定できるものとする。
	ヒアリング	×	△	△	・管理能力及び技術提案に対する相応度あるいは施工計画の適切性を評価する。
手持ち工事量	△	×	×	・総合評価では評価しない。 ・発注見込み件数等を考慮し、適宜設定する。	
条件的	本支店営業所の所在地	○	△	△	
	企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	・要件として設定する場合、競争性を確保すること。
	監理技術者の近隣地域での実績	△	△	△	
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	△	
適度地域	ボランティア活動等	×	△	△	・社会資本整備・管理に関係しないものは総合評価で評価しない。
	その他	×	△	△	・社会資本整備・管理に関係のある項目を設定できるものとする。

スケジュール(案)



※) 段階選抜、WTOにおける企業・技術者の能力等の評価方法については試行を実施し、実施方法の確立に努める。また、ヒアリングについては、段階選抜方式が確立するまでは、段階選抜方式の試行に合わせ試行的に実施する。競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件の設定と総合評価の役割分担については引き続き検討を行う。

中国地方整備局 優良工事等表彰制度



H23年度優良工事等表彰要領改正内容

- 過去の実績を表彰の条件としていた
 - ・局長表彰は、事務所長表彰以上の経験が必要
 - ・過去10年間で3件以上の実績が必要
- 表彰要領から削除
 - ・当該工事の成績で評価
- 処分があった場合、時期によっては2ヶ年に渡り欠格となる場合があった。
- 表彰要領を改正
 - ・欠格対象期間を前年度表彰日から今年度表彰日に修正
 - ・表彰日までには処分が確定しない場合は欠格とする。ただし次年度表彰は可能

工事成績評定ランキング・工事成績優秀企業(ゴールドカード)制度

工事成績ランキング

◎工事成績ランキングの概要

工事成績評定の透明性確保と民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、下記の工程において過去2カ年度に完成した土木工事の工事成績評定の結果を基に、3件以上完成した企業の工事成績評定の平均点のランキングを平成18年度より公表

【対象工程の拡大】

H19年度より工事成績ランキング及びゴールドカード制度の対象に「維持修繕工事」を追加

平成18年度

一般土木
アスファルト舗装
鋼橋上部
セメント・コンクリート舗装
プレストレストコンクリート
法面処理
河川しゅんせつ
グラウト
杭打ち 9工程

平成19年度以降

一般土木
アスファルト舗装
鋼橋上部
セメント・コンクリート舗装
プレストレストコンクリート
法面処理
河川しゅんせつ
グラウト
杭打ち
維持修繕 10工程

【ランキングの公表】

平成23年度は、優良工事の表彰と合わせ、7月に公表。

工事成績優秀企業(ゴールドカード)制度

2011年度

優

国土交通省

○工事成績優秀企業制度認定企業

地方整備局が発注し、過去2ヶ年度内に完成した土木工事(工事成績ランキングと同一の工程)の実績を3件以上有し、かつその対象工事の平均点が80点以上となる企業

○対象工事、対象工程は「工事成績ランキング」と同様

○インセンティブについて(認定期間:1ヶ年)

- ①中間技術検査の実施回数の減免(低入札は対象外)
- ②総合評価方式の評価基準としての活用(2年有効)
- ③企業の名刺や建設現場等へのロゴマークの使用

○認定対象企業の資格失効について

- ①対象10工種の工事において65点未満となった場合
- ②事故等による口頭注意以上の措置を受けた場合
- ③民事再生法の申請、企業関係者の逮捕等で無効にすべきと判断した場合

平成23年度 : 2社
工事成績優秀企業制度(ゴールドカード)制度対象企業

※H23.7.19:認定書授与

NO.	業名	本店所在地	平均点	備考
1	(株)鴻治組	広島県広島市	81	河川・道路
2	五洋建設(株)	東京都文京区	80	港湾・空港

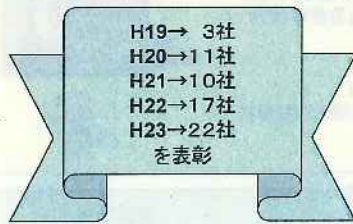
※平成22年度 対象企業数 : 5社
平成21年度 対象企業数 : 4社
平成20年度 対象企業数 : 7社

62

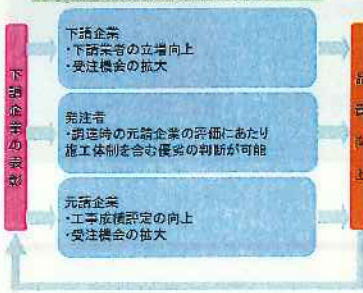
下請企業表彰

◎背景

- ✓ 工事の専門分業化が進む中、工事の品質確保にあたって下請企業(専門工事業者)の果たす役割が拡大。
- ✓ 工事の品質確保並びに向上を図るため、下請企業の技術力等を評価し、優秀な下請企業(技術者)を表彰する制度とその活用について検討。



下請企業表彰の活用による好循環の構築イメージ



下請企業(専門工事業者)の評価について

(1)下請負企業表彰制度の概要

- ①目的: 優良な工事において、品質確保・向上に貢献した下請企業を表彰することにより、工事の品質確保並びに下請負企業の技術力向上を図る
- ②対象: 優良な工事(優良工事表彰等)の対象工事の下請企業(下請会社及び当該工事の主任技術者を表彰)
- ③要件: a) 専門工事業を行う1次下請企業(ただし、1次下請企業がマネジメント主体の場合は2次下請企業)
b) 下請負工事金額2,500万円以上
c) 品質確保・向上等に貢献したと認められる下請企業
- ④欠格事項: ・ふさわしくない行為等がある場合(指名停止や口頭注意以上の処分など)
・当該年度の他の元請工事が65点未満がある場合
- ⑤選定: 監督職員や優良工事等(事務所長等表彰以上)の元請業者が推薦事務所において選定委員会を行い、事務所長が選定(結果を局長へ報告)
- ⑥審査: 元下請負契約や施工体制が適正であること(施工体制台帳、主任技術者の雇用状況等を審査)

(2)下請企業表彰実績の活用について(2年間有効)

- 総合評価落札方式における下請企業の表彰実績の活用方針は下記のとおり。
- ①表彰を受けた下請企業を活用する元請企業への活用
表彰を受けた下請企業を元請企業が活用する場合に元請業者を加点。
 - ②下請企業表彰を受けた企業が元請となった場合の活用
下請企業表彰を受けた企業が元請企業として入札参加する場合に加点。

(3)下請企業表彰の対象企業に競争参加機会を付与(H22年度新規)

下請企業表彰された工事の実績を同種の実績として競争参加資格を認める。

(4)実施時期について

- ①実施時期 平成19年度(平成18年度完成工事)から実施
- ②表彰日時 優良工事等の事務所長表彰に併せ実施

63

優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)

○背景

- ・建設産業・・・①住宅・社会資本整備の担い手として、重要な役割を果たす我が国の基幹産業。
- ②建設産業が活力と魅力あふれる産業として発展するためには、優秀な人材の確保・育成が必要不可欠。

建設マスターの証し(バッジ)



○顕彰の主旨と目的

- ・現場の第一線で「ものづくり」に直接従事している方の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている建設技能者の方を対象に、**建設マスター**として毎年顕彰。(平成4年度創設、約7,300人が顕彰)
- ・業界団体・都道府県及び地方整備局から推薦し、国土交通大臣により実施。
- ・「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲の増進、建設技能者の社会的評価の向上を図る。

◎建設マスターとは・・・

建設産業に従事している現役の技能者の中で、第一線の現場作業に従事し、卓越した技能・技術を有している「ものづくりの名人」。

【建設マスターの顕彰基準】

工事施工に直接従事している個人で、現役として活躍している建設技能者のうち下記の条件を全て満たしている方。

- [1]技能・技術が優秀であること
- [2]工事施工の合理化等へ貢献していること
- [3]後進の指導育成に努めていること
- [4]安全・衛生の向上に貢献していること
- [5]他の建設現場従業者の模範となっていること



- 建設業において、現場施工を担う技能労働者の果たす役割は大きく、優れた技能・技術を有する技能労働者を評価し、活用を図っていくことが重要。
- 受賞者を検索できるデータベースを整備して、広く一般に情報提供することで、その評価・活用の促進を図る。

64

リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰

リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰

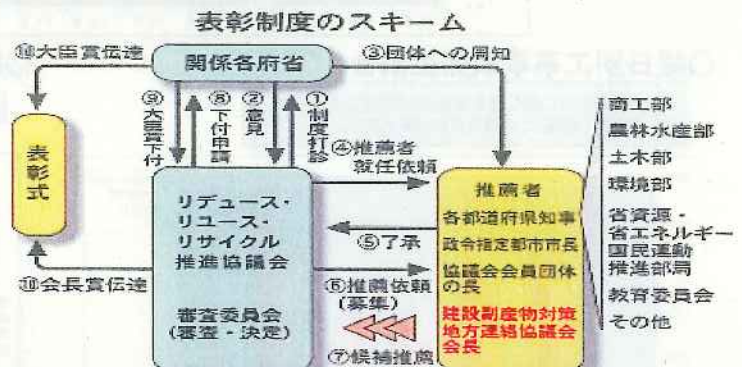
建設副産物リサイクル広報推進会議は、リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰を行っています。

3R推進功労者等表彰は、リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進協議会が再資源化事業の促進とリサイクル意識の高揚を図ることを目的に、毎年行っている表彰です。

表彰の対象は、リサイクル運動に率先して取り組み、継続的活動を通じて顕著な実績を挙げている個人、グループ及び特に貢献の認められる事業所等です。

【賞の種類】

- 内閣総理大臣賞
- 関係府省大臣賞
 - ・経済産業大臣賞
 - ・環境大臣賞
 - ・国土交通大臣賞
 - ・厚生労働大臣賞
 - ・農林水産大臣賞
 - ・文部科学大臣賞
 - ・経済財政政策担当大臣賞
- 会長賞
 - リデュース・リユース・リサイクル推進協議会会長賞



■平成22年度 リサイクル推進功労者表彰件数

賞の種類	全産業	建設産業
内閣総理大臣賞	1	0
各省庁大臣賞	20	10
リサイクル推進協議会会長賞	90	56

中国地方整備局管内の表彰:
平成22年度国土交通大臣賞
鹿島建設(株)中国支店 尾道・松江自動車道
野呂谷第一トンネル南工事事務所
「道路トンネル工事におけるゼロエミッションへの取り組み」

65

中国地方整備局発注の直轄工事における事故発生状況

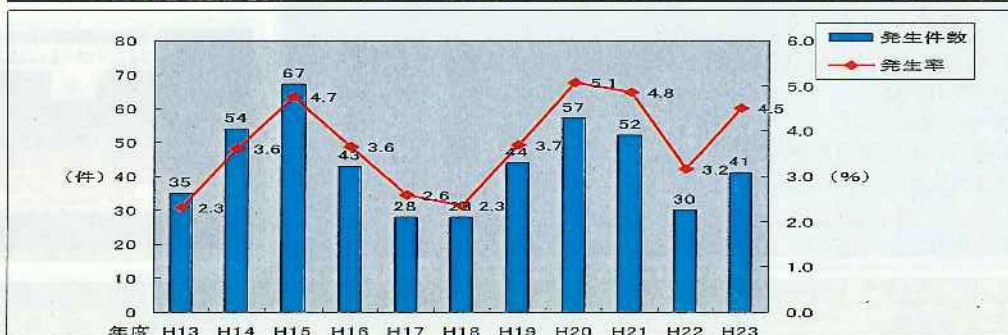
中国地方整備局発注の直轄工事における工事事務発生状況

(港湾空港関係を除く)

- 平成23年度の発生件数は41件。工事件数に占める割合は(4.5%)。
- 死亡事故が3件発生

工事事務発生件数の推移

	発生件数	死亡者数	負傷者数	工事件数	発生率(%)
H13	35	4	21	1,512	2.3
H14	54	1	43	1,496	3.6
H15	67	0	41	1,411	4.7
H16	43	0	21	1,179	3.6
H17	28	0	19	1,084	2.6
H18	28	0	14	1,195	2.3
H19	44	1	20	1,192	3.7
H20	57	2	40	1,124	5.1
H21	52	0	33	1,073	4.8
H22	30	2	17	949	3.2
H23	41	3	26	912	4.5

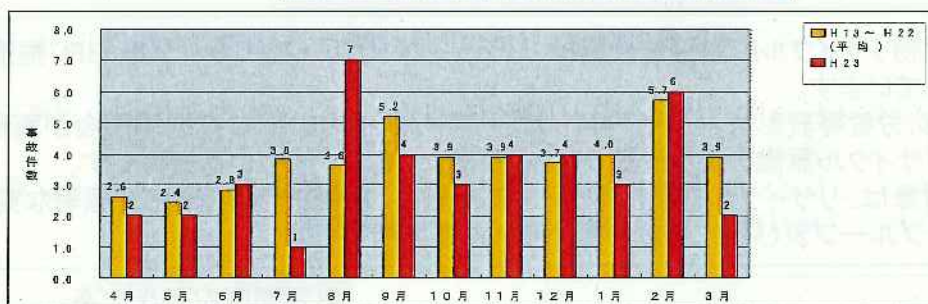


66

中国地方整備局発注の直轄工事における事故発生状況

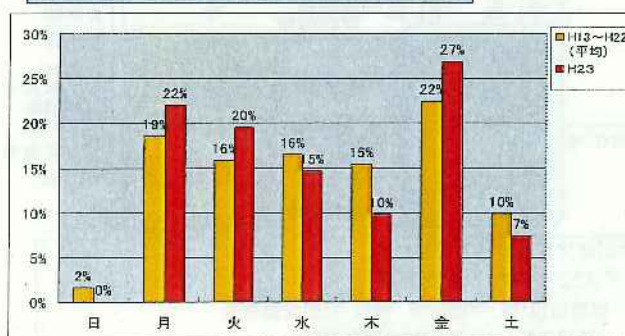
○月別工事事務発生状況

○ 平成23年度は8月が大きく増加、その後は平年並みで発生。



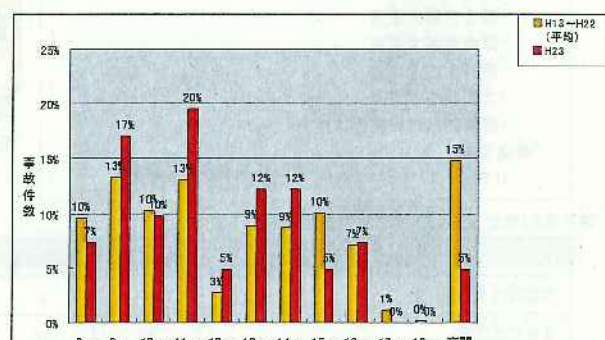
○曜日別工事事務発生割合

- 金曜日は特に高く、発生事故の3割弱を占める
- 月曜日と同様に、火曜日の発生率が高い。



○時間帯別工事事務発生状況

○ 午前によく発生。時間帯別では11時台の割合が特に多い

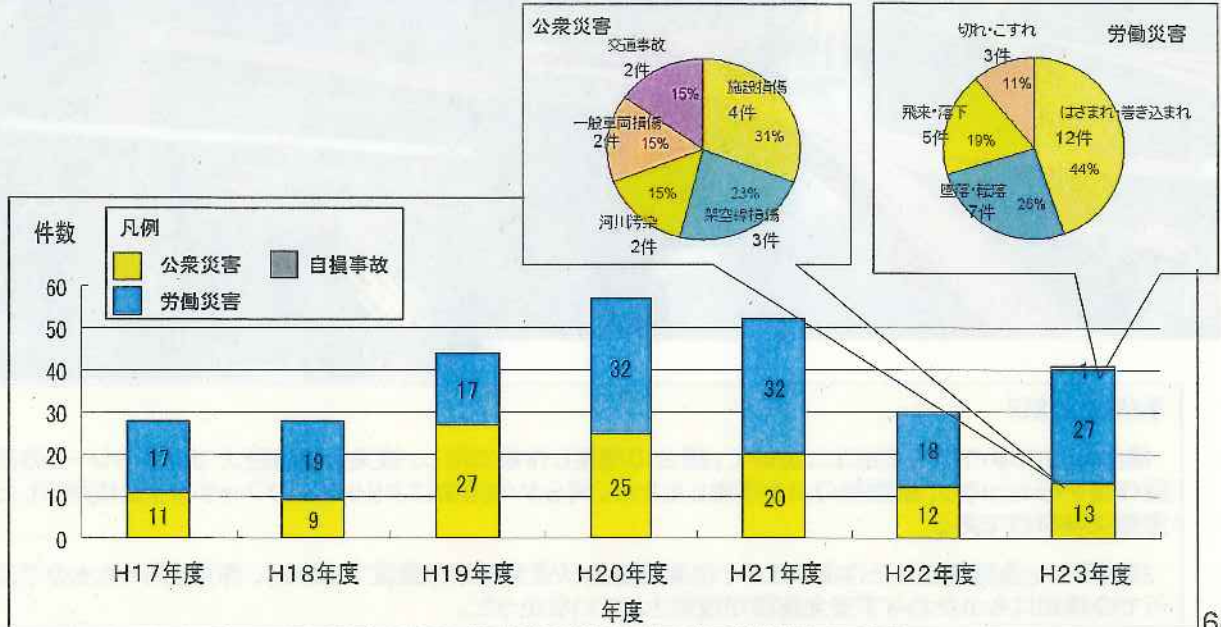


67

中国地方整備局発注の直轄工事における事故発生状況

○事故形態別にみた工事事故発生件数

- 災害形態別では、H19を除き労働災害の占める割合が多い。
- 平成23年度は、労働災害27件、公衆災害13件、自損事故1件が発生。
- 労働災害内訳では、はさまれ・巻き込まれ事故が多く、約半数を占めている。
- 公衆災害内訳では、施設損傷(管理施設の損傷等)が1/3を占める。



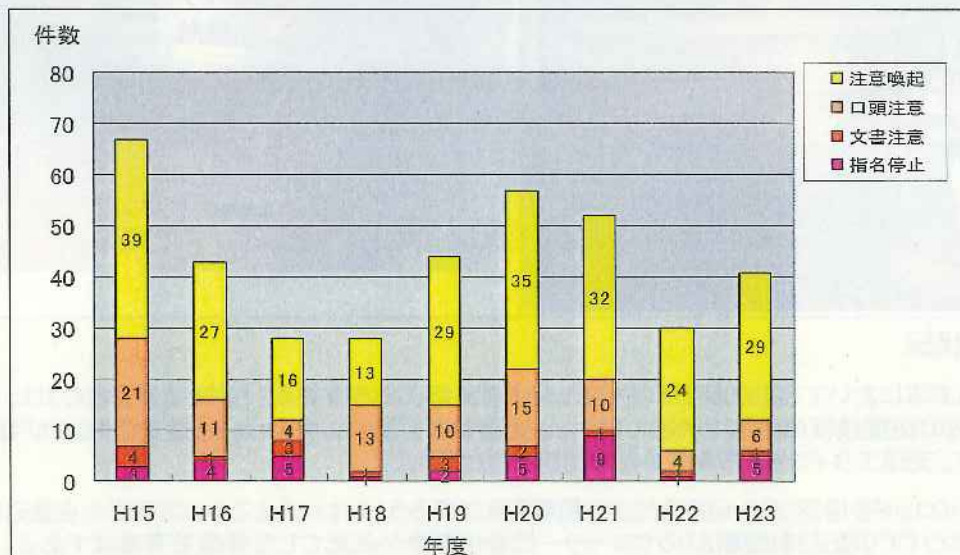
68

中国地方整備局発注の直轄工事における事故発生状況

○工事事故による指名停止措置等の状況

- H23年度に発生した工事事故で41件の措置を実施
- 指名停止は5件。(うち事故報告義務違反が2件)

工事事故による指名停止措置等の状況



69

中国地方整備局発注の直轄工事における事故発生状況(事例)



事故発生状況

橋梁拡幅工事の下部工施工において、橋台の埋戻し作業に際し、被災者が沓座上でブルーシートの設置作業を行ったのち、仮設物の上を移動したため、何らかの理由により6m下のフーチング上に落下した労働災害事故である。

被災者は、急遽発生した作業のため、作業計画及び安全対策を見直すことなく、作業を行ったもので、高所での移動にもかかわらず安全施設が設置されていない。

70

中国地方整備局発注の直轄工事における事故発生状況(事例)



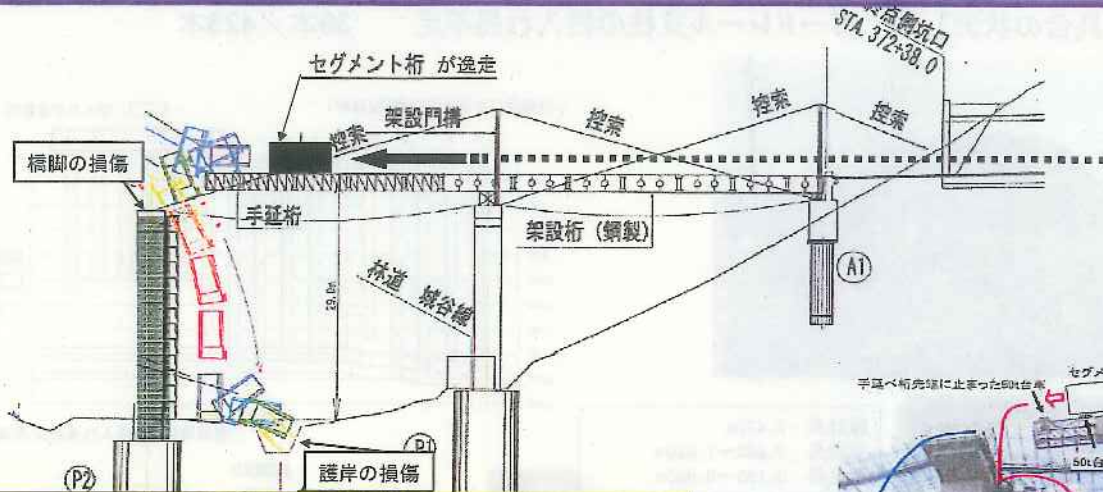
事故発生状況

トンネル掘削工事において、昼勤2回目のずり出し作業終盤、坑内作業員2名(被災者を含む)は、切羽より30m程度後方の防護鉄板の位置で待機していた。被災者はずり出し用ベッセル(最後の1缶)が切羽に残っている状態で、支保エタイロッドを準備するため切羽に近付いた。

被災者がタイロッドを切羽付近へ届けた後、待機場所に戻ろうとしていたところ、切羽側から後退してきた0.7m3バックホウ(ずり積込補助機械)のクローラーに身体を轢かれ死亡した労働災害事故である。

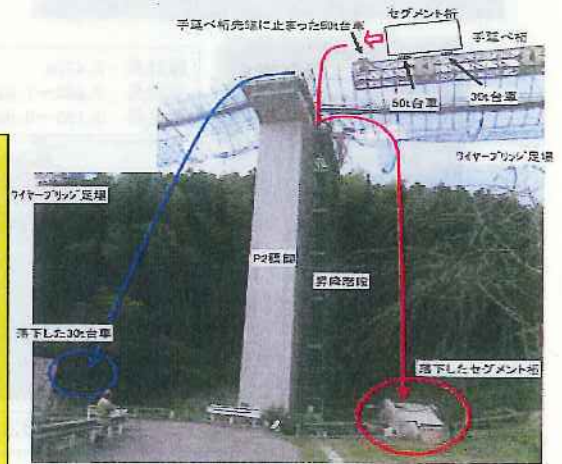
71

中国地方整備局発注の直轄工事における事故発生状況(事例)



事故発生状況

PCコンポ橋主桁の組立作業において、セグメント桁(L=5.6m、w=20t)の荷卸し後、主桁の接合位置まで移動させ連結ボルトを緩めたところ、桁を乗せたままの台車が動きだし、軌条を逸走して手延桁先端から飛び出し橋脚に接触した後、橋梁の下を流れる普通河川城谷川の護岸付近に落下した。作業員が移動台車にキャンパー(車止め)が設置されていると思いこみ、連結ボルトを緩めたため逸走した。また、接触した橋脚上端部に切り欠きが発生し、落下により河川の護岸及び河床インパートに損傷を与えた。

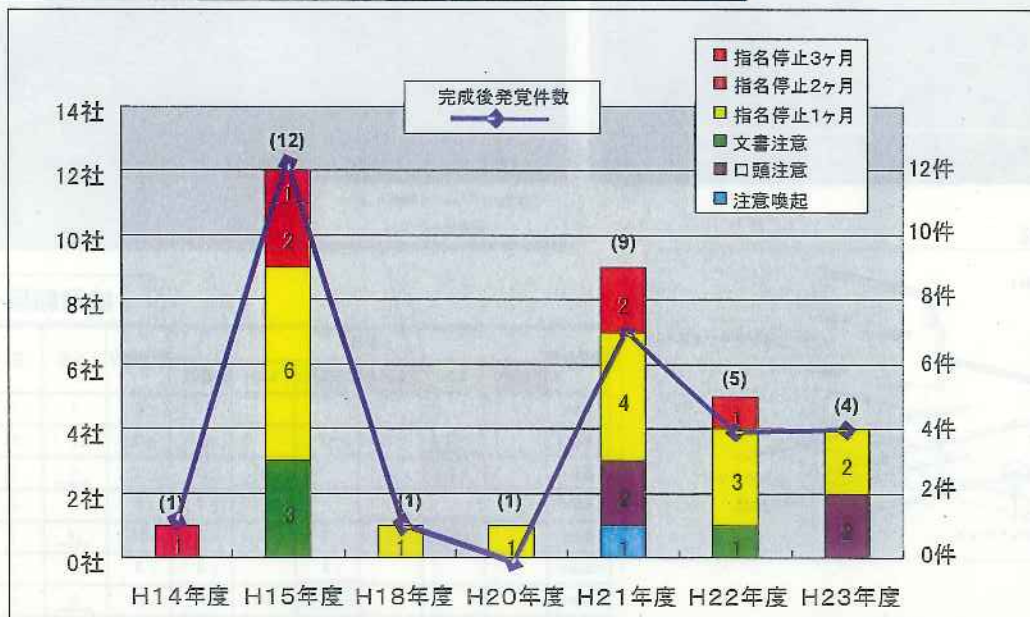


72

中国地方整備局発注の直轄工事における粗雑工事発生状況

粗雑工事発生件数と措置の状況

- H23年度に発覚した粗雑工事は4件発生
- 指名停止1ヵ月、文書注意が各2件



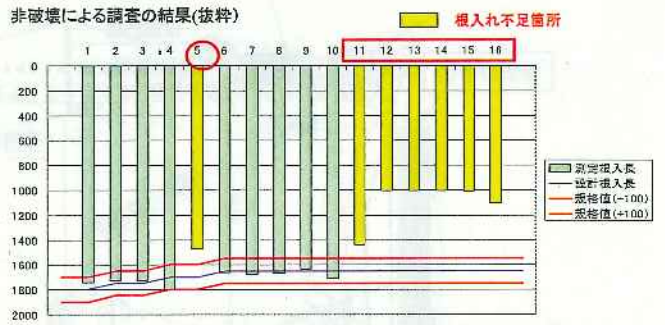
73

中国地方整備局発注の直轄工事における粗雑工事発生状況(事例)

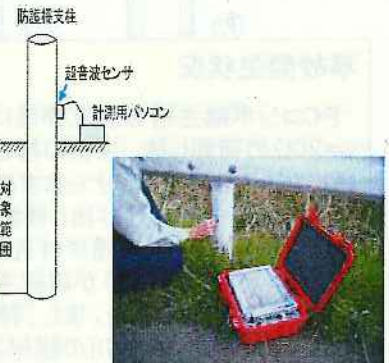
【不具合の状況】 ガードレール支柱の根入れ長不足 39本/423本



非破壊による調査の結果(抜粋)



非破壊による根入れ長測定方法(例)



中国地方整備局発注の直轄工事における粗雑工事発生状況(事例)

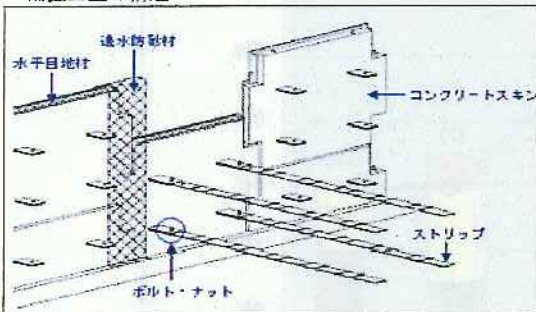
ストリップ設置状況



ストリップ長 検測状況



補強土壁の構造



検測結果一覧

設置数量	設計長					合計	設計通り	不足	長い	備考
	6.5m	6.0m	5.5m	5.0m	4.5m					
6.5m	6					6	6	0	0	
6.0m		12	2	12		26	12	0	14	
5.5m		8	10		2	18	10	8	2	
5.5m			3			3	3	0	0	SM490A
5.0m		9	6	16	2	32	16	14	2	
5.0m				3		3	3	0	0	SM490A
4.5m				4	20	24	20	4	0	
合計	6	28	21	35	24	112	70	24	18	

補強土壁のストリップの敷設長が不足した箇所 N=24箇所

ご静聴ありがとうございました。

質問等のお問い合わせは、

広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局企画部

技術管理課 まで

お願いします。

この冊子の使い方

お問い合わせのお願い

〒100-0001 東京都千代田区千代田

中央労働安全衛生センター

〒100-0001 東京都千代田区千代田

〒100-0001 東京都千代田区千代田

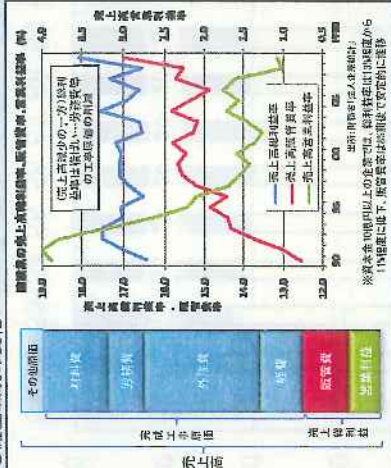
目 次

1. 建設産業の再生と発展のための方策2011（概要）	1
2. 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移	2
3. みんなで取り組む保険加入	3
4. 社会保険未加入問題への対策の概要	4
5. 「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子	5
6. 対策の進め方	8
7. 建設業における社会保険加入の徹底について（提言）	9
8. 建設業における社会保険加入の徹底について	10
9. 「建設業法施行規則の一部を改正する省令案」及び 「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び 基準を定める件の一部を改正する告示案」について	11

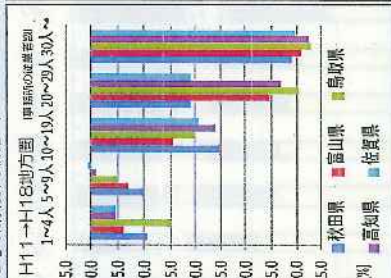
建設産業の再生と発展のための方策2011 (概要)

H23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議取りまとめ

○経営環境の変化



○事業所数の減少率



○社会保険等の加入状況



○技術者の数等

イギリス	約160万人 (技能者等含む)
ドイツ	約55万人
フランス	約67万人
日本	※約120万人 (建設技師、主任技師等)

○過剰供給構造

建設投資額	50兆円 (100)	H22年度	41兆円 (66)
許可業者数	50万社 (1.0)	H4年度	84万社 (1.41)
建設業者数	548万人 (1.0)	S55年度	50万社 (1.0)
			53万社 (1.1)
			50万社 (1.0)
			498万人 (0.9)

課題1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等 (地域維持事業) を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入
※ 包括発注 (一括契約、複数年契約等) や、地域建設企業の共同体による発注

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、資金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にしているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
＜行政＞ 保険加入状況の確認強化、指導
＜元請＞ 下請指導責任の明確化
＜下請＞ 保険加入の徹底

課題3 技術者の育成と適正配置

- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

課題5 海外市場への積極的進出

- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成等の強化等
- 投資協定の活用

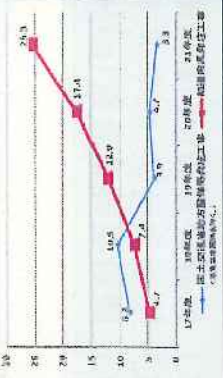
課題6 過剰供給構造の是正

- 企業数としては過剰
- 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

対策6 不良不適合業者の排除

- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底 (再発)
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

○低価格入札の発生率



課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

課題7 東日本大震災

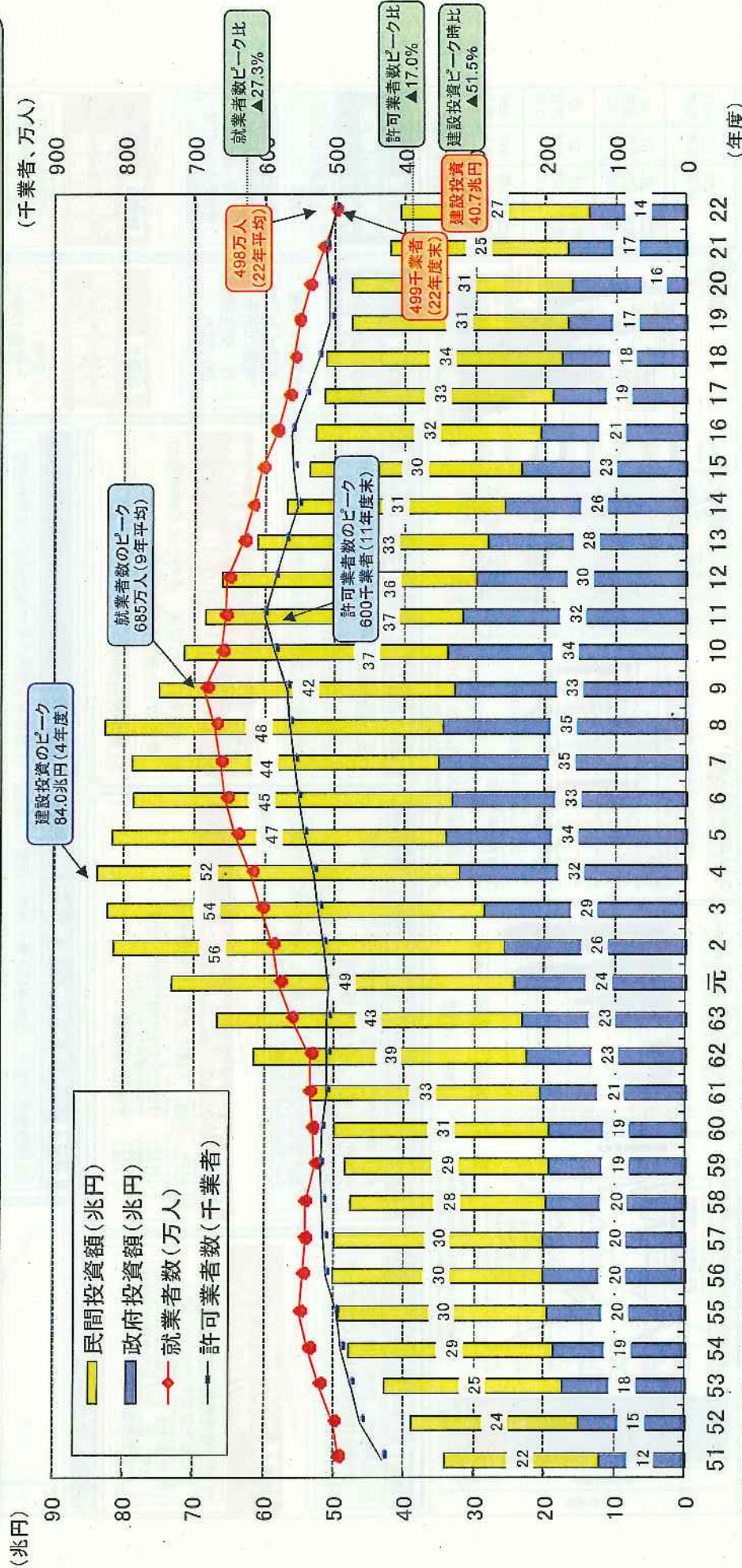
- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成22年度見通し)は約41兆円で、ピーク時(4年度)から約52%減。
- 建設業者数(22年度末)は約50万業者で、ピーク時(11年度末)から約17%減。
- 建設業就業者数(22年平均)は498万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。



出所: 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均

みんなで取り組む保険加入

～社会保険加入の徹底に向けた連携体制～

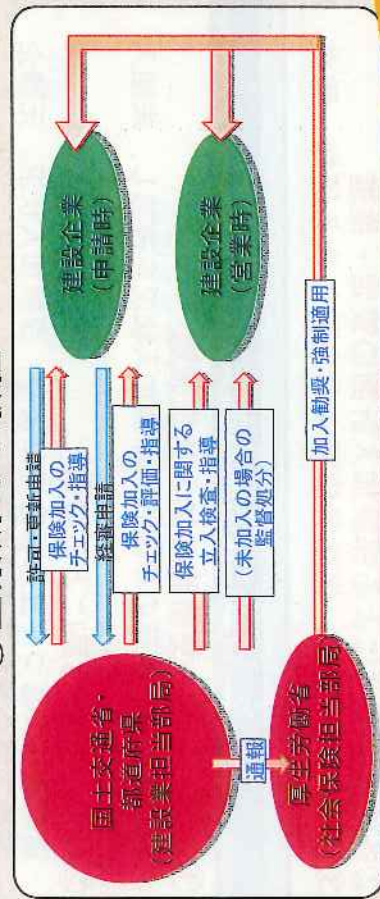
目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

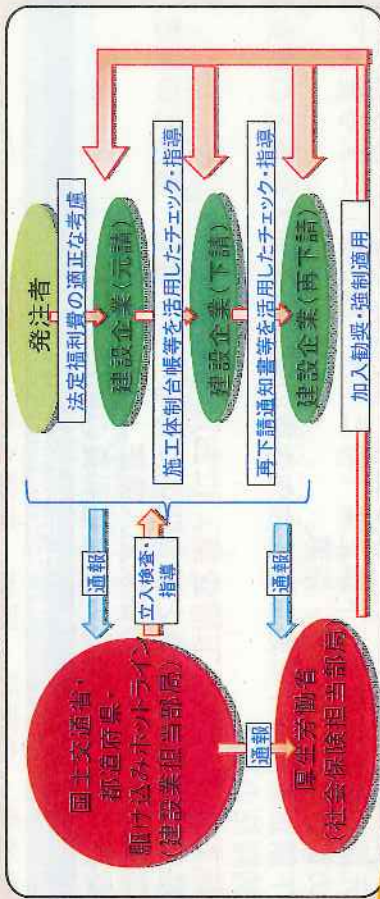
取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

① 営業所での取組



② 工事現場での取組



③ 関係者が連携して保険加入を推進・支援



社会保険未加入問題への対策の概要

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- ① 行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ② 各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③ 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的子エック・指導

- ① 建設業許可・更新時の加入状況確認
 - ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ② 建設業担当当局による監督
 - ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の元請企業指導状況を確認・指導。
- ③ 経営事項審査の厳格化
 - ・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④ 社会保険担当当局(厚生労働省)との連携
 - ・社会保険担当当局への通報、社会保険担当当局からの働きかけ。

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請指導
 - ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
 - ・元請企業の指導下、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
 - ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
 - ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
 - ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
 - ・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ① 発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ② 業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ ダンピング対策 ④ 重層下請構造の是正

5. その他

- ① 就労履歴管理システムの普及・活用 ② 社会保険適用促進に向けた研究

「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子

平成24年2月23日
社会保険未加入対策の具体化に関する検討会

I. 課題

下請企業を中心に、特に雇用、医療、年金保険に未加入の企業が存在しており、技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因となっている。また、適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

II. 総合的対策の推進

行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワーク（連携体制）を構築して保険加入を推進・支援していく。

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

(1) 行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を全国及び地方ブロックに設置する。

(2) 各建設業団体による保険加入計画の策定・推進

保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業団体は、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

(3) 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

行政、関係団体、元請企業、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から、多様な手段による周知・啓発を行い、保険加入に向けた機運を醸成する。

2. 行政による制度的チェック・指導

(1) 建設業許可・更新時の加入状況確認

建設業の許可・更新の申請時に保険加入状況を記載した書面の提出を求め、建設業担当部局において保険加入状況を確認する。保険未加入企業に対して、加入を指導する。

(2) 建設業担当部局による監督

建設業担当部局において、事業所及び工事現場への立入検査等を行い、保険加入状況を調査するとともに、保険未加入企業に対して、加入を指導する。指導してもなお加入が見込まれない企業に対して、保険関係法令違反に該当する事実が認められるときは、建設業法に基づく監督処分を行う。

(3) 経営事項審査の厳格化

経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大する。

(4) 保険担当部局（厚生労働省）との連携

(1) 及び (2) により指導してもなお保険未加入の企業について、保険担当部局に通報する。保険担当部局から加入勧奨を行い、最終的には強制加入手続を実施する。

3. 建設企業の取組

(1) 元請企業による下請指導

保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業において、協力会等を通じた保険加入の勧奨や工事現場における周知・啓発、再下請負通知書・作業員名簿等を活用した確認・指導を行う。

(2) 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

元請企業、下請企業（特に1次下請企業）において、重層下請の抑制に向けた啓発・指導を行うとともに、下請企業において、適正な受注先企業の選定等の取組を実施する。

(3) 建設企業（特に下請企業）における取組

建設企業において、就労者の雇用関係を明確にした上で、雇用関係にある社員の保険加入の徹底、再下請負通知書を活用した再下請負企業の保険加入状況の確認を実施するとともに、元請企業の指導への協力を行う。

4. 法定福利費の確保

(1) 発注者への要請・周知、元請企業への要請

法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを踏まえ、民間発注者に要請・周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう元請団体・元請企業に要請するなど、民間発注者、元請企業、下請企業等の関係者において、それぞれの立場からの法定福利費の確保に向けた取組を推進する。

(2) 業界における見積時の法定福利費の明示

専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

(3) ダンピング対策

国において対策を進めるとともに、地方公共団体における対策を要請する。

(4) 重層下請構造の是正

建設企業及び建設業団体において、重層下請構造の是正に向け下請契約の必要性・適法性のチェックや施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等の取組など自主的取組を実施する。行政において、一括下請負の禁止、主任技術者の配置、請負・雇用に関するルールを徹底する。

5. その他

(1) 就労履歴管理システムの普及・活用

工事就労履歴や保険加入状況を迅速に把握する就労履歴管理システムの実現に向け、関係者が協力して検討を行い、具体化を推進する。

(2) 社会保険適用促進に向けた研究

社会保険の適用を促進するため、法定福利費の取扱い、建設業団体による保険加入確認の枠組み、重層下請や一人親方の就労状況の実態把握等について、調査・検討を実施する。

Ⅲ. 対策の進め方と目指す姿

1. 対策の進め方

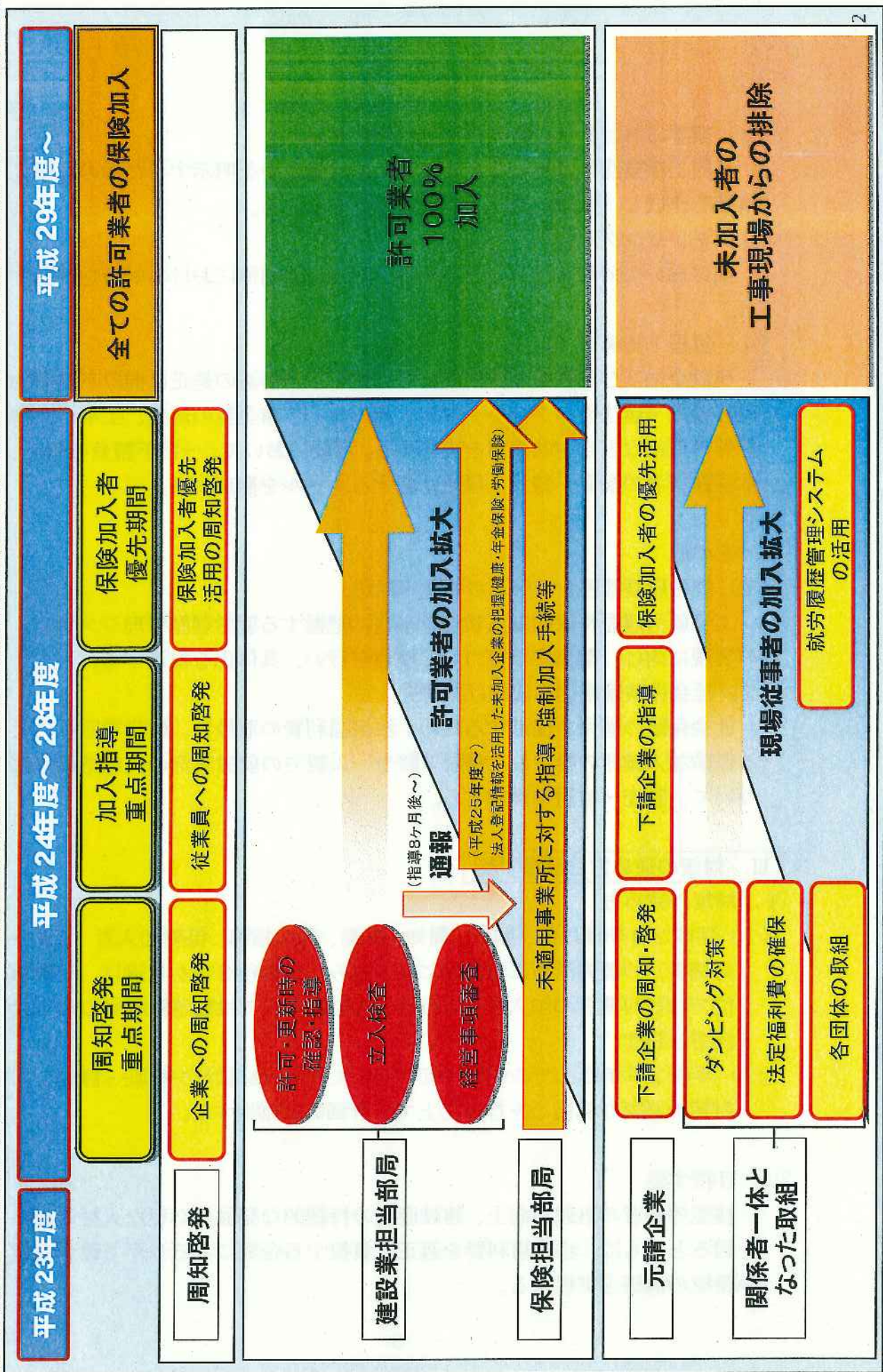
(1) 平成24年度以降、順次、周知・啓発、加入指導、保険加入者（企業・労働者）の優先活用に重点的に取り組み、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

(2) 平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

2. 目指す姿

技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する。

対策の進め方



建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）

平成24年3月14日

中央建設業審議会

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要がある。

当審議会では、平成23年9月に社会資本整備審議会産業分科会建設部会と合同の基本問題小委員会を設置し、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための審議を行い、平成24年1月に中間とりまとめが行われたところである。

今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等の必要な措置を講じる必要がある。また、建設企業・団体においても、下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等の取組を講じる必要がある。

また、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保するため、専門工事業界を中心として見積時の法定福利費の明示を進めるとともに、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならない経費であることを踏まえ、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれの立場から取組を行うべきである。

国土建第342号
国土建整第183号
平成24年3月26日

別記3（建設業者団体の長）宛

国土交通省土地・建設産業局長

建設産業における社会保険加入の徹底について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があることから、平成24年2月23日、社会保険未加入対策の具体化に関する検討会において、社会保険未加入問題への対策が取りまとめられ、3月14日、中央建設業審議会に報告し、同審議会会長から別途連絡されているとおり、建設産業における社会保険加入の徹底に関する提言が取りまとめられました。

これを踏まえ、国土交通省では、関係する様々な主体と連携しながら、検討会で取りまとめられた別添1を骨子とする総合的対策を実施してまいります（別添2参照）。本検討会の取りまとめでは、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して取り組むこととされています。

社会保険加入の徹底に当たっては、様々な関係者が一体となって協力して様々な角度からの取組を実施することが必要であることから、貴職におかれましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を十分御理解いただくとともに、適切な取組の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、会員企業への周知方お願いいたします。

**「建設業法施行規則の一部を改正する省令案」及び
「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件
の一部を改正する告示案」について**

1. 背景

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じている。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要がある。

また、昨今、我が国建設企業の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、海外における建設工事の受注に際し、進出先国の規制により海外子会社を設立しなければならない場合や、海外子会社により現地に根付いた事業活動を行う場合があることから、海外子会社の経営実績を適正に評価するとともに、我が国建設企業の海外進出意欲の醸成を図ることが求められている。

こうした状況にかんがみ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成24年1月27日）等を踏まえ、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）について、所要の改正を行うものである。

2. 概要

(1) 建設業における社会保険未加入問題への対策

①建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加（規則第4条関係）

許可行政庁が、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に基づく許可（許可の更新を含む。）の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、法第6条第1項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等^(※)の加入状況を記載した書面の提出を求めることとする。

(※) 「健康保険等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険をいう。以下同じ。

②施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

(規則第14条の2及び第14条の4関係)

特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第2項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況に係る事項を追加することとする。

③経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

(規則様式第25号の11及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係)

法第27条の23に基づく経営事項審査(以下単に「経営事項審査」という。)において、社会性等(労働福祉の状況)に係る評価の項目及び基準を次のとおり見直す。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとする。(規則及び告示第1の4の1)
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点(3保険に未加入の場合120点の減点)とする。(告示付録第2)

(2) 経営事項審査における海外子会社の経営実績の評価

(規則様式第25号の11及び告示附則関係)

経営事項審査において、本邦親会社及び海外子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとする。

- ・海外子会社の完成工事高
- ・親会社及び海外子会社合算の利益額及び自己資本額

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布	平成24年	5月上旬
施行	平成24年	7月上旬(2.の(1)③及び(2)関係)
	平成24年	11月上旬(2.の(1)①②関係)

4. 参照資料

- ・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会「中間とりまとめ」(平成24年1月27日)
<http://www.mlit.go.jp/common/000189925.pdf> (「社会保険未加入問題への対策」P8~9)
- ・中央建設業審議会(平成24年3月14日)
<http://www.mlit.go.jp/common/000204540.pdf> (「経営事項審査の審査基準の改正について」)

施工パッケージ型積算方式について

本日の発表内容

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

- 積算方式の変遷と特徴
- 施工パッケージ型積算方式の導入経緯、概要、特徴について

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用)

- 基準書改訂内容の詳細について

3. 数量算出(施工パッケージ型積算用)

- 数量算出要領、数量集計様式の改訂ポイントについて

4. 設計変更について

- 各種条件(数量、材料、条件区分、施工機種)の設計変更方法について

5. その他

- 資料の入手先

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(1) 積算方式の変遷と特徴

積算の効率化、変更協議の円滑化を目的に市場単価方式、ユニットプライス型積算方式、総価契約単価合意方式が導入されてきたが、効率化の目的を一層果たすため、**ユニットプライス型積算方式の課題を改良した新たな積算方式として『施工パッケージ型積算方式』**を試行する。

改訂年月	H5年3月まで	H5年4月から	H16年12月から	H22年4月から	H24年10月から
改訂事項	積上型積算を継続	市場単価方式の導入	ユニットプライス型積算方式の試行	総価契約単価合意方式の導入	施工パッケージ型積算方式の試行
積上型積算方式	契約方式 総価契約	総価契約	総価契約	総価契約単価合意	総価契約単価合意
	積算方法 ・歩掛	・歩掛 ・ 市場単価 (H20まで工種拡大)	・歩掛 ・市場単価 (H20まで工種拡大)	・歩掛 ・市場単価	・歩掛 ・市場単価 ・ 施工パッケージ (工種拡大予定)
ユニットプライス型積算方式	契約方式		総価契約単価合意	総価契約単価合意	H24年4月 から廃止
	積算方法		・ ユニットプライス (H22まで工種拡大)	・ユニットプライス (H22まで工種拡大)	

2

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(2) 積算方式の変遷と特徴(施工パッケージの導入経緯)

◆**積上積算**は歩掛に機械経費、労務費、材料費を乗じて単価表を作成し、これらの単価表を積上げるものであり、**受発注者に多くの負担**がかかっていた。

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	単価
舗装工			
舗装			
モータグ			
普通作業	アスファルト舗装		
路盤材	下層路盤	RC-40 t=300	m ² 1,026
運搬手	上層路盤	RM-40 t=200	m ² 785
燃料費	基層	粗粒度AS 再生t=100	m ² 1,765
機械損	表層	密粒度AS 再生t=50	m ² 971
諸雑費			
諸雑費			
諸雑費			

◆平成16年度より受発注者双方の積算労力の軽減や単価合意による変更協議の円滑化を目的に「**ユニットプライス型積算方式**」を試行している。

◆しかし、試行を通じて①価格の妥当性への懸念、②価格の透明性の確保、③弾力的な変更等の**課題**が指摘されてきた。

◆平成22年度よりほぼ全ての土木工事で**総価契約単価合意方式**を導入しており、**受発注者間で合意した単価の活用も可能**となっている。

◆積算の効率化の目的及び総価契約単価合意方式の合意単価の活用を一層果たすため、「ユニットプライス型積算方式」の**課題を改善した「施工パッケージ型積算方式」**を試行導入する。

3

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(3) 施工パッケージ型積算方式の適用時期と範囲

【適用開始】

◆平成24年10月1日以降に入札を行う工事より試行する。

【適用範囲】

- ◆平成24年10月1日からは、ユニットプライス型積算方式の先行工事区分(舗装、道路改良、築堤・護岸)で使用しているユニットをもとに作成した施工パッケージ(63施工パッケージ)により積算する。
- ◆「施工パッケージ単価」を導入した部分については、**全ての土木工事においてこの単価を用いて試行することとし、積上積算方式での積算は行わない。⇒施工パッケージ化した歩掛を廃止**
- ◆平成24年度に入札を行う工事から「ユニットプライス型積算方式」による積算は実施しない。⇒**ユニットプライス型積算方式を廃止**

【適用範囲の拡大】

◆平成25年度以降は、ユニットプライス型積算方式の拡大工事区分(道路維持、道路修繕、河川維持、河川修繕、砂防堰堤、電線共同溝)を含め、順次適用範囲を拡大する。

4

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(4) 導入スケジュール

年度	平成23年度		平成24年度	
	2月	3月	4月～9月	10月～3月
積算方式の適用	積上積算(H23歩掛) ユニットプライス型積算方式 廃止	積上積算(H24歩掛)	積上積算(H24歩掛)	積上積算 施工パッケージ型積算方式
積上積算歩掛関係		積上積算歩掛(H24年度)の改訂通知		
施工パッケージ型積算方式関係		施工パッケージ型積算方式関連通知の発出 (標準単価、機労材構成比の公表等)		施工パッケージ型積算方式による入札
入札契約手続き (施工パッケージ型積算)	「施工パッケージ型積算方式」の試行発表			施工 → 完成

5

3

1. 施工パッケージ型積算方式の概要

(5) 施工パッケージ数

◆H24年10月1日以降に入札を行う工事から施工パッケージ型積算(63施工パッケージ)を導入。施工パッケージに移行した歩掛は積算基準から削除される。

NO	パッケージ名称	NO	パッケージ名称	NO	パッケージ名称	NO	パッケージ名称
1	掘削	17	法面整形	33	ふとんかご	49	基層(歩道部)
2	土砂等運搬	18	市松芝	34	函渠	50	中間層(歩道部)
3	整地	19	人工張芝	35	巨石採取	51	表層(歩道部)
4	路体(築堤)盛土	20	吹付法面取壊し	36	消波根固めブロック運搬	52	アスカーブ
5	路床盛土	21	間知ブロック張	37	消波根固めブロック仮置	53	排水性舗装・表層(車道・路肩部)
6	押土(ルーズ)	22	天端コンクリート	38	根固めブロック撤去	54	基礎ブロック(立入防止柵)
7	積込(ルーズ)	23	小型擁壁(人力打設)	39	かごマット設置	55	金網(フェンス)・支柱(立入防止柵)
8	積込(ルーズ)(電線共同溝)	24	重力式擁壁	40	袋詰玉石	56	特殊ブロック舗装
9	土材料	25	プレキャスト擁壁設置	41	不陸整正	57	舗装版破砕
10	残土等処分	26	サンドマット	42	下層路盤(車道・路肩部)	58	舗装版切断
11	掘削(砂防)	27	安定シート・ネット	43	下層路盤(歩道部)	59	歩車道境界ブロック撤去
12	土砂等運搬(砂防)	28	粉体噴射攪拌	44	上層路盤(車道・路肩部)	60	地先境界ブロック撤去
13	押土(ルーズ)(砂防)	29	石積取壊し(人力)	45	上層路盤(歩道部)	61	踏掛版
14	積込(ルーズ)(砂防)	30	コンクリートはつり	46	基層(車道・路肩部)	62	殻運搬
15	掘削(光ケーブル配管)	31	吸出し防止材設置	47	中間層(車道・路肩部)	63	現場発生品・支給品運搬
16	安定処理	32	じゃかご	48	表層(車道・路肩部)		

6

1. 施工パッケージ型積算方式の概要

(6) 廃止対象歩掛(その1)

◆H24年10月1日以降に入札を行う工事から施工パッケージ型積算(63施工パッケージ)を導入。施工パッケージに移行した歩掛は積算基準から削除される。

NO	コード	歩掛名称	NO	コード	歩掛名称	NO	コード	歩掛名称
1	WB010410	現場発生品及び支給品運搬	17	WB210610	ブルドーザ敷均し(ルーズ)	33	WB220720	とりこわし作業(バックホ)
2	WB210010	ブルドーザ掘削押土	18	WB210710	バックホリ掘削積込及び積込	34	WB220730	集積積込
3	WB210020	バックホリ掘削積込	19	WB210750	ダンプトラック運搬	35	WB220740	ダンプトラック運搬(10t)(マルチ設)
4	WB210090	ダンプトラック運搬(10t積)	20	WB210810	人力切崩し	36	WB220910	人工張芝工
5	WB210100	片切掘削(人力併用機械掘削)土砂	21	WB210850	人力盛土+振動ロー締固め	37	WB222110	プレキャスト擁壁設置工
6	WB210210	リッパ掘削押土	22	WB210870	ダンプトラック運搬(2t積)	38	WB223010	土木安定シート・ネット
7	WB210220	火薬併用リッパ掘削	23	WB211010	人力掘削(片切り)及び人力床掘	39	WB223030	サンドマット工
8	WB210230	大型プレーカ掘削	24	WB211410	安定処理工	40	WB223110	粉体噴射攪拌工(単軸施工・二軸施工)
9	WB210240	片切掘削(人力併用機械掘削)岩	25	WB211510	安定処理工(バックホリ混合)	41	WB224240	人力とりこわし(石積)
10	WB210250	片切掘削(火薬併用機械掘削)	26	WB220020	機械による削取り整形	42	WB224250	はつり工
11	WB210510	ブルドーザ敷均し	27	WB220030	機械による築立(土羽)整形	43	WB224270	ダンプトラック(10t)運搬(Co設)
12	WB210520	タイヤロー締固め(8-20t)	28	WB220040	人力による築立(土羽)整形	44	WB224280	ダンプトラック(2t)運搬(Co殻・As殻)
13	WB210530	ブルドーザ敷均し締固め	29	WB220050	機械による切土整形	45	WB224720	吸出し防止材設置
14	WB210540	振動ロー締固め	30	WB220060	人力による切土整形	46	WB225010	じゃかご
15	WB210550	購入土	31	WB220210	市松芝(平面部)工	47	WB225030	ふとんかご
16	WB210560	残土受入れ地での処理	32	WB220710	とりこわし作業(人力)	48	WB225410	函渠工(1)

4

7

1. 施工パッケージ型積算方式の概要

(7) 廃止対象歩掛(その2)

◆H24年10月1日以降に入札を行う工事から施工パッケージ型積算(63施工パッケージ)を導入。施工パッケージに移行した歩掛は積算基準から**削除**される。

NO	コード	歩掛名称	NO	コード	歩掛名称	NO	コード	歩掛名称
49	WB226020	コンクリートブロック張工(間知ブロック)(複合)	65	WB330050	岩石掘削(火薬)	81	WB430330	舗装版直接掘削積込(BH)
50	WB226070	コンクリートブロック張工(間知ブロック)	66	WB330060	岩石掘削(人力)	82	WB430340	タンブトラック10t運搬(破砕後BH掘削積込)
51	WB226180	現場打天端コンクリート工	67	WB410010	不陸整正工	83	WB430350	タンブトラック10t運搬(BH直接掘削積込)
52	WB226190	コンクリートブロック張工(間知ブロック)(総合)	68	WB410030	路盤工(車道)	84	WB430410	アスファルト舗装版破砕工(人力施工)
53	WB226320	直立式擁壁	69	WB410040	路盤工(歩道)	85	WB430510	舗装版切断工
54	WB310040	消波根固めブロック運搬	70	WB410240	アスファルト舗装工(機械)			
55	WB310210	消波根固めブロック工(ブロック撤去)	71	WB410280	アスファルト舗装工(人力)			
56	WB321410	機械土工(超ロングアームバックホウ土工)	72	WB410330	アスカーフ設置工			
57	WB321570	巨石採取工	73	WB410510	排水性アスファルト舗装工(機械)			
58	WB322210	かごマット工	74	WB410520	排水性アスファルト舗装工(人力)			
59	WB322430	袋詰玉石工(製作・据付)	75	WB420810	立入防止柵工			
60	WB322710	掘削	76	WB420820	基礎ブロック工			
61	WB330010	バックホウ掘削・積込み・床掘り	77	WB420840	金網(フェンス)工			
62	WB330020	ブルドーザ掘削押土(15t)[砂防]	78	WB422530	特殊ブロック設置工			
63	WB330030	タンブトラック運搬(河床路10t)[砂防]	79	WB422540	境界ブロック(取外し)			
64	WB330040	岩石掘削(機械)	80	WB430310	舗装版破砕掘削積込(ブレーカコンクリート圧砕機)			

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

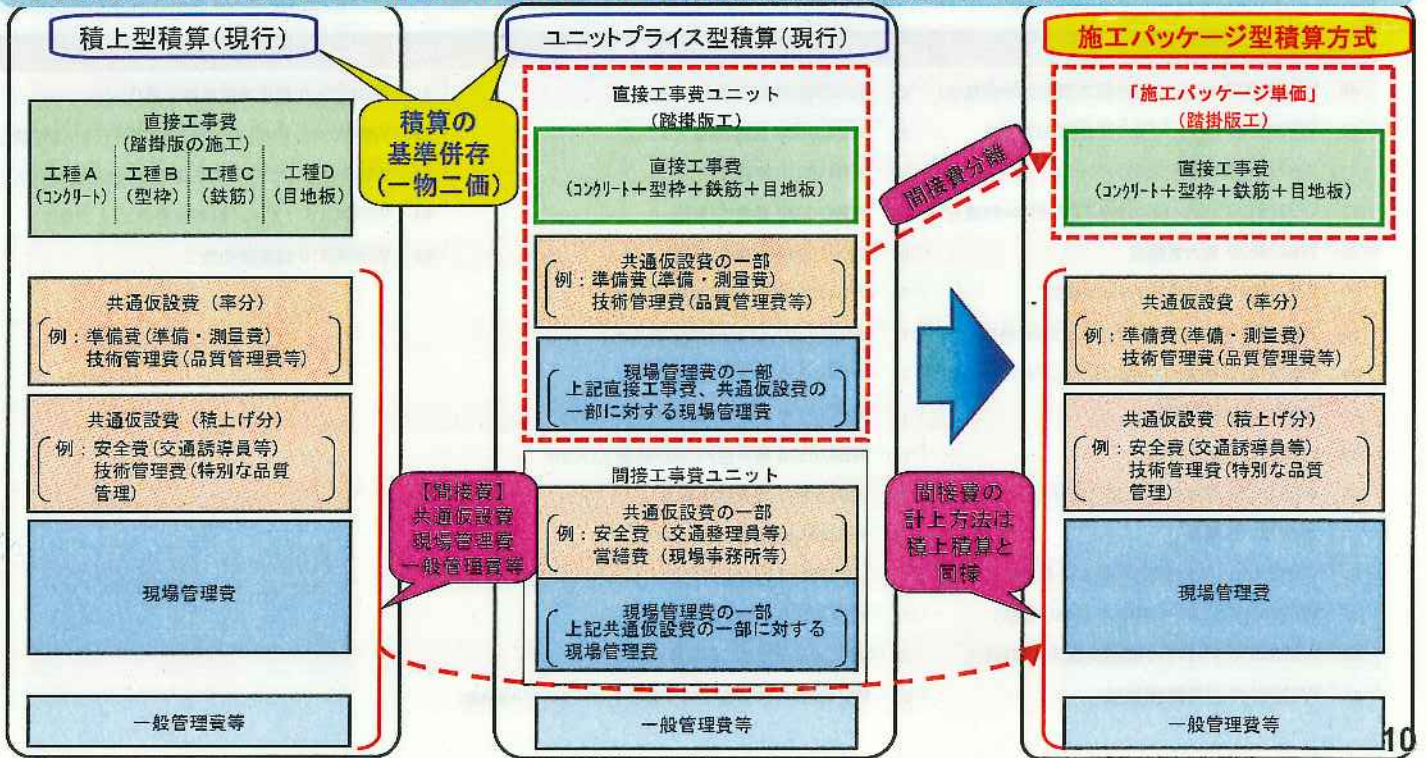
(8) 用語の定義・解説

名称	定義・解説
標準単価	<ul style="list-style-type: none"> ・東京17区における基準年月の標準的な施工パッケージ単価 ・施工パッケージ型積算方式導入時の基準年月は平成23年9月 ・国総研HPに公表される(基準書には掲載されない)
積算単価	<ul style="list-style-type: none"> ・工事地区、発注時期に応じて標準単価を補正した施工パッケージ単価 ・補正により算出可能であるため非公表
代表機労材規格	<ul style="list-style-type: none"> ・標準単価を設定した際に想定された代表的な機械・労務・材料規格 ・国総研HPに公表される(基準書にもパッケージ毎に記載される) ・機械3機種、労務4職種、材料4規格が公表される
機労材構成比	<ul style="list-style-type: none"> ・標準単価毎に設定された代表機労材規格毎の金額構成比率 ・国総研HPに公表される(基準書には掲載されない)
機労材補正式	<ul style="list-style-type: none"> ・積算単価算出の際に使用する補正式として公表。(標準単価、代表機労材規格、機労材構成比、機労材単価を用いて積算単価を算出)
工事費内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回入札に際し、第1回入札書に記載される入札金額に対応した工事費の内訳書であり、入札参加者から提出される
応札者単価	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費内訳書に記載された単価
請負代金内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・数量総括表に掲げる工種、種別及び細別に対応する金額を表示したもので、契約締結後14日以内に受注者から提出される

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(9) 積算体系の相違

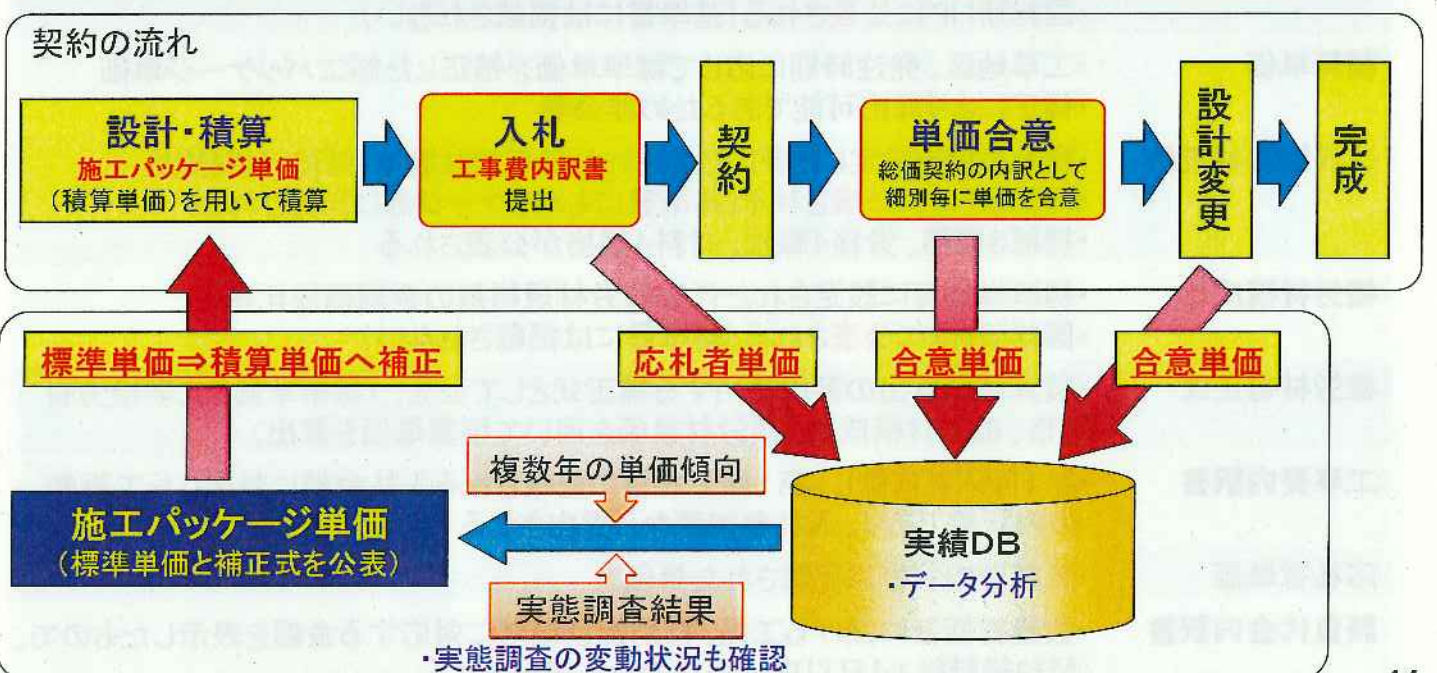
『施工パッケージ型積算方式』とは、**直接工事費**について、**施工単位ごと**に機械経費、労務費、材料費を含んだ**施工パッケージ単価**を設定し、積算する方式。



1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(10) 施工パッケージ単価の設定方法

受発注者で合意した単価 (**合意単価**) 及び **応札者単価** を収集し、これらの収集単価を分析した結果に複数年の単価傾向や実際の施工状況等の変動 (**実態調査**) も踏まえた上で、新たな「**施工パッケージ単価**」を設定。



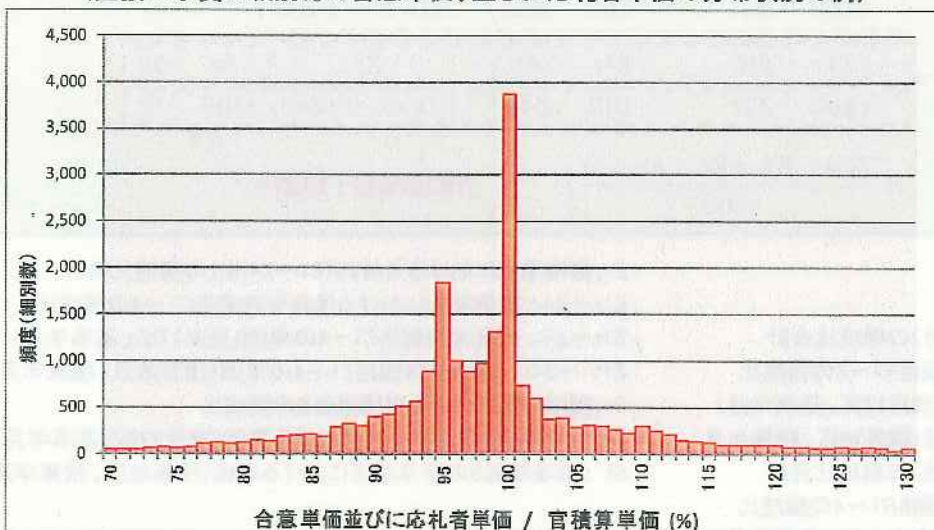
1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(11) より標準的な価格設定

積算上の予定価格は、**施工に必要な標準的な費用を設定するものであるため**、「施工パッケージ単価」の設定においては、受注者との合意単価だけではなく**応札者単価も活用し、分析を行う。**

H22年度の合意単価、応札者単価と官積算単価との関係

(直接工事費の細別毎の合意単価、並びに応札者単価の分布状況の例)



合意単価並びに応札者単価は官積算単価に対して100%付近を中心に正規分布的な広がりをもつ。



応札者単価は合意単価と同様に施工に必要な金額を適切に見積もりしていると言える。

平成22年度発注工事のうち、舗装、道路改良、築堤・護岸の約60工事を無作為に抽出し、その細別の分布状況を作成したもの

※低入データ等は採用しない。

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(12) 「施工パッケージ単価」の透明性の確保

「施工パッケージ単価」は、その設定された価格の透明性を確保するため、**標準単価を公表**。また、積算にあたっては、標準単価を実際に工事を行う地域や時期にあった単価(積算単価)に補正するため、**標準単価から積算単価への補正方法も公表**。

《補正式(イメージ)》

H24.10 広島 積算単価

$$= \frac{\text{H23.9東京標準単価}}{\text{H23.9東京標準単価}} \times \left(K \times \frac{\text{H24.10広島機械単価}}{\text{H23.9東京機械単価}} + R \times \frac{\text{H24.10広島労務単価}}{\text{H23.9東京労務単価}} + Z \times \frac{\text{H24.10広島材料単価}}{\text{H23.9東京材料単価}} \right)$$

K: 標準単価に占める機械費の構成割合
R: 標準単価に占める労務費の構成割合
Z: 標準単価に占める材料費の構成割合

公表

- ◆ 補正式
- ◆ H23.9東京地区の標準単価
- ◆ 標準単価における機労材構成比

非公表

- ◆ 積算単価
⇒ 補正式を用いて算出可能
- ◆ 機械・労務・材料単価
⇒ 物価資料等により公表されている

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(13) 標準単価から積算単価への補正式

施工パッケージ型積算方式で用いる、標準単価(P)から積算単価(P')への補正式は以下の通り。

$$\begin{aligned}
 \ll \text{補正式} \gg \quad P' = P \times & \left\{ \left(\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3t}{K3t} \right) \times \frac{Kr}{K1r + \dots + K3r} \right. \\
 & + \left(\frac{R1r}{100} \times \frac{R1t}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4t}{R4t} \right) \times \frac{Rr}{R1r + \dots + R4r} \\
 & + \left(\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t}{Z4t} \right) \times \frac{Zr}{Z1r + \dots + Z4r} + \frac{Sr}{100} \times \frac{St'}{St} \\
 & \left. + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Sr}{100} \right\}
 \end{aligned}$$

機械: 3機種
 労務: 4職種
 材料: 4規格
 市場単価: 1規格

P': 積算単価(積算地区、積算年月)

P: 標準単価(東京17区、基準年月)

Kr: 標準単価における全機械(K1~K3,他)の構成比合計

K1r~K3r: 標準単価における代表機械規格K1~3の構成比

K1t~K3t: 代表機械規格K1~3の単価(東京17区、基準年月)

K1t'~K3t': 代表機械規格K1~3の単価(積算地区、積算年月)

Rr: 標準単価における全労務(R1~R4,他)の構成比合計

R1r~R4r: 標準単価における代表労務規格R1~4の構成比

R1t~R4t: 代表労務規格R1~4の単価(東京17区、基準年月)

R1t'~R4t': 代表労務規格R1~4の単価(積算地区、積算年月)

Zr: 標準単価における全材料(Z1~Z4,他)の構成比合計

Z1r~Z4r: 標準単価における代表材料規格Z1~4の構成比

Z1t~Z4t: 代表材料規格Z1~4の単価(東京17区、基準年月)

Z1t'~Z4t': 代表材料規格Z1~4の単価(積算地区、積算年月)

Sr: 標準単価における市場単価Sの構成比

St: 市場単価Sの所与条件における単価(東京17区、基準年月)

St': 市場単価Sの所与条件における単価(積算地区、積算年月)

14

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(14) 積算単価の算出方法(計算例)

アスファルト舗装工 表層(車道・路肩部)(45~55mm、1.4m以上、再生密粒度As20、タックコートPK-4、標準単価1,361円)の積算単価(名古屋、H24.2)を算出する。

アスファルト舗装工 表層(車道・路肩部)の代表規格・構成比

	規格	構成比(%)	東京(H17.9)(円)	名古屋(H24.2)(円)
K	K1	3.77	-	-
	K2	2.03	36,700	36,700
	K3	0.58	10,400	10,400
R	R1	7.65	-	-
	R2	2.61	13,600	13,600
	R3	1.65	17,300	16,800
	R4	1.61	16,900	16,900
Z	Z1	88.58	-	-
	Z2	85.45	9,250	9,700
	Z3	2.57	81.2	85.0
	Z3	0.47	109.2	110.0

$$P'(\text{名古屋 H24.2}) = 1,361.0$$

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{2.03}{100} \times \frac{36,700}{36,700} + \frac{0.58}{100} \times \frac{10,400}{10,400} + \frac{0.57}{100} \times \frac{11,100}{11,100} \right) \times \frac{3.77}{2.03 + 0.58 + 0.57} \right. \\
 & + \left(\frac{2.61}{100} \times \frac{13,600}{13,600} + \frac{1.65}{100} \times \frac{16,800}{17,300} + \frac{1.61}{100} \times \frac{16,900}{16,900} + \frac{0.60}{100} \times \frac{18,700}{18,900} \right) \times \frac{7.65}{2.61 + 1.65 + 1.61 + 0.60} \\
 & + \left(\frac{85.45}{100} \times \frac{9,700}{9,250} + \frac{2.57}{100} \times \frac{85.0}{81.2} + \frac{0.47}{100} \times \frac{110.0}{109.2} \right) \times \frac{88.58}{85.45 + 2.57 + 0.47} \\
 & \left. + \frac{100 - 3.77 - 7.65 - 88.58}{100} \right\} \\
 & = 1,418(\text{円/m}^2)
 \end{aligned}$$

8

15

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴 (15) 「施工パッケージ単価」の透明性の確保

◆ 標準単価、単価補正式、機労材構成比及び代表機労材規格を国総研ホームページに公表。

【 基礎(標準・機労材)・中間層(標準・機労材)・標準(標準・標準型) 】

標準単価

市場単価構成比率

材料構成比率

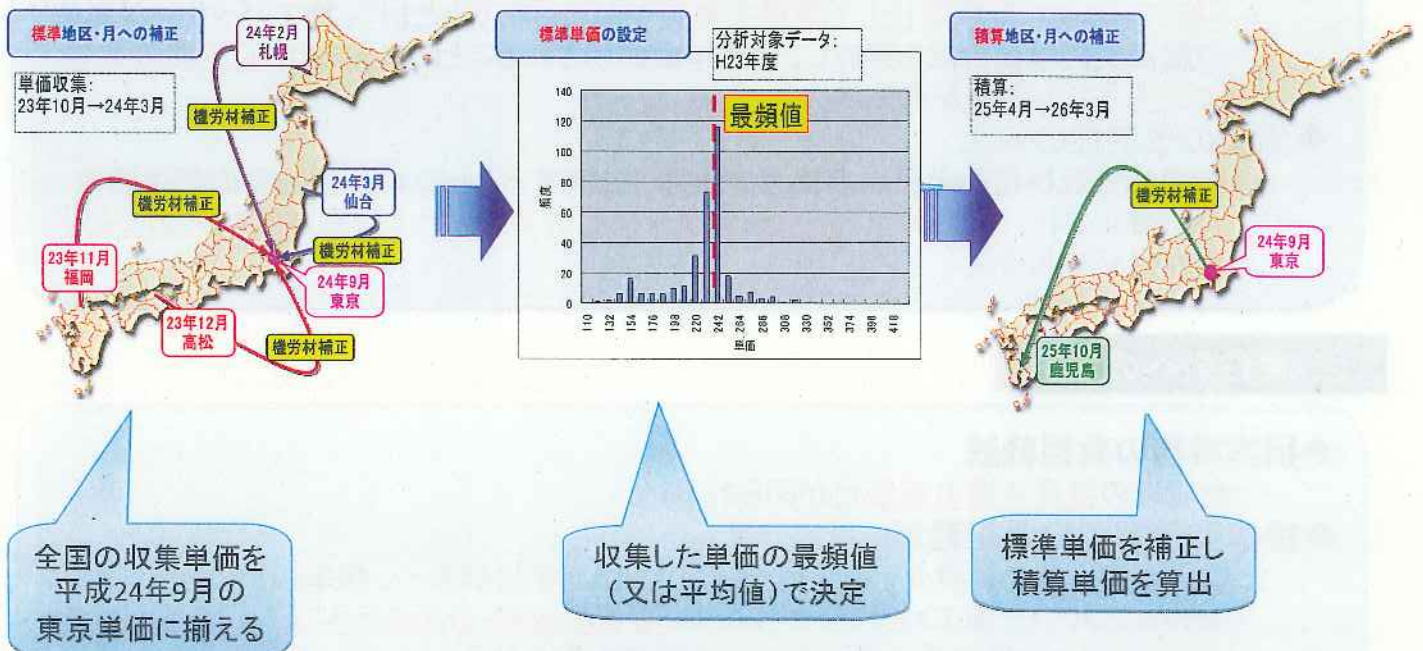
労務構成比率

機械構成比率

代表機労材規格の表記
機械3, 労務4, 材料4, 市場単価1

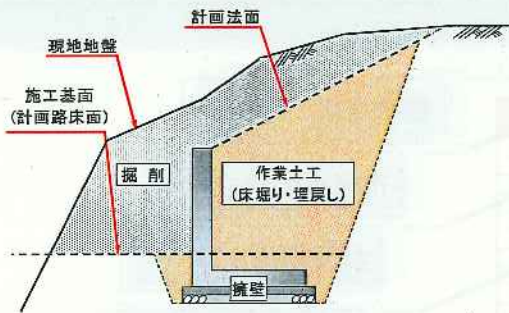
1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴 (16) 標準単価の設定方法

全国の収集単価(合意単価・応札者単価)を標準地区・月単価に補正し、単価分析により標準単価を設定。設定された標準単価は次年度以降の積算に使用される。

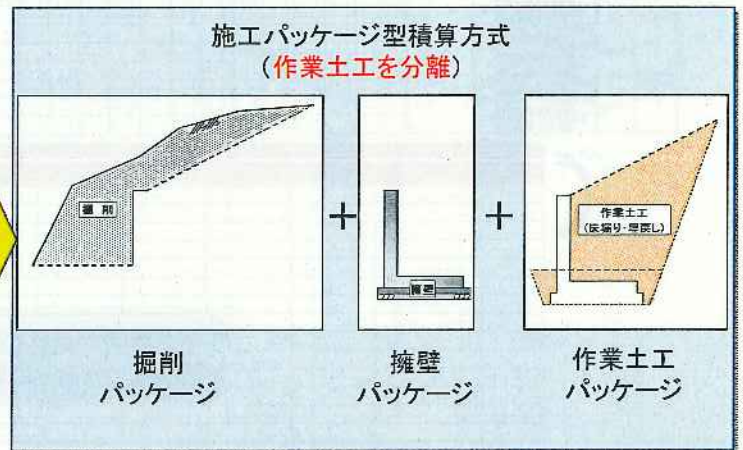
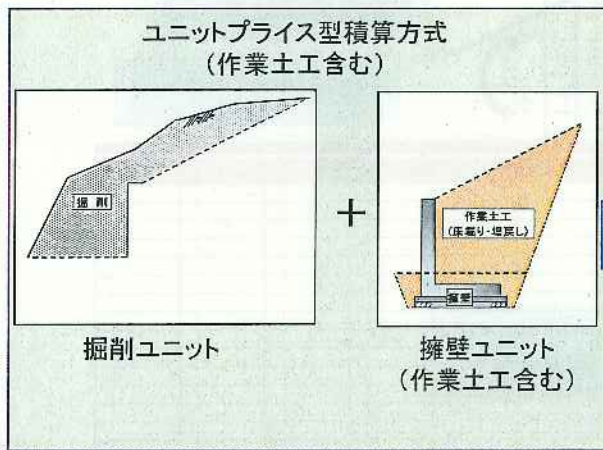


1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(17) 弾力的な契約変更を実施するための積算体系



数量変動の生じやすい作業土工(各工種に付随して発生する土工)を分離して単独で施工パッケージ化することで、作業土工の施工量の変動に対して弾力的な変更を可能とする。



18

1. 施工パッケージ型積算方式の概要と特徴

(18) 期待される効果

(1) 受注者への効果

◆元下間の契約の透明性の向上

- ・「**施工パッケージ単価**」として**直接工事費が公表される**とともに、施工パッケージ単位で総価契約単価合意を実施し、合意単価が示されることによるため、**元下間の契約の透明性にも効果**が見込まれる。

◆価格の透明性の向上

- ・標準単価及び積算単価への補正方法等を公表することにより、発注者の価格設定が明確化され、**受注後の単価協議や設計変更時等における受発注者の協議の円滑化**が見込まれる。

(2) 発注者への効果

◆積算業務の負担軽減

- ・発注者の**積算作業の簡素化**が図られる。

◆標準歩掛調査の負担軽減

- ・地方整備局等の職員が、毎年実施している標準歩掛調査や、標準歩掛の検討・取りまとめについて、施工パッケージ化により**単価の収集・分析を行うことで、価格の設定が簡素化**され、標準歩掛調査の負担の軽減が図られる。

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用)

(1) 積算基準書の公表時期と適用方法

施工パッケージ型積算方式専用の基準書は作成されない。「土木工事標準積算基準書(以下、積算基準書)」には、**積上積算(歩掛)**と**混在**して掲載される。

平成24年度の「土木工事積算基準書」は2種類作成。

(1) 積上型積算用

- 4月閲覧公表
- 平成24年度上期(4月～9月末まで)の入札工事に適用
- 積上型積算(市場単価を含む)により予定価格を算出

(2) 施工パッケージ型積算用

- 4月閲覧公表(積算用として4月に配布)
- 施工パッケージと歩掛が**混在**した基準書
- 平成24年度下期(10月1日以降)の入札工事に適用
- 施工パッケージ単価が設定された細別については、**積上歩掛を廃止**し、**施工パッケージ単価**に置き換え
⇒**全ての土木工事**で施工パッケージ型積算方式により予定価格を算出

20

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用)

(2) 基準書の構成

施工パッケージ型積算方式の基準書の構成は、**積上積算(歩掛)**と異なる。但し、**市場単価は現状通り**で変更はなく、「第VI編 第2章 市場単価」として掲載される。

基準書の構成	積上積算方式からの変更点	備考
現行(積上積算方式)	改正(施工パッケージ型積算方式(案))	
1. 適用範囲	1. 適用範囲 適用範囲は、ユニットプライス型積算基準書のように前条書きに変更	
2. 施工概要 2-1 施工フロー	2. 施工概要 2-1 施工フロー 施工フロー図中の歩掛が対応する箇所は「実線」、施工パッケージが対応する箇所は「二重実線」で表現	
	3. 施工パッケージ 3-1 当該施工パッケージ名称 (1) 条件区分 施工パッケージの積算条件を表形式で表現 施工パッケージの費用内訳は注釈に記載 (2) 代表概算材規格 当該施工パッケージで使用されている概算材の代表的な規格を明示 代表概算材規格は、最大で概算:3種類、労務:4種類、材料:4種類 当該施工パッケージが市場単価を含む場合は市場単価も明示	施工パッケージ型積算方式における基準書の構成
3. 施工歩掛 3-1 費種の選定 3-2 日当り施工量 3-3 労務歩掛 3-4 諸雑費	施工パッケージ化された場合は「3. 施工歩掛」に関する記載は全て削除 ただし、「3-2 日当り施工量」は「11-12-④作業日当り標準作業量」に移動 なお、該当項に施工パッケージと歩掛が混在する場合は、「4. 施工歩掛」として記載	
4. 施工単価入力基準表	4. 施工単価入力基準表 構成は基本的に現状通り。ただし、施工パッケージ用の新たなコードを付番	
5. 単価表	施工パッケージ化された場合は「5. 単価表」に関する記載は全て削除 該当項に施工パッケージと歩掛が混在する場合は、残った歩掛は「6. 単価表」として記載	

21
11

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用)

(5) 歩掛を条件区分表に置き換え

◆施工パッケージの**費用内訳は注釈**に記載(赤枠部)。

ユニットプライス型積算方式のような“規定集”は存在しない。

◆注釈では費用に含まれている範囲を説明している。適用の判断は、「適用範囲」「積算条件区分一覧」の範囲内か否かで行い、注釈に記載されていないからといって、適用範囲外と判断しない。

4. 施工歩掛

4-1 ジャカゴ設置

ジャカゴの設置歩掛は、次表を標準とする。

表4.1 ジャカゴ設置歩掛

かご径 (cm)	積石量 (m ³)	仕掛役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	歩掛 (人)
45	1.5	0.08	0.24	0.4	0.72
60	2.7	0.14	0.42	0.7	1.26

- (注) 1. 積石量は、式 5.1 による補正後の積石量である。
 2. 本歩掛は、ジャカゴ据付のための法面整形、床掃き、吸出し防止材の設置、かご組立、積石、根柢し及び現場内小運搬(平均運搬距離 30m 程度まで)を含む。
 3. 止杭を必要とする場合は、打込費として止杭 1 本当たり普通作業員 0.06 人及び材料費を含む。なお止杭は鉄丸太径 9cm、長さ 1.5m を標準とする。
 4. 吸出し防止材の設置の容無にかかわらず上蓋を適用することが出来る。ただし材料費を別途計上すること。なお吸出し防止材は厚さ 10mm を標準とする。
 5. ジャカゴの撤去歩掛は、止杭打込費の普通作業員 (0.06 / 本) を除く設置歩掛の運搬費の 80% とする。

雑費等を全て記載することは困難なため、**※**の表現をすべての「パッケージ」に記載している。

3. 施工パッケージ

3-1 ジャカゴ

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.1 ジャカゴ 積算条件区分一覧

(積算単位: m)

作業区分	ジャカゴ径
設置	径 45cm
	径 60cm
撤去	径 45cm
	径 60cm

(注) 1. 上表は、ジャカゴ据付のための法面整形、床掃き、吸出し防止材の設置、かご組立・据付け、積石、かご堅結、埋戻し及び現場内小運搬(平均運搬距離 30m 程度まで)等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料多きれ)を含む。

2. 吸出し防止材は全面設置、厚さは 10mm を標準とする。

3. 止杭を必要とする場合は、止杭打込費及び、材料費を別途計上すること。

【記載例: ジャカゴ】

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用)

(6) 代表機労材規格の表示

◆積算単価への補正に使用する代表規格を表示。

◆代表機労材規格の組合わせが複数ある場合は、組合せ毎に設定する。

◆代表機労材規格は、**最大で機械:3種類、労務:4種類、材料:4種類**まで。

【1つのパッケージに1つの代表機労材規格のもの】

【土砂等処理】

項目	代表機労材規格	備考
機械	E1 ダンプトラック【管理・ディーゼル】10t 型	
	E2 -	
	E3 -	
労務	R1 一般運転手	
	R2 -	
	R3 -	
	R4 -	
材料	Z1 軽油 1.2号	
	Z2 -	
	Z3 -	
	Z4 -	
市場単価	S -	

(注) 上表機労材は、当該施工パッケージ(振替)で使用されている機労材の代表的な規格である。

【1つのパッケージに複数の代表機労材規格のもの】

【 基層(車道・路肩部)・中間層(車道・路肩部)・表層(車道・路肩部) 】

【平均積員「1.4m未満」の場合】

項目	代表機労材規格	備考
機械	X1 振動ローラ【ハンドガイド式】 質量 0.5~0.6t	
	X2 振動コンパクタ【前送型】 質量 4.0~6.0kg	
	X3 -	
労務	R1 特殊作業員	
	R2 普通作業員	
	R3 土木一般世話役	
	R4 -	
材料	Z1 再生アスファルト混合料 配粒度 A S 混合料 (1.5)	
	Z2 アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	
	Z3 ガソリン レギュラー	
	Z4 軽油 1.2号	
市場単価	S -	

(注) 上表機労材は、当該施工パッケージ(振替)で使用されている機労材の代表的な規格である。

【平均積員「1.4m以上」の場合】

項目	代表機労材規格	備考
機械	E1 アスファルトフィニッシャー【ホイール型】 幅 2.4~6.0m	
	E2 タイヤローラ【排ガス対策型(第1次)】 質量 8~20t	
	E3 ロードローラ【マカダム・粗石砕石型(第1次)】 質量 10~12t	
労務	R1 普通作業員	
	R2 特殊運転手	
	R3 特殊作業員	
	R4 土木一般世話役	
材料	Z1 再生アスファルト混合料 再生配粒度 A S 混合料 (2.0)	
	Z2 アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	
	Z3 軽油 1.2号	
	Z4 -	
市場単価	S -	

(注) 上表機労材は、当該施工パッケージ(振替)で使用されている機労材の代表的な規格である。

条件区分により、代表機労材規格が異なる場合は、条件区分毎に代表機労材規格が設定されます。

単価協議時の受注者単価の妥当性確認にも利用

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用) (7) 歩掛条件を括った場合の記載

◆ 施工パッケージにおいて単価差が小さい歩掛の条件区分は、積算の簡素化を目的にその条件区分を括り、積算条件から削除している。従って、積算基準書では「〇〇に関わらず適用できる」ことを施工概要に記載。

【記載例：重力式擁壁】

条件区分を括ったため赤枠部の条件は削除

表1.2 掘削積込の機種選定

作業の種類	作業内容	機種名	規格
掘削積込 ルーズ状態の積込み	50,000 m ³ 未満	バックホウ	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型山積 0.8 m ³ (平積 0.6 m ³)
	50,000 m ³ 以上	バックホウ	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型山積 1.4 m ³ (平積 1.0 m ³)

表1.3 掘削積込の機種選定 (施工パッケージ)

条件区分	J1	J2	J3	J4	J5
各種	バックホウ機種 ①クローラ型山積 0.8 m ³ (平積 0.6 m ³) ②クローラ型山積 1.4 m ³ (平積 1.0 m ³) ③クローラ型山積 0.45 m ³ (平積 0.35 m ³)	土の状態	土質区分	障害の有無	バックホウ規格 ①排出ガス対策型 (第1次基準値) ②排出ガス対策型 (第2次基準値) ③普通型

※数量算出要領についても変わります。

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用) (8) 機械の規格は条件区分に設定しない

- ◆ 自主施工の原則から条件区分に**機械規格の区分は基本的に設定しない**。
- ◆ 契約変更になる条件を積算条件区分として設定する。

【積込ルーズの場合】

《現行積上》

バックホウの機種選定

表1.2 掘削積込の機種選定

作業の種類	作業内容	機種名	規格
掘削積込 ルーズ状態の積込み	50,000 m ³ 未満	バックホウ	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型山積 0.8 m ³ (平積 0.6 m ³)
	50,000 m ³ 以上	バックホウ	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型山積 1.4 m ³ (平積 1.0 m ³)

《施工パッケージ》

積込(ルーズ) 積算条件区分一覧 (積算単位: m³)

土質	作業内容
土質	土量50,000m ³ 未満
	土量50,000m ³ 以上
岩塊・玉石	平均施工幅1m以上2m未満
	土量50,000m ³ 未満
破碎岩	土量50,000m ³ 以上
	土量50,000m ³ 未満
	平均施工幅1m以上2m未満

「掘削積込の機種選定表」を基にバックホウ機種を選定

バックホウ掘削積込

施工歩掛コード	W8210020	施工単位	m ³		
施工区分	入 入 入 入 入				
各種	J1 バックホウ機種 ①クローラ型山積 0.8 m ³ (平積 0.6 m ³) ②クローラ型山積 1.4 m ³ (平積 1.0 m ³) ③クローラ型山積 0.45 m ³ (平積 0.35 m ³)	J2 土の状態 ①地山 ②ルーズ	J3 土質区分 ①レキ質土・砂・砂質土・粘性土 ②岩塊・玉石混り土 ③破碎岩	J4 障害の有無 ①障害無し ②障害有り	J5 バックホウ規格 ①排出ガス対策型 (第1次基準値) ②排出ガス対策型 (第2次基準値) ③普通型

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用) (9) 「実数入力」条件を『条件区分化』

◆施工パッケージ型積算方式では、積上積算方式における「実数入力」は、単価の設定が困難なため、極力『条件区分化』する。

【記載例:路盤工】

《現行積上》

5-2 路盤工 (車道)

施工手順コード	W5410030	施工単位	m ²			
施工区分	入力条件					
各種	J1	J2	J3	J4	J5	J6
	全仕上り厚	路盤材料	上層・下層路盤の別	モータグレーダ規格	ロードローラ規格	タイヤローラ規格
	(実数入力) (mm)	(表 5.1)	①排出ガス対策型 ②普通型	①排出ガス対策型 (第1次基準値) ②普通型	①排出ガス対策型 (第1次基準値) ②普通型	①排出ガス対策型 (第1次基準値) ②普通型
	(注) 1. J1は各路盤仕の全仕上り厚を入力すること。 2. 本コードはモータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラの低騒音型機種にも適用出来る。 3. 路盤材の材料コストを含む。 4. J1全仕上り厚とJ3上層・下層路盤の別を入力することにより、必要な材料及び歩掛が計上される。 (例: 下層路盤で全仕上り厚が500mmの場合 $500\text{mm} \div 200\text{mm} = 2.5$ 回 歩掛が3回施工計上される。)					

「実数入力」条件を
「条件区分化」

《施工パッケージ》

4-2 下層路盤 (車道・路肩部)

パッケージコード	CB410030	施工単位	m ²
施工区分	入力条件		
各種	J1	J2	
	平均厚さ	材料	
	(表 4.3)	(表 4.4)	

(注) 1. J1条件は全体仕上り厚の平均を選択すること。
2. J2条件で⑦を選択した場合は、路盤材(T-1100001)を単価登録すること。

表 4.3 平均厚さ区分

平均厚さ	入力番号
75mm以上125mm未満	①
125mm以上175mm未満	②
175mm以上200mm以下	③
200mm超225mm未満	④
225mm以上275mm未満	⑤
275mm以上325mm未満	⑥
325mm以上375mm未満	⑦
375mm以上400mm以下	⑧
400mm超425mm未満	⑨
425mm以上475mm未満	⑩
475mm以上525mm未満	⑪
525mm以上575mm未満	⑫
575mm以上600mm以下	⑬
600mm超625mm未満	⑭
625mm以上675mm未満	⑮

表 4.4 材料

材料	入力番号
ｸﾞﾗｯｼﾞｱﾝ C-20	①
ｸﾞﾗｯｼﾞｱﾝ C-30	②
ｸﾞﾗｯｼﾞｱﾝ C-40	③
再生ｸﾞﾗｯｼﾞｱﾝ RC-20	④
再生ｸﾞﾗｯｼﾞｱﾝ RC-30	⑤
再生ｸﾞﾗｯｼﾞｱﾝ RC-40	⑥
路盤材(各種)	⑦

過去の実績がある
範囲で設定。

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用) (10) 「実数入力」条件のまま残しているもの

◆施工パッケージ型積算方式においても実用的な数量区分が設定できない材料使用量は実数入力のまま残す。

【記載例:安定処理】

具体例⑩	実数入力のまま残しているもの																																																												
<p>現行(積上積算方式)</p> <p>第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 ⑦ 安定処理工</p> <p>7. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) 安定処理工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工手順コード</th> <th>W6211410</th> <th>施工単位</th> <th>m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入力条件</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">各種</td> <td>J1</td> <td>J2</td> <td>J3</td> <td>J4</td> <td>J5</td> </tr> <tr> <td>混合深さ</td> <td>固化材 100㎡当り 使用量</td> <td>混合回数</td> <td>飛散防止等の 有無</td> <td>タイヤ 規格</td> </tr> <tr> <td>①60cm以下 ②60cmを超え 100cm以下</td> <td>(L/100㎡) (実数入力)</td> <td>①1回 ②2回</td> <td>①有 ②無</td> <td>①排出ガス対策型 (第1次基準値) ②排出ガス対策型 (第2次基準値) ③普通型</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> (注) 1. J2条件の「固化材100㎡当り使用量」はロス等を含む実数量を入力する。 2. 固化材単価 (T-1601000) [円/㎡] を単価登録すること。 3. 本コードは、バックホウ (クレーン付機)、タイヤローラの低騒音型機種についても適用出来る。 </td> </tr> </tbody> </table>	施工手順コード	W6211410	施工単位	m ²	施工区分	入力条件			各種	J1	J2	J3	J4	J5	混合深さ	固化材 100㎡当り 使用量	混合回数	飛散防止等の 有無	タイヤ 規格	①60cm以下 ②60cmを超え 100cm以下	(L/100㎡) (実数入力)	①1回 ②2回	①有 ②無	①排出ガス対策型 (第1次基準値) ②排出ガス対策型 (第2次基準値) ③普通型	(注) 1. J2条件の「固化材100㎡当り使用量」はロス等を含む実数量を入力する。 2. 固化材単価 (T-1601000) [円/㎡] を単価登録すること。 3. 本コードは、バックホウ (クレーン付機)、タイヤローラの低騒音型機種についても適用出来る。					<p>改正(施工パッケージ型積算方式(案))</p> <p>第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 ⑦ 安定処理工</p> <p>4. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) 安定処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パッケージコード</th> <th>CB211410</th> <th>施工単位</th> <th>m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入力条件</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">各種</td> <td>J1</td> <td>J2</td> <td>J3</td> <td>J4</td> <td>J5</td> </tr> <tr> <td>使用機種</td> <td>施工箇所</td> <td>混合深さ</td> <td>固化材100㎡ 当り使用量</td> <td>混合回数</td> </tr> <tr> <td>①スタビライ ②バックホウ</td> <td>①路床 ②路盤(標準)</td> <td>①0.6m以下 ②0.6mを超え1m以下 ③1m以下 ④1mを超え2m以下</td> <td>(L/100㎡) (実数入力)</td> <td>①1回 ②2回</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> (注) 1. J1条件で①を選択した場合は、J2条件は入力する必要はない。また、②を選択した場合は、J5条件は入力する必要はない。 2. J1条件で②を選択した場合は、J3条件の③、④は選択できない。 3. J1条件で③を選択した場合は、J3条件の③、④は選択できない。また、⑤を選択した場合は、J3条件の④は選択できない。 4. J4条件の「固化材100㎡当り使用量」はロス等を含む実数量を入力する。 5. 固化材単価 (T-1601000) [円/㎡] を単価登録すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【実数入力のある施工パッケージ】</p> <table border="1"> <tr> <td>1 安定処理</td> </tr> <tr> <td>2 粉体噴射攪拌工</td> </tr> </table>	パッケージコード	CB211410	施工単位	m ²	施工区分	入力条件			各種	J1	J2	J3	J4	J5	使用機種	施工箇所	混合深さ	固化材100㎡ 当り使用量	混合回数	①スタビライ ②バックホウ	①路床 ②路盤(標準)	①0.6m以下 ②0.6mを超え1m以下 ③1m以下 ④1mを超え2m以下	(L/100㎡) (実数入力)	①1回 ②2回	(注) 1. J1条件で①を選択した場合は、J2条件は入力する必要はない。また、②を選択した場合は、J5条件は入力する必要はない。 2. J1条件で②を選択した場合は、J3条件の③、④は選択できない。 3. J1条件で③を選択した場合は、J3条件の③、④は選択できない。また、⑤を選択した場合は、J3条件の④は選択できない。 4. J4条件の「固化材100㎡当り使用量」はロス等を含む実数量を入力する。 5. 固化材単価 (T-1601000) [円/㎡] を単価登録すること。					1 安定処理	2 粉体噴射攪拌工
施工手順コード	W6211410	施工単位	m ²																																																										
施工区分	入力条件																																																												
各種	J1	J2	J3	J4	J5																																																								
	混合深さ	固化材 100㎡当り 使用量	混合回数	飛散防止等の 有無	タイヤ 規格																																																								
	①60cm以下 ②60cmを超え 100cm以下	(L/100㎡) (実数入力)	①1回 ②2回	①有 ②無	①排出ガス対策型 (第1次基準値) ②排出ガス対策型 (第2次基準値) ③普通型																																																								
	(注) 1. J2条件の「固化材100㎡当り使用量」はロス等を含む実数量を入力する。 2. 固化材単価 (T-1601000) [円/㎡] を単価登録すること。 3. 本コードは、バックホウ (クレーン付機)、タイヤローラの低騒音型機種についても適用出来る。																																																												
	パッケージコード	CB211410	施工単位	m ²																																																									
	施工区分	入力条件																																																											
各種	J1	J2	J3	J4	J5																																																								
	使用機種	施工箇所	混合深さ	固化材100㎡ 当り使用量	混合回数																																																								
	①スタビライ ②バックホウ	①路床 ②路盤(標準)	①0.6m以下 ②0.6mを超え1m以下 ③1m以下 ④1mを超え2m以下	(L/100㎡) (実数入力)	①1回 ②2回																																																								
	(注) 1. J1条件で①を選択した場合は、J2条件は入力する必要はない。また、②を選択した場合は、J5条件は入力する必要はない。 2. J1条件で②を選択した場合は、J3条件の③、④は選択できない。 3. J1条件で③を選択した場合は、J3条件の③、④は選択できない。また、⑤を選択した場合は、J3条件の④は選択できない。 4. J4条件の「固化材100㎡当り使用量」はロス等を含む実数量を入力する。 5. 固化材単価 (T-1601000) [円/㎡] を単価登録すること。																																																												
	1 安定処理																																																												
	2 粉体噴射攪拌工																																																												

固化材の種類、現場条件
により使用量が大きく異なる。

標準単価で想定している
使用量は公表される。

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用) (11) 契約単位を変更(サンドマットのみ)

- ◆ 施工の実態や合意単価の収集を考慮して契約単位を変更する。
- ◆ 数量区分より細かな積算が可能で、標準単価設定も容易となる。

変更事例①	契約単位の変更																																
<p>現行(積上積算方式)</p> <p>第II編 共通工 第2章 共通工 ⑩-1 サンドマット工</p> <p>4. 施工単価入力基準表 (1) サンドマット工</p> <table border="1"> <tr> <th>施工区分</th> <th>入力条件</th> <th>施工単位</th> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>J1 設計紙厚 (m) (実装入力)</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>厚さを入力してm2に換算している</p> <p>2. 機種の選定 機械・仕様は次表を標準とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>作業</th> <th>機名</th> <th>仕様</th> <th>単位</th> <th>作業量</th> <th>標準</th> </tr> <tr> <td>敷均し</td> <td>ブルドーザ</td> <td>排出ガス対策型 (第1次基準値) 速地16t級</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>元々「m3」の歩掛</p> <p>3. 施工歩掛 (1) 補助労務 サンドマット工における敷均し作業の補助として普通作業員を計上する。補助労務は次表を標準とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>作業</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td>敷均し</td> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td>0.2</td> </tr> </table>	施工区分	入力条件	施工単位	各種	J1 設計紙厚 (m) (実装入力)	m ²	作業	機名	仕様	単位	作業量	標準	敷均し	ブルドーザ	排出ガス対策型 (第1次基準値) 速地16t級	m ²			作業	名称	単位	数量	敷均し	普通作業員	人	0.2	<p>改正(施工パッケージ型積算方式(案))</p> <p>第II編 共通工 第2章 共通工 ⑩-1 サンドマット工</p> <p>8. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) サンドマット</p> <table border="1"> <tr> <th>パッケージコード</th> <th>CB223030</th> <th>施工単位</th> </tr> <tr> <td>施工区分 <td>J1</td> <td>m³</td> </td></tr> </table> <p>m2契約とすると厚さ数量区分の情報を収集する必要がある。</p> <p>※数量算出要領についても変わります。</p>	パッケージコード	CB223030	施工単位	施工区分 <td>J1</td> <td>m³</td>	J1	m ³
施工区分	入力条件	施工単位																															
各種	J1 設計紙厚 (m) (実装入力)	m ²																															
作業	機名	仕様	単位	作業量	標準																												
敷均し	ブルドーザ	排出ガス対策型 (第1次基準値) 速地16t級	m ²																														
作業	名称	単位	数量																														
敷均し	普通作業員	人	0.2																														
パッケージコード	CB223030	施工単位																															
施工区分 <td>J1</td> <td>m³</td>	J1	m ³																															

30

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用) (12) 1つの設計書に施工パッケージと歩掛が混在

- ◆ 歩掛は施工パッケージに置き換わり、削除される。施工パッケージ化されない歩掛はそのまま歩掛として使用される。施工パッケージ化された歩掛は使用できなくなる。

【構造物とりのこわしの場合】

《現行積上》	《施工パッケージ》																								
<p>施工単価入力基準表 (1) 人力とりのこわし(石積)</p> <table border="1"> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>WB224240</th> <th>施工単位</th> <th>m²</th> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>J1</td> <td>形状別作業区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>① 砕積 控え35~45cm ② 空積 控え45cm未満 ③ // 控え45~60cm ④ // 控え60~90cm</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>施工パッケージに置き換え</p>	施工歩掛コード	WB224240	施工単位	m ²	施工区分	J1	形状別作業区分		各種	① 砕積 控え35~45cm ② 空積 控え45cm未満 ③ // 控え45~60cm ④ // 控え60~90cm			<p>施工単価入力基準表 (1) 石積取壊し(人力)</p> <table border="1"> <tr> <th>パッケージコード</th> <th>CB224240</th> <th>施工単位</th> <th>m²</th> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>J1</td> <td>形状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>① 砕積 控え35cm以上45cm未満 ② 空積 控え45cm未満 ③ 空積 控え45cm以上60cm未満 ④ 空積 控え60cm以上90cm未満</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 施工数量は、石積取壊し前の面積とする。</p>	パッケージコード	CB224240	施工単位	m ²	施工区分	J1	形状		各種	① 砕積 控え35cm以上45cm未満 ② 空積 控え45cm未満 ③ 空積 控え45cm以上60cm未満 ④ 空積 控え60cm以上90cm未満		
施工歩掛コード	WB224240	施工単位	m ²																						
施工区分	J1	形状別作業区分																							
各種	① 砕積 控え35~45cm ② 空積 控え45cm未満 ③ // 控え45~60cm ④ // 控え60~90cm																								
パッケージコード	CB224240	施工単位	m ²																						
施工区分	J1	形状																							
各種	① 砕積 控え35cm以上45cm未満 ② 空積 控え45cm未満 ③ 空積 控え45cm以上60cm未満 ④ 空積 控え60cm以上90cm未満																								
<p>(2) はつり工</p> <table border="1"> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>WB224250</th> <th>施工単位</th> <th>m²</th> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>J1</td> <td>はつり工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>① 3cm以下 ② 3cmを超え6cm以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>施工パッケージに置き換え</p>	施工歩掛コード	WB224250	施工単位	m ²	施工区分	J1	はつり工		各種	① 3cm以下 ② 3cmを超え6cm以下			<p>(2) コンクリートはつり</p> <table border="1"> <tr> <th>パッケージコード</th> <th>CB224250</th> <th>施工単位</th> <th>m²</th> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>J1</td> <td>平均はつり厚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>① 3cm以下 ② 3cmを超え6cm以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	パッケージコード	CB224250	施工単位	m ²	施工区分	J1	平均はつり厚		各種	① 3cm以下 ② 3cmを超え6cm以下		
施工歩掛コード	WB224250	施工単位	m ²																						
施工区分	J1	はつり工																							
各種	① 3cm以下 ② 3cmを超え6cm以下																								
パッケージコード	CB224250	施工単位	m ²																						
施工区分	J1	平均はつり厚																							
各種	① 3cm以下 ② 3cmを超え6cm以下																								
<p>(3) バックホウ積込(山積0.8m³(平積0.6m³))(C0級)</p> <table border="1"> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>WB224260</th> <th>施工単位</th> <th>m³</th> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>J1</td> <td>バックホウ規格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>① 排出ガス対策型(第1次基準値) ② 普通型</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>歩掛が残る</p>	施工歩掛コード	WB224260	施工単位	m ³	施工区分	J1	バックホウ規格		各種	① 排出ガス対策型(第1次基準値) ② 普通型			<p>(3) バックホウ積込(山積0.8m³(平積0.6m³))(C0級)</p> <table border="1"> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>WB224260</th> <th>施工単位</th> <th>m³</th> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>J1</td> <td>バックホウ規格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>① 排出ガス対策型(第1次基準値) ② 普通型</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 本コードは、バックホウの低騒音機種についても適用出来る。</p>	施工歩掛コード	WB224260	施工単位	m ³	施工区分	J1	バックホウ規格		各種	① 排出ガス対策型(第1次基準値) ② 普通型		
施工歩掛コード	WB224260	施工単位	m ³																						
施工区分	J1	バックホウ規格																							
各種	① 排出ガス対策型(第1次基準値) ② 普通型																								
施工歩掛コード	WB224260	施工単位	m ³																						
施工区分	J1	バックホウ規格																							
各種	① 排出ガス対策型(第1次基準値) ② 普通型																								

16

31

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用) (13) 体系ツリーの変更例

◆ 施工パッケージ化に伴い体系ツリーが変更となったものがある。

変更事例①		契約単位の変更					
現行(積上積算方式)				改正(施工パッケージ型積算方式(案))			
築堤・護岸				築堤・護岸			
レベル1 名称 築堤・護岸	レベル2 名称 河川土工	レベル3 名称 河川土工	レベル4 名称 築堤盛土	レベル1 名称 築堤・護岸	レベル2 名称 河川土工	レベル3 名称 河川土工	レベル4 名称 築堤盛土
			積算単位 m ³				積算単位 m ³
			総括単位 m ³				総括単位 m ³

【体系ツリーに変更のある施工パッケージ】

施工パッケージ		施工パッケージ	
1	掘削	17	上層路盤(車道・路肩部)
2	掘削(光ケーブル配管)	18	下層路盤(歩道部)
3	土砂等運搬	19	上層路盤(歩道部)
4	整地	20	基層(車道・路肩部)
5	路体(築堤)盛土	21	中間層(車道・路肩部)
6	路床盛土	22	表層(車道・路肩部)
7	積込(ルーズ)	23	基層(歩道部)
8	押土(ルーズ)	24	中間層(歩道部)
9	土材料	25	表層(歩道部)
10	粉体噴射攪拌	26	基礎ブロック(立入防止柵)
11	じゃかご	27	金網(フェンス)・支柱(立入防止柵)
12	ぶとんかご	28	特殊ブロック舗装
13	巨石採取	29	舗装版破砕
14	消波根固めブロック運搬	30	舗装版切断
15	消波根固めブロック仮置	31	踏掛版
16	下層路盤(車道・路肩部)	32	敷運搬

2. 土木工事標準積算基準書(施工パッケージ型積算用) (14) 材料規格を全て網羅

◆ ユニットプライス型積算方式では、材料選択ができなかったり、使用頻度の高い材料のみしか選択できなかったが、施工パッケージ型積算方式では、**現行積算基準で選択可能な全ての材料を網羅している。**

具体例①	材料規格を全て網羅																																																												
現行(積上積算方式)		改正(施工パッケージ型積算方式(案))																																																											
第Ⅱ編 共通工 第02章 共通工 ④-1 堤防打設工事(1)		第Ⅱ編 共通工 第02章 共通工 ④-1 堤防打設工事(1)																																																											
<p>(1) 小規模壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>積算単位</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①-1</td> <td>①</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-1 小規模壁材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリート</th> <th>入り量</th> <th>コンクリート</th> <th>入り量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21-1-1 (普通)</td> <td>①</td> <td>24-1-1 (普通)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>21-1-2 (F)</td> <td>①</td> <td>24-1-2 (F)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>21-1-3 (F)</td> <td>①</td> <td>24-1-3 (F)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>21-1-4 (F)</td> <td>①</td> <td>24-1-4 (F)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>21-1-5 (F)</td> <td>①</td> <td>24-1-5 (F)</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	施工区分	積算単位	単位	①-1	①	m	コンクリート	入り量	コンクリート	入り量	21-1-1 (普通)	①	24-1-1 (普通)	①	21-1-2 (F)	①	24-1-2 (F)	①	21-1-3 (F)	①	24-1-3 (F)	①	21-1-4 (F)	①	24-1-4 (F)	①	21-1-5 (F)	①	24-1-5 (F)	①	<p>5. 施工要領入力表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>積算単位</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①-1</td> <td>①</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-1 小規模壁材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリート</th> <th>入り量</th> <th>コンクリート</th> <th>入り量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21-1-1 (普通)</td> <td>①</td> <td>24-1-1 (普通)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>21-1-2 (F)</td> <td>①</td> <td>24-1-2 (F)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>21-1-3 (F)</td> <td>①</td> <td>24-1-3 (F)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>21-1-4 (F)</td> <td>①</td> <td>24-1-4 (F)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>21-1-5 (F)</td> <td>①</td> <td>24-1-5 (F)</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	施工区分	積算単位	単位	①-1	①	m	コンクリート	入り量	コンクリート	入り量	21-1-1 (普通)	①	24-1-1 (普通)	①	21-1-2 (F)	①	24-1-2 (F)	①	21-1-3 (F)	①	24-1-3 (F)	①	21-1-4 (F)	①	24-1-4 (F)	①	21-1-5 (F)	①	24-1-5 (F)	①
施工区分	積算単位	単位																																																											
①-1	①	m																																																											
コンクリート	入り量	コンクリート	入り量																																																										
21-1-1 (普通)	①	24-1-1 (普通)	①																																																										
21-1-2 (F)	①	24-1-2 (F)	①																																																										
21-1-3 (F)	①	24-1-3 (F)	①																																																										
21-1-4 (F)	①	24-1-4 (F)	①																																																										
21-1-5 (F)	①	24-1-5 (F)	①																																																										
施工区分	積算単位	単位																																																											
①-1	①	m																																																											
コンクリート	入り量	コンクリート	入り量																																																										
21-1-1 (普通)	①	24-1-1 (普通)	①																																																										
21-1-2 (F)	①	24-1-2 (F)	①																																																										
21-1-3 (F)	①	24-1-3 (F)	①																																																										
21-1-4 (F)	①	24-1-4 (F)	①																																																										
21-1-5 (F)	①	24-1-5 (F)	①																																																										
<p>9. 積算条件</p> <p>小型擁壁ユニットの積算条件は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>積算条件</th> <th>積算条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土留(F)</td> <td>捨積算の算入(5)</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>有り(積算算入)</td> </tr> <tr> <td>岩塊・玉砂り土</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>有り(積算算入)</td> </tr> <tr> <td>硬岩</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>有り(積算算入)</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>有り(積算算入)</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>有り(積算算入)</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>無し</td> </tr> </tbody> </table>	積算条件	積算条件	土留(F)	捨積算の算入(5)	土砂	有り(積算算入)	岩塊・玉砂り土	無し	軟岩	有り(積算算入)	硬岩	無し	基礎	有り(積算算入)	基礎	無し	基礎	有り(積算算入)	基礎	無し	基礎	有り(積算算入)	基礎	無し	<p>積上積算と同じ</p> <p>材料の規格は、ユニットプライスでは25種類の規格(注1)以外全数の規格(注2)に引き上げられ、施工パッケージでは、積上積算と同じ規格の規格が網羅されている。</p> <p>【記載例: 小型擁壁】</p>																																				
積算条件	積算条件																																																												
土留(F)	捨積算の算入(5)																																																												
土砂	有り(積算算入)																																																												
岩塊・玉砂り土	無し																																																												
軟岩	有り(積算算入)																																																												
硬岩	無し																																																												
基礎	有り(積算算入)																																																												
基礎	無し																																																												
基礎	有り(積算算入)																																																												
基礎	無し																																																												
基礎	有り(積算算入)																																																												
基礎	無し																																																												

3. 数量算出(施工パッケージ型積算用)

(1) 数量算出要領の改訂

- ◆積算基準書の改訂に伴い数量算出要領を改訂。
- ◆主な改訂内容：施工パッケージの細別に項目を変更、積算条件区分を反映など。

1.3 アスファルト舗装工

1. 適用

アスファルト舗装工に適用する。なお、舗装厚取壊しから舗装までを急造施工する現造打換工事については「3.4道路打換工」による。

2. 数量算出項目

上層路盤(アスファルト合材を用いる場合)基層、中間層、表層の面積を区分ごとに算出する。

3. 区分

区分は、施工箇所、舗装平均厚、材料規格、施工幅員とする。

(1)数量算出項目及び区分一覧表

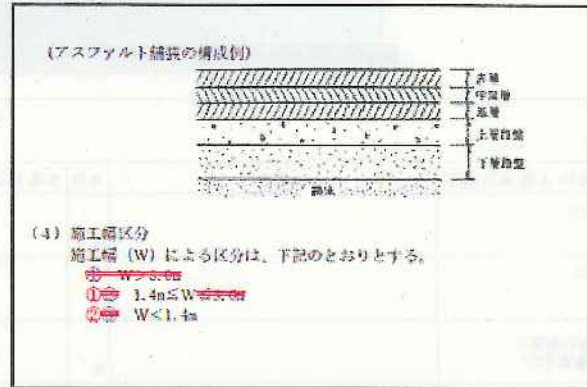
項目	区分	施工箇所	舗装平均厚(mm)	規格(材料)	施工幅員	単位	数量	備考
上層路盤(平道・路肩部)	⊕	○	○	○	○	m ²		材料がアスファルト合材の場合
上層路盤(歩道部)		○	○	○	○	m ²		材料がアスファルト合材の場合
基層(平道・路肩部)	⊕	○	○	○	○	m ²		
基層(歩道部)		○	○	○	○	m ²		
中間層(平道・路肩部)	⊕	○	○	○	○	m ²		
中間層(歩道部)		○	○	○	○	m ²		
表層(平道・路肩部)	⊕	○	○	○	○	m ²		
表層(歩道部)	⊕	○	○	○	○	m ²		

(2)施工箇所区分

本線、副道、歩道等の施工箇所ごとに区分して算出する。
なお、車道と路肩を分離施工する場合はそれぞれに区分して算出する。
また、すりつけ部、非常駐車帯を含んだ面積として算出する。

(3)舗装厚区分及び規格区分

舗装の厚さ及び材料の規格(再生密粒As13、再生粗粒As20、再生As安定処理路盤等)ごとに区分して算出する。



3. 数量算出(施工パッケージ型積算用)

(2) 数量集計様式の改訂

- ◆積算基準書及び数量算出要領の改訂に伴い数量集計表様式を改訂。
- ◆主な改訂内容：施工パッケージの細別に項目を変更、積算条件区分を反映など。

【積上】

レベル(種別)	レベル(種別)	レベル(種別)	積算単位	数量算出単位	数量区分	合計	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	内訳表記載別	備考
アスファルト舗装工	基層	[材料規格、材料規格、数量]	m ²	m ²	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		W施工幅
					車道									
					路肩									
					歩道									

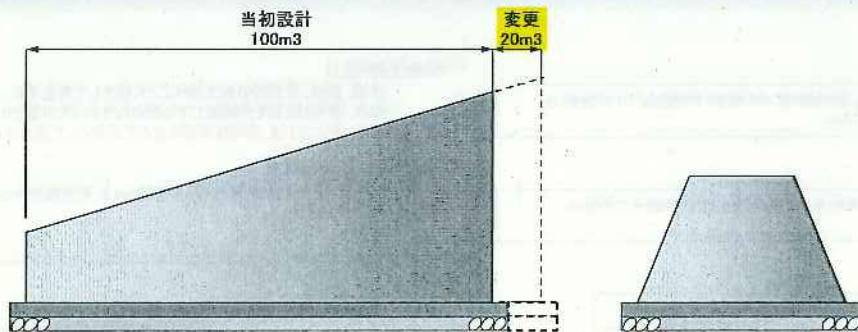
【施工パッケージ】

レベル(種別)	レベル(種別)	レベル(種別)	積算単位	数量算出単位	数量区分	合計	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	内訳表記載別	備考
アスファルト舗装工	表層(平道・路肩部)	[材料規格、材料規格、数量]	m ²	m ²	平均厚さ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
					平均幅員									
					材料									
					運送料別									
					1.0m未満	0.0								
					1.0m以上	0.0								
					1.5m未満	0.0								
					1.5m以上	0.0								
					2.0m未満	0.0								
					2.0m以上	0.0								
					2.5m未満	0.0								
					2.5m以上	0.0								

4. 設計変更について

(1) 施工数量変更(打設量、掘削量など)

【事例】現場条件などにより小型擁壁の設置延長が増加した場合は、**積算単価×変更施工量**で対応する。



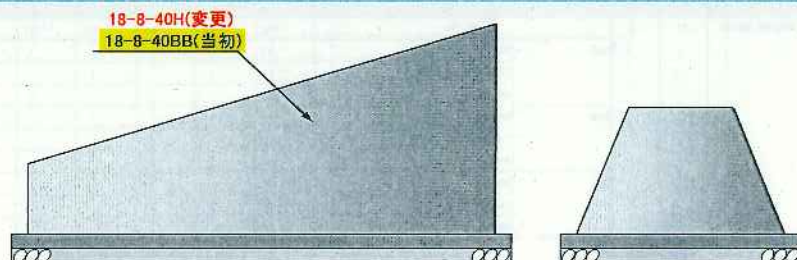
工事名	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
道路改良		式	1	1		
擁壁工		式	1	1		
場所打擁壁工 (構造物単位)		式	1	1		
小型擁壁	コンクリート規格: 18-8-40BB	m ³	100	120		

38

4. 設計変更について

(2) 使用材料の変更(数量が同じで規格のみ変更)

【事例】関係機関との協議により施工工程が厳しくなり、工期短縮を図るため小型擁壁のコンクリート規格に早強の使用を指示した場合は、新単価による再合意を行う。その際、新単価の算出は**標準単価の材料規格を補正して算出する(材料規格の違いによる積算単価の補正)**。



工事名	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
道路改良		式	1	1		
擁壁工		式	1	1		
場所打擁壁工 (構造物単位)		式	1	1		
小型擁壁	コンクリート規格: 18-8-40BB	m ³	100	0		
小型擁壁	コンクリート規格: 18-8-40H	m ³	0	100		

39

4. 設計変更について

(3) 幅のある条件区分の変更(As舗装の厚さなど)

【事例】図面が変更になり、当初の積算条件区分外になった場合は、**条件区分の変更で対応**。但し、積算条件区分に含まれる範囲は、**変更しない**。

【記載例:アスファルト舗装 基層・中間層・表層】

3. 施工パッケージ(仮称)

3-1 基層(車道・路肩部)・中間層(車道・路肩部)・表層(車道・路肩部)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.1 基層(車道・路肩部)・中間層(車道・路肩部)・表層(車道・路肩部) 積算条件区分一覧

(積算単位: m²)

平均厚さ	平均幅員	材料	瀝青材料種類
35mm以上45mm未満	1.4m未満	(表3.2)	
	1.4m以上		
45mm以上55mm未満	1.4m未満		
	1.4m以上		
55mm以上65mm未満	1.4m未満		
	1.4m以上		
65mm以上70mm以下	1.4m未満		
	1.4m以上		

平均厚さ: 50mm→55mm 変更○
平均厚さ: 50mm→54mm 変更×

他に、“運搬距離変更”、“土質変更”、“昼夜間変更”等も条件区分の変更で対応する。

(注) 1. 上表は、車道・路肩部における基層、中間層又は表層のアスファルト混合物敷均し・締固め、アスファルト乳剤散布の他、砂の散布、舗装用器具、補助機械、型枠材料、加熱燃料、瀝青材飛散保護等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。

2. アスファルト混合物・瀝青材料の材料ロスを含む

3. 面積=本線+すりつけ部+非常駐車帯とする。

40

4. 設計変更について

(4) 施工機種の変更

自主施工を原則とするため、基準書記載の適用範囲(施工高さ、深さなど)及び積算条件区分に含まれる範囲は、変更しない。

【積算】

施工土量: 80,000m³
積算単価: 「土量50,000m³以上」で算出

積込(ルーズ) 積算条件区分一覧

(積算単位: m³)

土質	作業内容
土砂	土量50,000m ³ 未満 ←
	土量50,000m ³ 以上 ←
	平均施工幅1m以上2m未満

《施工パッケージで想定している機械》

バックホウ 0.8m³

バックホウ 1.4m³

※基準書の代表機材規格一覧に表示されます。

【現場】

現場で使用した機械
バックホウ0.8m³



現場で0.8m³のバックホウを使用したからといって、積算条件を「土量50,000m³未満」に変更しない。

5. その他

(1) 資料の入手先

「標準単価」は国総研ホームページで公表されます。

総合技術政策研究センター 建設システム課

施工パッケージ型積算方式(仮称)

国土交通省では、発注者双方の積算労力の軽減等を目的とした「ユニットプライス型積算方式」を平成18年度より一部の工事にて試行してきましたが、当該積算方式について価格の妥当性への懸念、価格の透明性確保等の課題が指摘されてきました。このため、積算の効率化の一層の促進と「ユニットプライス型積算方式」の課題を改良した新たな積算方式として、「施工パッケージ型積算方式(仮称)」の研究を行っています。

【技術情報】
「施工パッケージ型積算方式(仮称)」の試行導入について (2012.02)

技術情報の一部はPDF形式のファイルとなります。PDFファイルをWebブラウザ上で正常に表示できない場合は、こちらをご覧ください。
なお、古いバージョンのAdobe Acrobat Readerなど、正常に表示されない恐れがありますので、最新バージョンのダウンロードをお願いします。

前のページに戻る

国総研トップページ>研究部のページ
>総合技術政策研究センター>建設システム課
>研究テーマ・技術情報>施工パッケージ型積算方式の研究

http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm

「数量算出要領」は国総研ホームページで公表されます。

総合技術政策研究センター 建設システム課

積算大系

公共土木工事の契約条件や価格算定条件の明確化、積算業務の効率化・合理化を図るため、統一・責任のある積算大系を構築する研究を行っています。

- 【技術情報】
- ▶ 新土木工事積算大系の解説 (2011.05)
 - ▶ 新土木工事積算大系における工事工種体系ツリー及び用語定義集 (2008.09)
 - ▶ 数量集計表様式(案) (2008.09)
 - ▶ 土木工事数量算出要領(案) (2011.05)

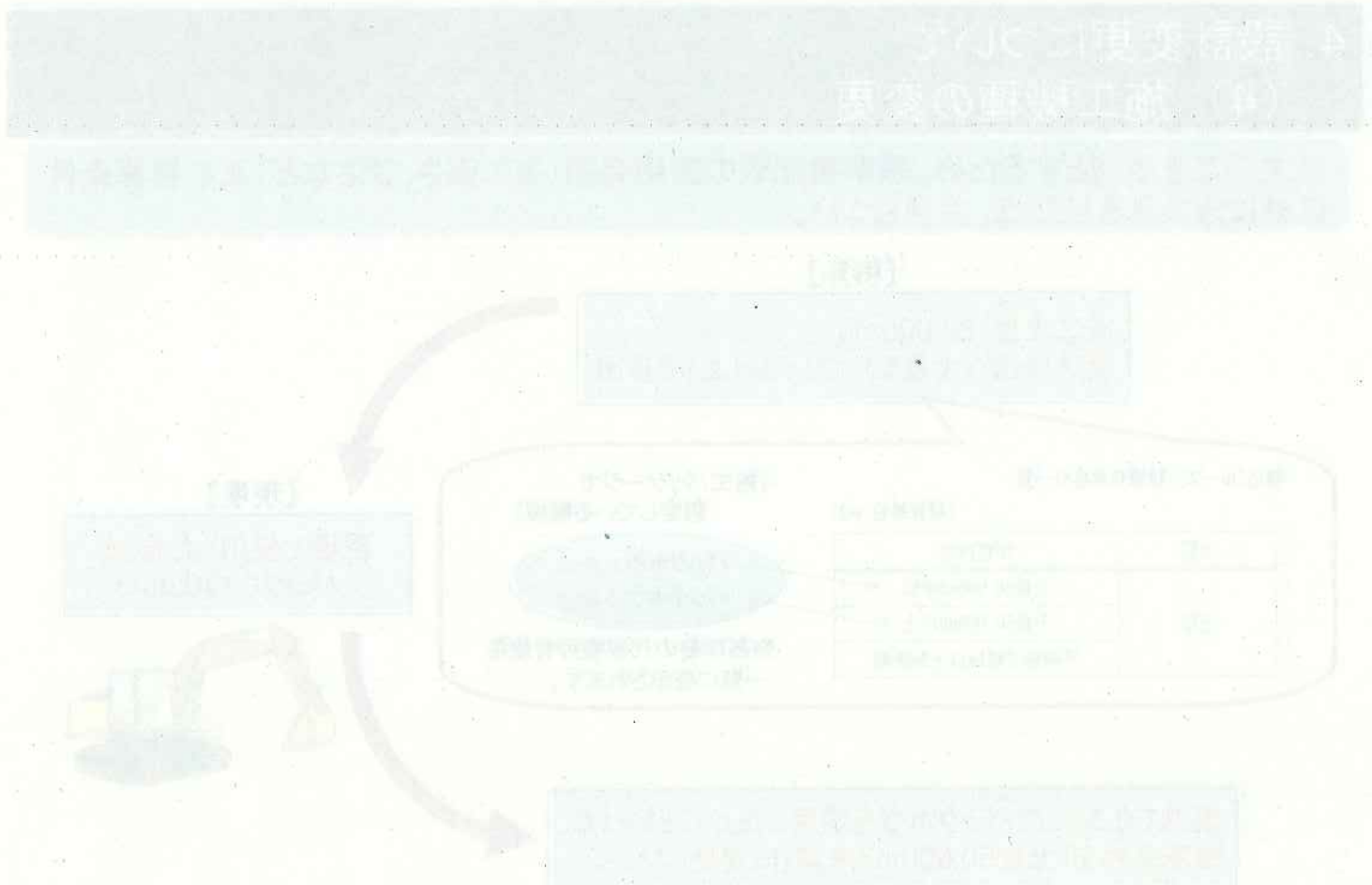
技術情報の一部はPDF形式のファイルとなります。PDFファイルをWebブラウザ上で正常に表示できない場合は、こちらをご覧ください。
なお、古いバージョンのAdobe Acrobat Readerなど、正常に表示されない恐れがありますので、最新バージョンのダウンロードをお願いします。

前のページに戻る

国総研トップページ>研究部のページ
>総合技術政策研究センター>建設システム課
>研究テーマ・技術情報>土木工事積算体系の構築

[http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme\(sekisan\).htm](http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme(sekisan).htm)

土木工事標準歩掛(積算基準)の入手方法は従来どおり。



中国地方における地域建設業の 事業継続計画認定に関する 実施要領

国土交通省 中国地方整備局
企画部 防災対策官

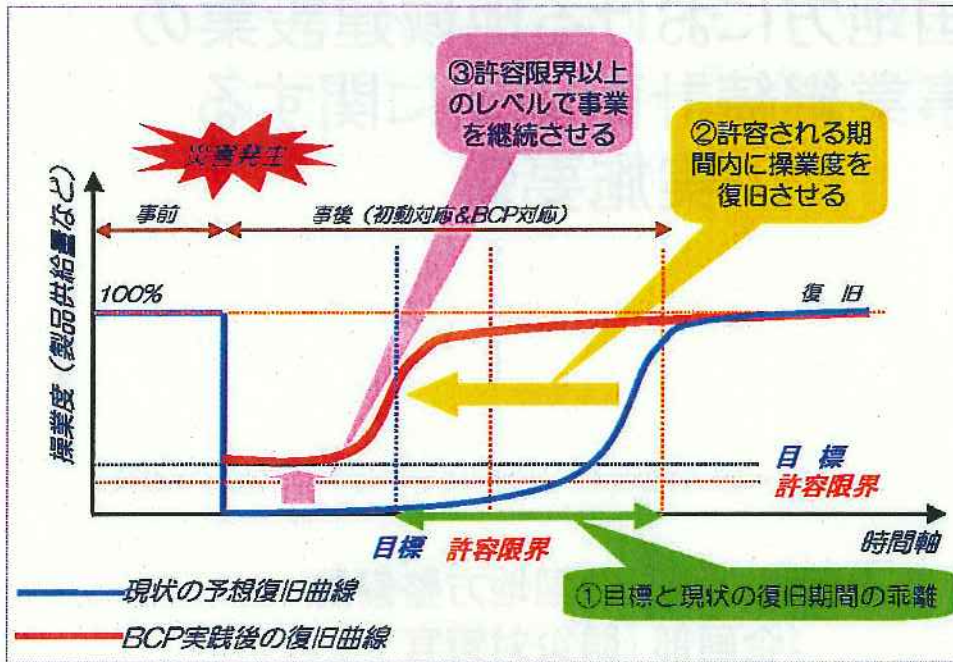
1

1. BCPとは？

2

1.1 BCPとは

「事業継続計画」(BCP: Business Continuity Plan)とは、発災後、重要事業を継続し、もしくは中断しても可能な限り短い期間で事業を再開することを追求した計画である。



出典:内閣府「事業継続ガイドライン第一版 H17.8」より抜粋

3

事業継続計画 (BCP) の概念

2. 建設業におけるBCPの効果事例

4

2.1建設業の事業継続の事例 東日本大震災後の対応 K建設(株)

本社所在地 : 仙台市若林区
企業名 : K建設株式会社
社員数 : 35人
BCP策定 : 2010年3月

『BCPを策定していなければ、何をどうしていいのか分からなかった。BCPが事業の早期復旧に大きな役割を果たした。』(総務部長談)

K建設(株)のBCP策定の目的

- ①従業員を守る → 死傷者を出さない。全従業員の雇用を確保。
- ②企業を存続させる → 対応が後手にまわれれば廃業に追い込まれる。
- ③地域の活力を守る → 早期事業回復によって地域に貢献できる。

K建設(株)BCPにおける被害想定

- 震度6以上の地震(電気6日、ガス53日、下水道が50日止まる想定)
- 10メートルの津波

K建設(株)BCPの大きな特徴

- 2ヶ月収入が途絶えても人件費などが支払えるよう資金を確保した
- 電子データは、2重、3重のバックアップを取っていた
- 社屋が使用不可能になることをあらかじめ想定し、従業員の宿泊対応から社屋外での事業継続体制まで、万全の準備を整えていた

5

出典:「リスク対策.com 2011/05」より編集

2.2建設業の事業継続の事例 東日本大震災後の対応 K建設(株)

同社BCPにおける目標復旧時間

- ・インフラ復旧協力体制づくり 24時間以内
- ・施工中物件の二次災害防止と被害報告 24時間以内
- ・施工中物件の被害状況と顧客フォロー 48時間以内
- ・施工中物件の応急措置完了 72時間以内

※これらすべてを達成できた。

- ・被災翌日には、区から復旧作業に向けた道路の確保や地域の被害調査の要請があり、**現場へ駆けつけることができたのは同社だけだった。**
- ・BCPを勉強していくうちに、地域を支える**建設会社にこそBCPが必要だ**と確信し、全社を挙げてBCP策定に取り組んだ。BCPで今回の震災を乗り越えられたことは大きな成果。(社長談)

6

出典:「リスク対策.com 2011/05」より編集

3.地域建設業におけるBCP策定推進に向けた中国地方整備局のとりくみ

3.1 地域建設業におけるBCPの必要性と意義



- ・ライフラインやインフラの早期復旧が可能
- ・国民生活の早期回復

- ・災害時においても企業活動が可能（被害の軽減）。
- ・地域や取引先等からの信頼が向上。
- ・災害対応への参画

技術と経営に優れた一つのあかし

地域防災力の向上



平成21年7月 豪雨
(山口県防府市)



平成22年7月 豪雨
(広島県庄原市)



平成21年8月9日 台風9号
(岡山県美作市)
「建設業社会貢献活動事例集」より



平成23年1月 豪雪
(広島県安芸市)



平成22年12月 豪雨
(広島県東部郡等浦町)

3.2「中国地方地域建設業BCPに関する検討会」を開催

中国地方の建設業のBCP策定の取り組みを推進し、**地域防災力の強化**を図る。

このために、学識者や建設業界とともに、地域建設業BCPの公募・作成・審査・認定の仕組みをとりまとめた**実施要領**を策定しました。

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」

- ・実施要領およびその構成
- ・災害時の事業継続計画認定申込書
- ・審査用チェックシート

さらに、地域建設業が効率的にBCPを作成し申請する手順をとりまとめた

「『災害時における中国地方地域建設業の事業継続計画』作成解説書(案)」を策定

スケジュール	平成23年度			平成24年度			平成25年度			備考										
	9	10	11	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	1	2	3	
検討会	第1回	*																		継続業BCPについて課題等の抽出
	第2回		*																	課題等整理認定作業について
	第3回			*																周知のための行動計画実施要領の確認
周知期間																				
建設業BCP 公募・審査・認定																				



【学識者】 今岡 務 広島工業大学大学院教授
 河原 能久 広島大学大学院教授
 松原 雄平 鳥取大学大学院教授
 浦津 房紀 山口大学大学院教授
 【建設業界】 野津 一成 鳥取県建設業協会会長
 中筋 豊通 鳥根県建設業協会会長
 坂本 道治 岡山県建設業協会会長
 捨山 典英 広島県建設工業協会会長
 秋山 智洋 山口県建設業協会会長

「検討会メンバー」

※第1回検討会 (H23.10.21) の状況

3.3中国地方の現状 (BCP作成の課題)

【認知状況】

- ・BCP策定済み・策定中の企業 6%
- ・BCPを知らない企業 58%



【BCP作成の課題1】

BCPの認知度が低い

【BCPを策定しない理由】

- ・知らなかった。策定方法が分からない 67%
- ・費用がない 10%
- ・必要性を感じない(メリット無し、工事契約条件に定められていない) 19%



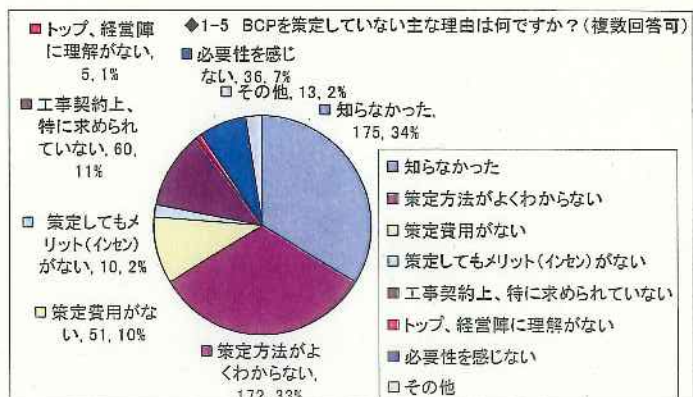
【BCP作成の課題2】

- ・策定の方法が分からない。
- ・メリットが感じられない。
- ・作成費用が高いと感じている。

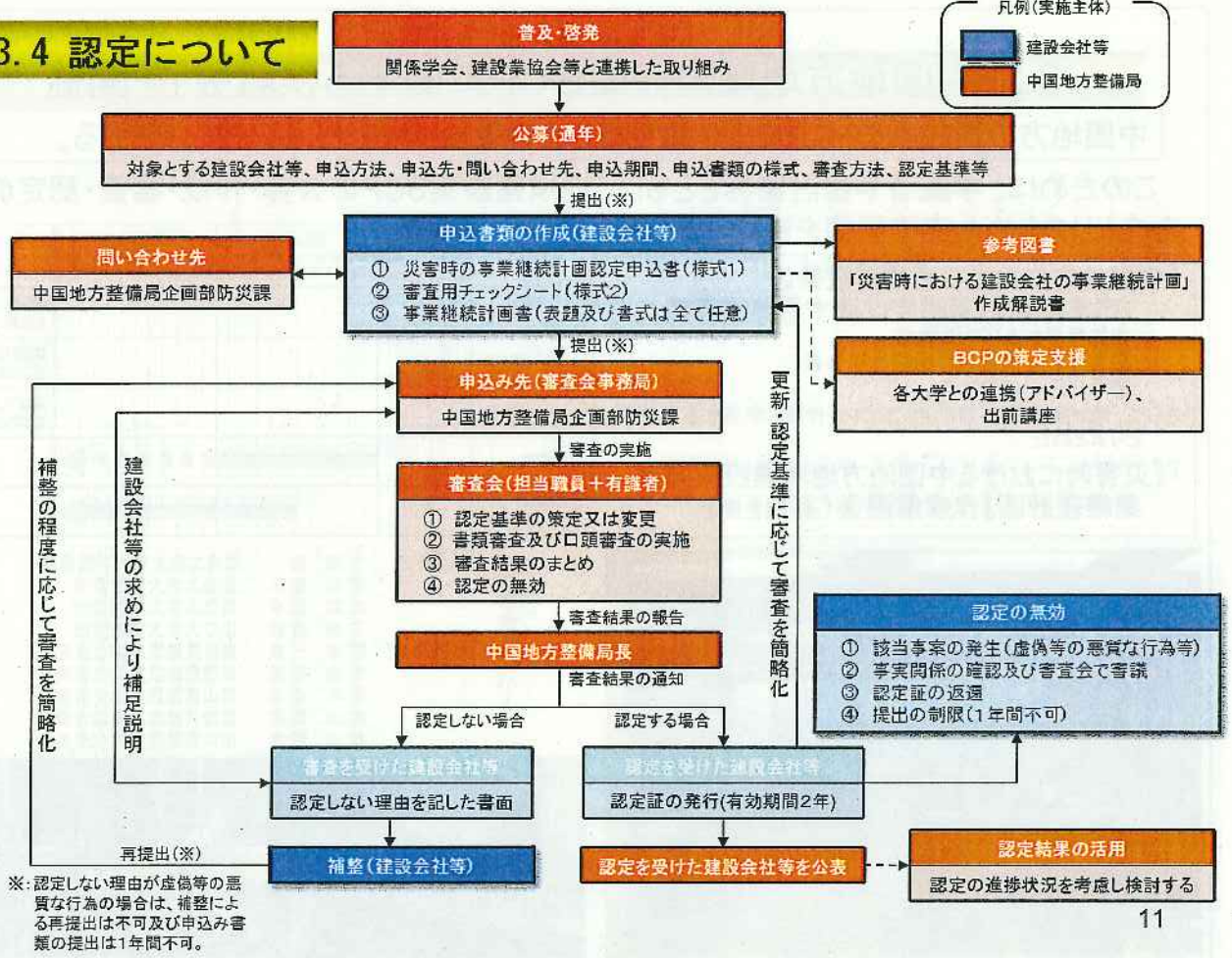


【BCPを策定した理由】複数回答可

- ・緊急時対応のため 12件
- ・事業継続、損害を少なくするため 5件



3.4 認定について



中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図

4. BCPの作成資料

4.1 作成する書類(申込書類)一式

作成解説書は、中国地方整備局において実施している事業継続計画認定の審査書類作成の手引きになっており、確認項目毎に示している記載方法や記載様式を参照しながら作成して頂けるとより効率的です。

申込書類

災害時の事業継続計画認定申込書(様式1)

審査用チェックシート(様式2)

事業継続計画書(表題及び書式は全て任意)

↑ 参考

「災害時における中国地方地域建設業の事業継続計画」 作成解説書

作成解説書に掲載している様式の内容は記載例であり、「チェック項目」が確認できる内容であれば、様式(記載例)の全ての項目を記載する必要はありません。

13

4.2 BCP確認項目と確認内容について(審査用チェックシートより抜粋)

	確認項目	確認内容	
A	計画策定の意義と検討体制	A-1	計画策定の意義・目的、検討体制
		A-2	周知方法
B	重要業務の選定と目標時間の把握	B-1	受ける被害の想定
		B-2	重要業務の選定
		B-3	目標時間の把握
C	災害時の対応体制	C-1	社員及び家族の安否確認方法
		C-2	BCPの発動基準と災害時の対応体制
		C-3	費用のさほどかからない対策
D	対応拠点の確保	D-1	対応拠点、代替対応拠点の確保
E	情報発信・情報共有	E-1	発災直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識
F	人員と資機材の調達	F-1	自社で確保している資源の認識
		F-2	自社外からの調達についての連絡先の認識
G	訓練計画と定期点検計画	G-1	訓練計画
		G-2	定期点検計画
H	訓練計画と定期点検計画の実施 (2回目以降の申請の場合必須)	H-1	訓練計画の実施状況
		H-2	定期点検計画の実施状況
		H-3	事業継続計画の改訂履歴

書類の確認ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 審査用チェックシートの項目を全て満足しているか。 作成書類に不備が無いか。 作成している書類に虚偽記載がないか。虚偽記載の疑いがある場合は口頭審査時に確認する。
口頭審査の確認ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽記載の有無の確認。 作成書類の不備について、その是正措置の確認。是正内容が軽微であり短期間で是正可能である場合は、修正を指示する。 審査用チェックシートの未記入の箇所について、その理由が妥当であるかの確認。

14

4.3 BCP確認項目と必須事項について

確認項目	重要・必須	様式名
A-1 計画策定の意義と目的	必須	様式A-1-1 計画策定の意義・目的
	必須	様式A-1-2 計画策定の検討体制
A-2 周知方法	必須	様式A-2-1 社員への周知方法
	必須	様式B-1-1 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理
B-1 受ける被害の想定	重要	様式B-1-2 建物の耐震性に因する状況把握
	必須	様式B-1-3 ライフラインの被害想定
	必須	様式B-2-1 重要業務の候補の影響度比較表
B-2 重要業務の選定：簡易手法による重要業務の選定	必須	様式B-3-1 重要業務の目標復旧時間の検討表
	重要	様式B-3-2 全体手順初期
B-3 目標時間の把握：簡易手法による目標時間の把握	必須	様式C-1-1 安否確認方法一覧表
	重要	様式C-1-2 社内の連絡体制表
	重要	様式C-1-3 各社員への周知
C-1 社員及び家族の安否確認方法	必須	様式C-2-1 対応体制・対応拠点の概要
	必須	様式C-2-2 対応体制・指揮命令系統図
	重要	様式C-2-3 顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法
C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制	重要	様式C-3-1 設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧
	重要	様式C-3-2 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画
	必須	様式C-3-3 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画
C-3 費用のさほどかからない対策	必須	様式D-1-1 拠点候補リスト
	必須	様式D-1-2 代替対応拠点の概要
D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保	必須	様式E-1-1 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト
	重要	様式E-1-2 施工中現場の連絡先リスト
E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識	必須	様式F-1-1 自社が保有している人員や資機材など
	重要	様式F-1-2 災害時の対応にあたる要員のための備蓄
F-1 自社で確保している資源の認識	必須	様式F-2-1 災害発生直後に調達するリスト
	必須	様式G-1-1 災害時対応訓練の実施計画
F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識	必須	様式G-2-1 事業継続計画の定期点検計画
	必須	様式H-1-1 訓練実施記録
G-1 訓練計画	必須	様式H-2-1 定期点検計画の実施記録
G-2 定期点検計画	必須	様式H-3-1 事業継続計画の改訂履歴
H-1 訓練計画の実施状況	必須	
H-2 定期点検計画の実施状況	必須	
H-3 事業継続計画の改訂履歴	必須	

必須様式は、認定を受けるために必要な様式です。「チェック項目」が確認できる内容であれば、様式(記載例)の全ての項目を記載する必要はありません。
重要様式は、より実効性の高いBCPを作成するための様式であり、必要に応じて作成して下さい。

A. 計画策定の意義と検討体制

A-1 計画策定の意義・目的

事業継続計画は、経営層のトップ自らが関与し、個々の社員に至るまで、全社的に取り組むことが必要です。社員や協力者に対して、計画策定の意義・目的を説明することが必要です。また、検討体制についても整理しておくことが必要です。

記載内容

事業継続計画の意義・目的を記載してください。また、事業継続計画の検討体制を記載してください。

- ・様式A-1-1 (必須) 計画策定の意義・目的
- ・様式A-1-2 (必須) 計画策定の検討体制

チェック項目 計画策定の意義・目的、検討体制が記載されている

- 計画策定の意義・目的が記載されている
- 計画策定の検討体制が記載されている

様式A-1-1(必須) 計画策定の意義・目的(作成例)

計画策定の意義・目的	<p>【記入例】 大規模な地震が発生した場合、会社の施設や従業員及びその家族が被害を受け、当社の事業活動に大きな影響が及ぶことが予想される。災害時には、重要業務の継続および万一中断した場合の早期復旧のために、平常時より事業継続に関する準備が必要となる。 当社では、重要業務を継続し、公共インフラおよび民間協会の復旧工事を通して、経済・社会活動の早期復旧に協力するとともに、国および地方公共団体、民間協会の事業継続に貢献することを旨とする。</p> <p>① 従業員、その家族の生命・身体の安全確保に全力をつくす ② 会社施設等の被害の最小化に努める ③ 救済活動・復旧活動に全面的に協力する ④ 施工中の建物の倒壊などによる近隣地域への二次災害の発生を防止し、地位の方々の安全確保を図る ⑤ 当社施工物件の被害状況を迅速に把握し、お客様の事業継続に向けた応急措置および適切な復旧活動に協力する ⑥ 災害などのリスクに強い企業となることを目指し、事業継続計画を定期的に見直し、改善する</p>
------------	---

様式A-1-2(必須) 計画策定の検討体制(作成例)

役割	所属	役職	氏名	サイン
総括	-	代表取締役	〇〇〇〇	〇〇〇
A 重要業務の選定と目標時間の把握	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
B 災害時の対応体制	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
C 対応拠点の確保	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
D 情報発信・情報共有	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
E 人員と資機材の調達	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
F 訓練計画と定期点検計画	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇

A. 計画策定の意義と検討体制

A-2 周知方法

策定もしくは定期的に更新された事業継続計画は、全ての社員に周知する必要があります。

記載内容

策定した事業継続計画の社員への周知方法を記載してください。

・様式A-2-1 (必須) 社員への周知方法

チェック項目 社員への周知方法を記載している

社員への具体的な周知方法が記載されている

様式A-2-1 (必須) 社員への周知方法(作成例)

社員への周知方法	媒体	実施した年月日
・紙媒体で配布する	紙	○年○月○日
・ポケットブック版を作成し配布する。	紙	○年○月○日
・社用ホームページに電子ファイルをアップする	ホームページ	○年○月○日
・携帯電話用の緊急連絡先を記したアドレス帳を作成し配布する。	電子データ	○年○月○日

17

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

BCPを策定するには、地域で想定される大規模な災害を選定し、自社が受ける被害を想定する必要があります。

記載内容

自社が受ける被害を想定して下さい。また、被害によるライフラインの被害状況や自社の建物の被害状況を概略把握して下さい。

- ・様式B-1-1 (必須) 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理
- ・様式B-1-2 (重要) 建物の耐震性に関する状況把握
- ・様式B-1-3 (必須) ライフラインの被害想定

チェック項目 自社周辺地域の災害を想定している

- ハザードマップなどに自社関連施設（拠点、倉庫、協力会社、社員住居、参集・資材調達ルートなど）をプロットしている
- 自社周辺で懸念される災害を整理し、その中から優先的に対処が必要な災害（事業継続計画で対象とする災害）を選定している
- 地域で想定される大規模な災害をピックアップしている

チェック項目 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している

- 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している
- 対象とする災害時のライフラインの遮断日数を想定している

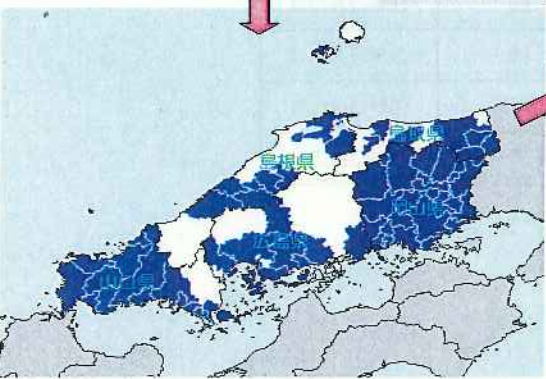
18

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

例えば、国土交通省のハザードマップポータルサイトを利用して、災害を整理することができます。

国土交通省 ハザードマップポータルサイト

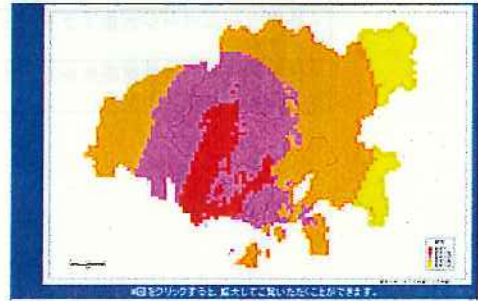


注意: 情報の詳細は、各管理者に問い合わせして下さい。

(1) 已発断層による地震



(2) 五日市断層による地震



19

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

様式B-1-1(必須) 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理(作成例)

リスクの種類	説明	懸念される本社・支店、現場事務所等	懸念される被害の種類	被害の概要及び程度	対応の優先順位
地震A	〇〇断層帯地震震度7	本社ビル倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊 ・火災発生	別紙震度分布図参照	1
地震B	〇〇断層帯地震震度6強	本社ビル倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊 ・火災発生	別紙震度分布図参照	2
高潮	〇年確率の高潮発生	本社1階床上浸水	・国道〇号通行止め ・床上浸水発生	別紙高潮ハザードマップ参照	3
大規模土砂災害	〇〇地区で土砂災害発生	無し	・国道〇号通行止め ・施設倒壊	別紙ハザードマップ参照	4
大規模水害	〇〇水系で破堤による洪水はん濫発生	本社1階床上浸水	・国道〇号通行止め ・床上浸水発生	別紙洪水ハザードマップ参照	5
大規模積雪	〇〇地域で大規模な積雪発生	無し	・国道〇号通行止め ・鉄道運行休止	別紙積雪分布図参照	6
...

上記の内、事業継続計画の対象とする災害は「地震A」「高潮」...

※別紙にハザードマップ等に自社関連施設をプロットした資料を作成する。

様式B-1-3(必須) ライフラインの被害想定(作成例)

リスクの種類: 地震A

インフラ	本社施設における応急復旧想定期間	代替対応施設における応急復旧想定期間	復旧目標日数(一般住宅)
電力	24時間	停止しない	6日
電話	3時間	3時間	14日
光ケーブル	停止しない	停止しない	14日
上水道	3日	3日	30日
ガス	1ヶ月以上	1ヶ月以上	60日

20

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-2 重要業務の選定: 簡易手法による重要業務の選定

災害後は、重要業務を継続し、中断しても早期に再開することが必要です。このために、災害後の重要業務を選定し、優先順位をつけておくことが必要です。

記載内容

災害時に行わなければならない重要業務を選定してください。

- ・ 様式B-2-1 (必須) 重要業務の候補の影響度比較表

チェック項目 重要業務が適切に選出されている。

- 自社職員の安否確認
- 施工中の現場の被害状況の確認
- 重要取引先に対する連絡と調整
- 災害協定業務、その他の応急・復旧業務
- 重要業務の選定根拠が記載されている

様式B-2-1(必須) 重要業務の候補の影響度比較表(作成例)

重要業務名	判断要因		社会的影響	総影響度 (例えば平均値)
	利益への影響	災害協定先、公共発注者、施主、取引先等への影響		
施工中現場の被害状況の確認	3	3	3	3
重要取引先との連絡と調整	3	3	3	3
災害協定業務、その他の応急・復旧業務	3	3	3	3
安否確認	3	3	3	3
近隣の救助活動	-	-	3	3
...

影響度：3：影響が大きい。2：影響がある。1：影響が小さい。

※重要業務の選定根拠について、様式B-2-1は定性的な評価になっていますが、より具体的な選定理由を示して頂ければ結構です。

例:「近隣の救助活動」→「地域との関係が密接」、「災害時に活動できる会社は弊社のみ」など

チェック項目に挙がっている4つの業務については、選定理由を記載する必要はありません。

21

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-3 目標時間の把握: 簡易手法による目標時間の把握

重要業務は、目標時間内に復旧できるか検討する必要があります。

記載内容 人数(人)

重要業務毎の目標時間、及び現状の時間を記載してください。目標と現状の時間に差がある場合は、今後実施する対策による対応時間の短縮の見込みを記載してください。

- ・ 様式B-3-1 (必須) 重要業務の目標復旧時間の検討表
- ・ 様式B-3-2 (重要) 全体手順初期

チェック項目 重要業務毎に目標時間が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 想定する災害がいつ何時に発生した場合のものか記載されている
- 重要業務毎に目標時間が記載されている
- 目標時間を算出した根拠資料が添付されている

様式B-3-1(必須) 重要業務の目標時間の検討表(作成例)

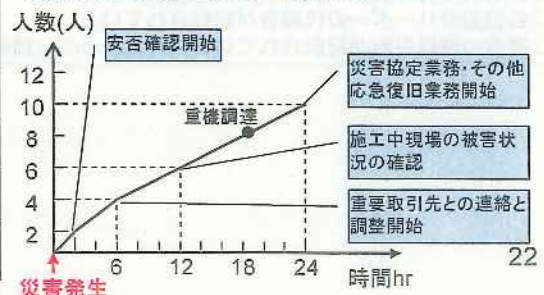
災害の条件: ○月○日 (○曜日) ○時○分、○○市で震度○の地震発生

重要業務名	総影響度	目標時間 (着手時間)
施工中現場の被害状況の確認	3	12時間
重要取引先との連絡と調整	3	6時間
災害協定業務、その他の応急・復旧業務	3	24時間
安否確認	3	2時間
近隣の救助活動	3	12時間
...

資料作成: 平成○年○月

目標時間を算出した根拠資料の例:

「目標時間を算出した根拠資料」は、必要な担当者や機材が揃う経時変化を整理し、災害発生からの経過時間を根拠資料とする方法が考えられます。



C.災害時の対応体制

C-1 社員及び家族の安否確認方法

災害対応は、災害時に緊急対応が可能な社員を把握することが第一歩になります。このために、社員やその家族の「安否を確実に確認する方法」を決めておき、緊急対応可能な社員を確保する必要があります。

記載内容

社員および家族の安否確認方法を記載してください。

- ・ 様式C-1-1 (必須) 安否確認方法一覧表
- ・ 様式C-1-2 (重要) 社内の連絡体制表
- ・ 様式C-1-3 (重要) 各社員への周知

チェック項目 安否確認方法が記載されている

- 安否確認の責任者及びその代理者が記載されている
- 担当者が複数記載されている
- 安否確認の方法・手順が記載されている

様式C-1-1(必須) 安否確認方法一覧表(作成例)

安否確認の責任者	責任者：〇〇 代理者：〇〇
安否確認の担当体制	担当者：〇〇、〇〇、〇〇 (複数名記述)
安否確認の実施場所	本社：〇〇部 代替実施場所：〇〇
安否確認の方法・手順	連絡体制表に従って実施する。安否確認システムを利用して実施する。等 ※必要に応じて、勤務時間外と勤務時間外(深夜、休日)の方法を区別して記載
安否確認の発動条件	BCPの発動条件を記載
連絡が取れない場合の対応	例：近隣居住の社員に実地にて確認してもらう。
死傷者が出た場合の社内情報共有方策	社長、幹部、関連部局への連絡ルール等を記載する。
...	

23

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

災害発生に備えて、自発的に社員が行動できるようにBCPの発動基準を整理しておく必要があります。また、平常時から対応体制と対応拠点を決定し、その概要を把握しておく必要があります。対応体制は、代理者を考慮して指揮命令系統図を整理しておく必要があります。

記載内容

災害対応を行う体制をとる基準を記載して下さい。また、災害時の組織体制と指揮命令系統について記載してください。

- ・ 様式C-2-1 (必須) 対応体制・対応拠点の概要
- ・ 様式C-2-2 (必須) 対応体制・指揮命令系統図
- ・ 様式C-2-3 (重要) 顧客、来客、社員(協力会社、派遣会社社員などを含む)の避難・誘導方法

チェック項目 発動基準が記載されている

- どの地域で発生する災害を対象とするのかが記載されている
- 発動基準となる数値(震度や雨量など)や警報などが具体的に記載されている

チェック項目 対応体制が記載されている

- 災害対応拠点の場所(住所)、連絡先、設備が記載されている
- 災害対応時の役割、氏名、住所が記載されている
- 各役割のリーダーの代理者が記載されている
- 複数の連絡手段が記載されている(PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信など)

24

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

様式C-2-1(必須) 対応体制・対応拠点の概要(作成例)

事項	説明・内容
1 初動対応発動基準 (対象メンバーの自動参集、災対対策本部の設置基準、BCPの発動基準)	1) ○○市内に震度○強以上の地震の発生 理由①震度○以上の場合、災害協定に基づき○をする必要があるため。 理由②施工現場、重要な施工資材物件へ確実な対応が必要のため。 2) ○○市内に洪水警報、○○観測所で避難判断水位を超えたとき。 ...
2 災害対策本部の設置権限者、代理権限者	設置権限者：災害対策本部長または社長 代理権限者：第1位：○○常務、第2位：○○部長、第3位：○○部長
3 災害対策本部要員	専務、常務、総務部長、各部部长・・・ (注：事務局員まで記載。別紙でもよい)
4 対応拠点設置場所	○○支店 ○○会議室 住所 〒○○ ○○○ 固定電話：○○ FAX：○○ 電子メール：○○ 携帯電話：○○ 携帯メール：○○ 衛星電話：○○ 無線：○○
5 連絡手段	電話：○回線、FAX：○台、衛星電話：○台、無線○台、ホワイトボード：○台、パソコン○台、プリンター○台、コピー機○台、・・・ 上記設備を稼働できる非常用電源：○時間稼働
6 災害対策本部内及びその近くに備える設備	1) 災害対策本部の要員は、1の場合には自動的に本社(または代替対応拠点)に参集する。 2) 施工中現場の確認担当者は、1の場合には、自動的に直接現場に向かう。 3) それ以外の社員は、勤務時間外の場合、安否確認の連絡を行ったうえ、家族及び家畜の安全な状況であれば定められた場所(本社、代替対応拠点など)に参集する。 4) 公共交通機関の途絶等により参集に○時間以上かかる場合、無理をせず、連絡をして指示を待つ。 5) ・・・
7 参集要員	1) 総務班：全体調整担当、被害状況管くん担当、・・・ 2) 業務班：応急復旧・災害復旧工事担当、・・・ 3) 対外班：得意先の担当、取引先担当、広報担当、・・・ 4) 支援班：社員の安全確保担当、安否確認担当、・・・ 5) ○○班：・・・
8 各班の担当業務 (注：班別構成は各社で行動しやすいように定めてよい)	1) 総務班：全体調整担当、被害状況管くん担当、・・・ 2) 業務班：応急復旧・災害復旧工事担当、・・・ 3) 対外班：得意先の担当、取引先担当、広報担当、・・・ 4) 支援班：社員の安全確保担当、安否確認担当、・・・ 5) ○○班：・・・
9

※「帰宅・通勤困難」についても将来的には検討しておく必要があります。

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

様式C-2-2(必須) 対応体制・指揮命令系統図(作成例)



C. 災害時の対応体制

C-3 費用のさほどかからない対策

災害時には、完成図書や過去の重要な情報等、通常使わなくても必要となるものがでてきます。重要業務の実施・継続に不可欠な情報を整理し、現在のバックアップ状況を把握するとともに、バックアップが必要な場合は今後の対応方針を決定しておく必要があります。

記載内容

社員の緊急作業時（周辺地域などからの救助要請）における安全確保対策やルール（単独行動の禁止、危険な区域への立ち入り禁止、行動記録による行き先・帰社の確認等）をとりまとめてください。

- ・様式C-3-1（重要） 設備、棚・ロッカー等、機器の地震等の対策状況一覧
- ・様式C-3-2（重要） 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画
- ・様式C-3-3（必須） 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画

チェック項目 費用をさほどかけない範囲で課題改善に取り組んでいる。

重要なデータや文書の現在のバックアップ状況や今後の取り組むべき対応を認識している

様式C-3-3（必須） 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画（作成例）

重要なデータ・文書	分類	現在のバックアップ状況	今後の対応方針
施工中物件の契約図書	紙	紙媒体として正・副の2部保管している。	・紙媒体はスキャナーして電子化する。電子化後は電子データとして管理する。 ・被災しない箇所に保管する。 ・コピーをとり、遠隔地で保管する。
申請・許認可の書類	紙	一部電子化している。	
財務のデータ	紙	ほとんど行っていない。	・サーバーを導入し、定期的にバックアップデータを作成する。 ・サーバーは、遠隔地でのバックアップを行い、二重化を図る。
各種連絡先の情報	紙	一部電子化している。	
取引の状況・記録	電	ほとんど行っていない。	
完成図書	電	DVDに保管している。	
継続業務のデータ	電	サーバーを導入し定期的にバックアップしている。	
・・・	・・・	・・・	・・・

27

D. 対応拠点の確保

D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保

対応拠点が、地震による倒壊、火災、地域のライフラインの途絶などにより使用できない場合も考えられるため、「代替対応拠点」を選定し、その概要を把握しておく必要があります。

記載内容

対応拠点、代替対応拠点について記載してください。

- ・様式D-1-1（必須） 拠点候補リスト
- ・様式D-1-2（必須） 代替対応拠点の概要

チェック項目	対応拠点の検討
<input type="checkbox"/>	拠点候補リストを作成している
チェック項目	代替対応拠点が記載されている
<input type="checkbox"/>	場所（住所）、連絡先、設備を把握している

様式D-1-1（必須） 拠点候補リスト（作成例）

優先順位	拠点施設	電話番号	FAX番号	無線番号
1	本社ビル〇〇会議室	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇
2	〇〇社宅	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇
3	〇〇ビル〇〇階会議室	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇
4	〇〇研究所〇号館	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

様式D-1-2（必須） 代替対応拠点の概要（作成例）

項目	内容
1. 代替対応拠点名	当社〇〇支店
2. 場所（住所）	〇〇支店 〇〇会議室 住所 〒〇〇〇 〇〇〇
3. 連絡先	固定電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇 衛星電話：〇〇 無線：〇〇
4. 代替対応拠点への直接の緊急参集者及び代表者	〇〇部長、〇〇課長、〇〇、・・・ 全〇名 責任者（所属、氏名）：〇〇部、〇〇 代理責任者（所属、氏名）：〇〇部、〇〇
5. 代替対応拠点設置の判断基準	・発動基準と同じ。 ・本社の対応拠点が被災して使用不能の恐れがある場合。
6. 代替対応拠点及びその近くに備える設備	電話：〇回線、FAX：〇台、衛星電話：〇台、無線〇台。ホワイボード：〇台、パソコン〇台、プリンター〇台、コピー機〇台、・・・ 上記設備を稼働できる非常用電源：〇時間稼働
7. 代替対応拠点への移動手段	本社から徒歩で移動 〇〇部長の自宅から徒歩で移動。

28

E. 情報発信・情報共有

E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識

災害協定先・公共発注者・施主等の重要取引先と確実に連絡が取れる体制が必要です。災害時には、固定電話等が使用できない可能性があるため、携帯メール等の複数の「連絡手段」を確保しておく必要があります。

記載内容

発災直後に連絡を取ることが必要な重要取引先と自社について、相互の連絡対応窓口の連絡先を記載してください。

- ・様式E-1-1 (必須) 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト
- ・様式E-1-2 (重要) 施工中現場の連絡先リスト

チェック項目 関係先の連絡対応窓口が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 重要取引先の組織名、担当者の所属・氏名が記載されている
- 複数の連絡手段が記載されている（PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信など）
- 連絡内容
- 自社の担当者氏名、代理者氏名が記載されている

様式E-1-1(必須) 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト(作成例)

重要取引先 組織名	連絡の 優先度	重要連絡先 担当者	連絡手段	連絡内容	自社担当者 及び代理担当者
本社○○ 事業所	高	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	被害状況、被害確認等	担当者：○○ 代理者：○○
国土交通省 ○○出張所 (災害協定先)	高	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・協定による業務への対応可能性の連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：○○ 代理者：○○
○○県土木監理事業所 (災害協定先)	高	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・協定による業務への対応可能性の連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：○○ 代理者：○○
建設業団体	中	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・協定による業務への対応可能性の連絡 ・発注者側の対応体制の把握 ・協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：○○ 代理者：○○
○○会社 (顧客)	中	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・被害状況 ・対応状況等	担当者：○○ 代理者：○○
...

作成：平成〇年〇月〇日
29

F 人員と資機材の調達

F-1 自社で確保している人員や資機材の認識

重要業務を継続もしくは早期に復旧するためには、資格保有者や資機材等が必要になります。まずは、自社で保有している「人員や資機材」の種類や量を把握しておく必要があります。

記載内容

- 自社が保有している「人員や資機材」について記載して下さい。
- ・様式F-1-1 (必須) 自社が保有している人員や資機材など
 - ・様式F-1-2 (重要) 災害時の対応にあたる要員のための備蓄

チェック項目 自社保有の人員や資機材が記載されている

- 確認した日付がわかる
- 資格（オペレータなど）の種類及び人員数が記載されている
- 資機材は種類や数量や保管場所が記載されている

様式F-1-1 (必須) 自社が保有している人員や資機材など (作成例)

資源名	種類	確保すべき資源 (人数・数値)	保管場所	現有する資源 (人数・数値)	確認時期
人員	1級土木施工管理技師	○人	—	○人	平成〇年〇月〇日
	大型運転免許	○人	—	○人	平成〇年〇月〇日
機材	バックホウ0.3m ³	○台	本社機材置場	○台	平成〇年〇月〇日
	社有車	○台	本社車庫	○台	平成〇年〇月〇日
資材	ブルーシート	○枚	倉庫A	○枚	平成〇年〇月〇日
		○枚	倉庫B	○枚	平成〇年〇月〇日
	土嚢袋	○袋	倉庫A	○袋	平成〇年〇月〇日
	トラロープ	○本	倉庫A	○本	平成〇年〇月〇日
	カラーコーン	○枚	倉庫A	○枚	平成〇年〇月〇日
	○枚	倉庫B	○枚	平成〇年〇月〇日	
...
...

※燃料の確保方法や発電機の確保なども考えていく必要があります。

F 人員と資機材の調達

F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識

自社だけで必要な人員や資機材を確保できない場合が想定されます。災害時に不足する人員や資機材の提供を依頼できるよう、平常時から懇意にしている協力会社などの「連絡先」を把握しておく必要があります。また、懇意にしている協力会社が被災することも想定し、代替りの協力者を用意しておく必要があります。

記載内容

自社外から調達する「人員や資機材」について記載して下さい。

・様式F-2-1 (必須) 災害発生直後に調達するリスト

チェック項目 調達先の連絡対応窓口が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 連絡先の組織名称、担当者の所属・氏名が記載されている
- 複数の連絡手段が記載されている（PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信等）
- 連絡内容（何を調達するか具体的に記載）
- 自社の担当者氏名、代理者氏名が記載されている

様式F-2-1 (必須) 災害発生直後に調達するリスト(作成例)

組織名称	連絡順位	連絡先担当者 所属・氏名	連絡手段	連絡内容	自社担当者氏名 及び代理氏名
A社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇 衛星電話：〇〇	人員の確保 養生業務 送行協力	担当者：〇〇 代理：〇〇
Aリース社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇	機材のリース	担当者：〇〇 代理：〇〇
Bリース社	2	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇	機材のリース	担当者：〇〇 代理：〇〇
A商社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	材料の調達（土 産袋、鋼材、セ メント等）	担当者：〇〇 代理：〇〇
B商社	2	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	材料の調達（土 産袋、鋼材、セ メント等）	担当者：〇〇 代理：〇〇
D社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	装備（防護マス ク等）	担当者：〇〇 代理：〇〇

作成：平成〇年〇月〇日

31

G 訓練計画と定期点検計画

G-1 訓練計画

災害発生時に、BCPが有効に機能するためには訓練が不可欠です。多くの社員や協力者等が参加できるように「訓練計画」を作成しておく必要があります。

記載内容

災害時対応訓練計画について記載してください。

・様式G-1-1 (必須) 災害時対応訓練の実施計画

チェック項目 訓練計画が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 訓練名称が記載されている
- 訓練内容が記載されている
- 参加者・対象者が記載されている
- 予定時期が記載されている

様式G-1-1 (必須) 災害時対応訓練の実施計画(作成例)

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
災害時対応の確認訓練 (机上訓練)	緊急参集メンバーが事業継続計画の応急対応、事業継続の部分を読み合わせ、必要箇所が行うべき対応を確認する。	災害対策本部長、本部長、各班の中心メンバー	毎年〇月	〇〇会議室	〇〇部 〇〇課
安否確認と参集訓練	携帯電話メールを基本に、社員全員に対し安否を回り連絡をし、回答を求め、結果を集計する。 また、徒歩参集を行い、自宅から本社及び現場までの所要時間を把握する。	全社員	毎年〇月	本社・社宅・現場・自宅	〇〇部 〇〇課
避難・誘導訓練(消防法に基づく又は自主訓練)	災害時の避難・誘導訓練。地震と火災発生を想定して屋外避難と点検、初期消火。	全社員	毎年〇月	本社構内	〇〇部 〇〇課
バックアップデータ利用訓練	バックアップデータを用いて業務を別の事業所で利用する。バックアップデータでの業務から、通常方法での業務へ戻す手順	災害対策本部長、本部長、各班の中心メンバー	毎年〇月	本社・代替対応拠点	〇〇部 〇〇課
...

作成：平成〇年〇月〇日

32

G 訓練計画と定期点検計画

G-2 定期点検計画

BCPは、記載内容が古くならないように定期点検を行う必要があります。例えば、自社及び関係先の人事異動がある場合、記載内容を更新する必要があります。

記載内容

- ・定期点検が必要な項目について、定期点検計画を作成してください。
- ・様式G-2-1(必須) 事業継続計画の定期点検計画

チェック項目 定期点検計画が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 定期点検計画の項目が記載されている
- 担当部署(実施部署、総括部署)が記載されている
- 実施時期が記載されている

様式G-2-1(必須) 事業継続計画の定期点検計画(作成例)

定期点検項目	実施部署	総括部署	実施時期 (チェック)
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更は無いか	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	□H〇年〇月
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更が無いか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	□H〇年〇月
重要なデータやそのバックアップを実施しているか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	□H〇年〇月
新たな施工現場ができた場合、被災時の二次災害防止の体制を整備し、事業継続計画反映したか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	□H〇年〇月
.....	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	□H〇年〇月

33

最終更新：平成〇年〇月〇日

H.訓練計画と定期点検計画の実施(新規申込の場合不要)

H-1 訓練計画の実施状況

災害時において、BCPを有効に機能させるには訓練が不可欠であることはG-1で述べました。ここでは、過去2年間に建設会社が実際に実施してきた訓練の実施記録を添付し、訓練内容や社内評価及び改善状況を確認します。

記載内容

- 「G-1訓練計画」の実施状況を記載してください。
- ・様式H-1-1(必須) 訓練実施記録

チェック項目 「G-1訓練計画」の実施状況が記載されている (新規申込の場合は不要)

- 訓練の実施記録が添付されている
- 訓練の実施結果の社内評価が記載されている

様式H-1-1(必須) 訓練実施記録(作成例)

記録項目	内容
訓練名称	安否確認訓練
訓練内容	携帯電話メールを基本に、社員全員に対し安否を問う連絡をし、回答を求め、結果を集計する。 また、徒歩参集を行い、自宅から本社及び現場までの所要時間を把握する。
実施日時	平成〇年〇月〇日(日)
実施場所	会社・現場から各社員の自宅
参加者	全社員
訓練結果	1. 一部社員と連絡をとることができなかった。 2. 自宅と会社の距離が遠く、徒歩参集が難しい社員がいる。 3. 一部の現場は距離が遠く、状況確認に時間を要した。
改善点、所感など	1. 携帯電話の所持義務づける。 2. 災害時の対応にあたる要員は自転車を持参する。 3. 現場代理人を現場に近い協力者に依頼する。

34

H.訓練計画と定期点検計画の実施(新規申込の場合不要)

H-2定期点検計画の実施状況

策定したBCPは、「情報が古くならないように定期点検が不可欠であることはG-2で述べました。ここでは、過去2年間に建設会社が実際に実施してきた定期点検計画の実施記録を添付し、定期点検計画の実施状況を確認します。

記載内容

「G-2 定期点検計画」に対して実施状況を記載してください。
 ・様式H-2-1(必須) 定期点検計画の実施記録

チェック項目 「G-2 定期点検計画」の実施状況が記載されている
 (新規申込の場合は不要)

- 定期点検計画の実施記録が添付されている
- 定期点検結果の社内評価が記載されている

様式H-2-1(必須) 定期点検計画の実施記録(作成例)

定期点検の実施日時	定期点検の主な内容と是正した項目など	承認者
平成〇年〇月〇日	・様式B-2-2の更新 (人事異動に伴う更新を行った)	〇〇
平成〇年〇月〇日	・様式D-1-1の更新 (相手先と自社の内容を最新の情報に更新した) ・様式D-1-2の更新 (終了業務の削除と新規業務の追加を行った)	〇〇
...	・様式〇〇の更新	...

35

H.訓練計画と定期点検計画の実施(新規申込の場合不要)

H-3 事業継続計画の改訂履歴

策定したBCPはPDCAサイクルによりスパイラルアップしていく必要があります。訓練結果、人員や資材の充実、作成様式のバージョンアップなど各社で実施してきた改訂履歴を記載してください。

記載内容

BCPを更新した場合は、その内容を改訂履歴に記載して下さい。
 ・様式H-3-1(必須) 事業継続計画の改訂履歴

チェック項目 「事業継続計画」の改訂履歴が記載されている
 (新規申込の場合は不要)

- 改訂年月日が記載されている
- 改訂履歴(主な改訂概要)が記載されている

様式H-3-1(必須) 事業継続計画の改訂履歴(作成例)

版数	策定・改訂年月日	制定・改訂の内容	承認者
初版	平成〇年〇月〇日	新規策定	〇〇
第2版	平成〇年〇月〇日	見直し・改善による変更内容の概要を記載する。(例:様式A-3-2を追加した。)	〇〇
第〇版	平成〇年〇月〇日	...	

36

5. 関係資料等の入手

37

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, China Regional Development Bureau. The page is in Japanese and includes a navigation menu with categories like '女性や家族' (Women and Family), '学習や遊び' (Learning and Play), '高齢者や障害者' (Elderly and Disabled), and '企業・自治体向け情報' (Information for Companies and Local Governments). The main content area features a banner for '中国地方の地域づくり 夢をつなごう・きらめき中国' (Regional Development in China: Let's Connect Dreams and Shine in China). Below this, there are sections for '中国地方整備局のご紹介' (Introduction to the China Regional Development Bureau) and '企画部' (Planning Department). The '企画部' section is highlighted with a red box, and a blue callout box labeled 'ここです' (This is here) points to a specific link within the '企画部' section.

38

中国地方地域建設業BCP
中国地方における地域建設業の事業継続計画認定



目的

災害時には、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期復旧を図るため、業界一体となった災害対応策が求められています。中でも道路等の被害を及ぼす被災地での応急復旧作業を行う地域建設業の果たす役割は極めて大きいと考えます。

さらに、災害により建設会社等自らが被害を受けた場合には、①は高員を守ること、②企業を存続させることが、企業としての任務性及び地域貢献性と社会的な評価をなすことにもなります。これら災害時の事業活動に必要な事項(事業継続計画)をあらかじめの定めておくことは、災害に被害を受けた企業の証でもあります。

そのため中国地方整備局では、建設会社等の災害時に制ける事業継続力を高める取り組みを推進し、中国地方における地域防災力の向上を図るため、平成29年4月1日より災害時の事業継続計画の認定を施行することとしました。

[BCP認定制度関係資料お知らせ\(パンフレット\) pdf2.017KB](#)

募集要項(公募の開始は秋ころを予定しています)

[募集要項 pdf687KB](#)

[申込書\(様式\) word27KB](#)

[チェックシート\(様式\) excel66KB](#)

[作成解説書 pdf1.250KB](#)

[作成解説書 様式集 excel66KB](#)

申込み・お問い合わせ先:国土交通省中国地方整備局企画部防災課
 住所:〒730-8530広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号棟
 電話番号:082-821-9231(内)

【事業継続計画(BCP)とは】

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が(なるべく)中断しないこと、中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)と呼びます。その取り組みの特徴は、次のとおりです。

1. 災害後に活用できる資源に制限があることを認識し、優先的に実施または継続すべき重要業務を絞り込みます。
2. 重要業務のそれぞれについて実施、稼働、復旧などの目標時間を設定します。
3. 重要業務の実施または継続に不可欠で、再開までや復旧に時間や手間がかかり、重要施設又は復旧の制約となりがちな重要な事業・資源(ホテル・ネットワーク)を洗い出し、それらに重点的に対応します。
4. 常に最新の情報や情報を反映できるようにするため、定期的な更新、経営層による見直しなどが不可欠です。



事業継続の取り組みは、従来の防災対策に以上のような新たな考え方や手法を加えるものとして理解していただき、これまで行っていた防災計画や防災対策を基礎としつつ、発展させるものと考えてください。

【地域建設業におけるBCPの必要性と意義】

災害時においては、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るため、官民一体となった災害応急対策が求められます。中でも道路等の啓蒙をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて重要です。さらに、災害により建設会社等自ら被災を受けた場合には、①従業員を守ること、②企業を存続させることが、企業としての信頼性及び地域貢献など社会的な評価を左右することになります。これら災害時の事業活動に必要事項(事業継続計画)をあらかじめ決めておくことは、技術と経営に優れた企業の証でもあります。



【BCPの効果】

事例 被災1時間後から業務開始

仙台市若林区に本社を置くK建設(仮名)は、BCPの策定により地震発生1時間後から区への要請を受け、道路の安全点検を行うなどの業務を開始した。

- K社BCPの目的
- 従業員を守る
- 企業を存続させる
- 地域の活力を守る

- BCPを制定していくうちに、地域を支える建設会社にとってBCPが必要なと感じ、全社を挙げてBCP策定に取り組んだ。(社長談)
- 目標復旧日時間
 - インフラ復旧日: 24時間以内
 - インフラ復旧日: 24時間以内
 - 施工物件の二次災害防止と被害報告: 24時間以内
 - 施工物件の被害状況と顧客フォロー: 48時間以内
 - 施工物件の仮置措置完了: 72時間以内
 - 被害想定
 - 震度6以上の地震 → 自社施設は運用不可能(震度6日、午後3時、下水道が50日止まる想定)
 - 10メートル超の津波
 - その他の特徴
 - 2ヶ月収入が捻出しても人件費などが支払えるため資金を確保していた
 - 電子チャートは、2重、3重のバックアップを取っていた



K建設株式会社(仮名)
 事業内容: 総合建設業
 (建築、土木施工業務)
 本社: 仙台市若林区
 社員数: 35人(平成21年9月)
 出典: 「VJZの対策.com 2011/05」

認定の概要

認定は別途定める審査会および認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方整備局が災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

対象業種

中国地方整備局における当該年度の「一般土木工事」及び「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。(一般競争参加資格の運用年度は、申込書類の提出時点)

認定にあたっての審査

- (1) 審査会の設置

建設会社等から提出のあった災害時の事業継続計画の審査は、「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会(以下「審査会」という。)を設置して行います。

審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成します。
- (2) 審査方法

審査は、原則として申込書類に基づき書類審査と建設会社等の担当責任者との質疑応答に基づく口頭審査により行われます。審査の具体的な方法は、審査会が定めます。
- (3) 認定基準

審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているかを判断するための認定基準をあらかじめ策定し、公表します。

この取り組みの初期段階は、地域建設業におけるBCPの普及を図るため、必要最小限の認定基準を設けるものとし、その後、普及状況等を考慮して段階的に認定基準を引き上げるとしてレベルアップを図っていきます。

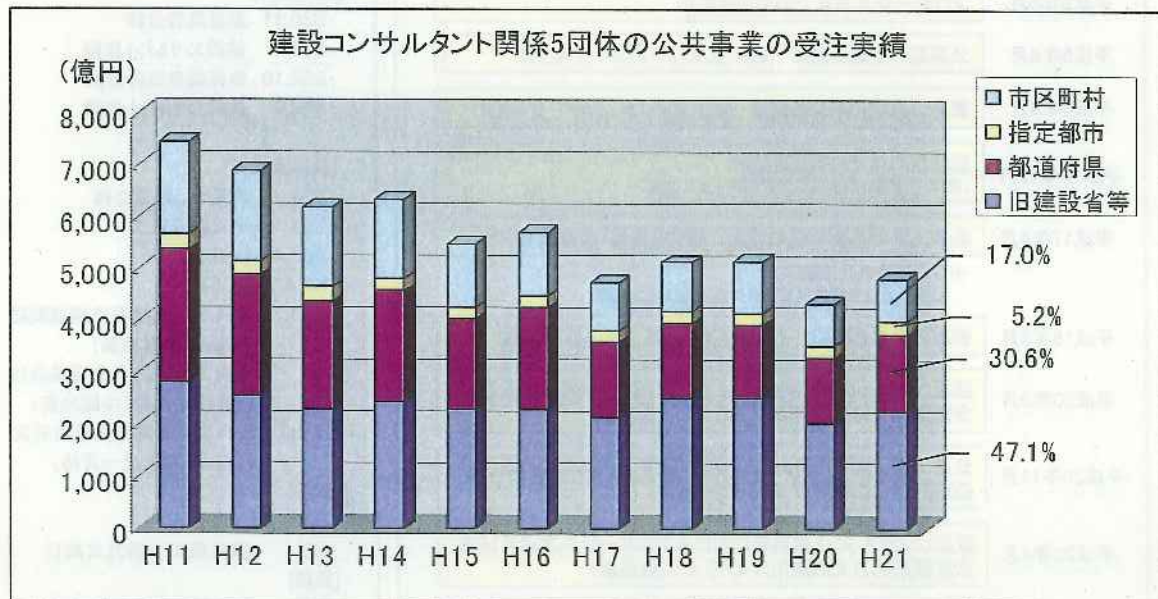
業務の入札・契約について



平成24年4月
中国地方整備局

建設コンサルタント業者の受注実績の推移

- 公共事業費の推移と同様に年々減少傾向。
- コンサルタント上位50社のH22年度の発注者毎の割合は公共73%、民間13%、海外14%と公共事業の依存度が大きい。(出典:建設コンサルタント協会)



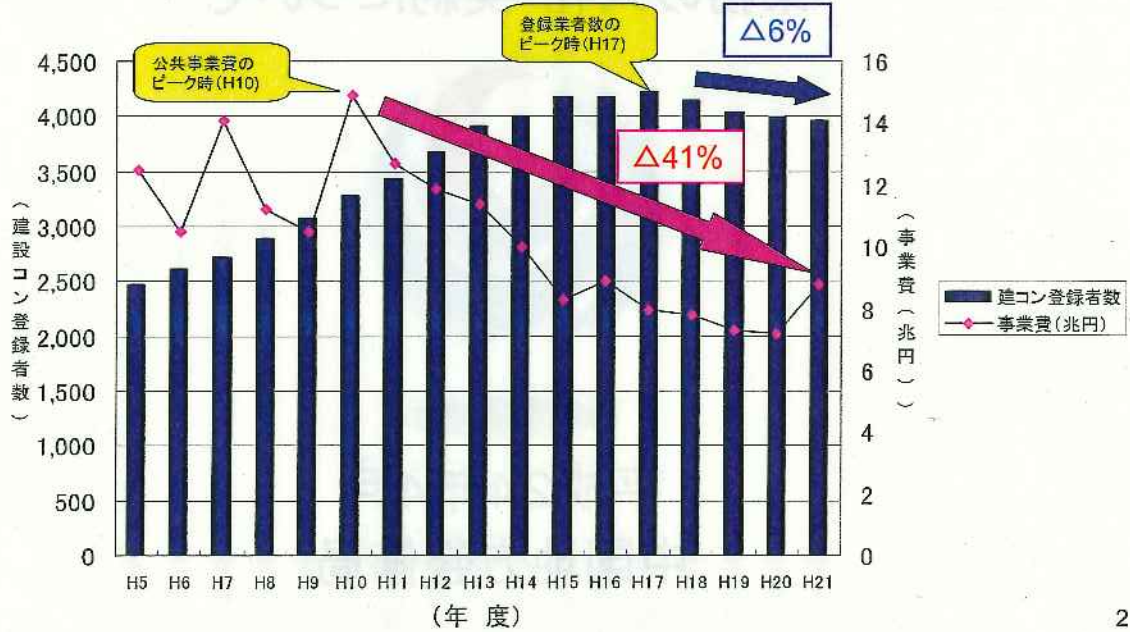
注) 旧建設省等には公団、事業団を含む

出典: 建設コンサルタント関係団体連絡協議会(5団体)

建設コンサルタント業者登録数の推移

- 登録業者数は平成10年の公共事業費のピーク時以降も平成17年まで増加する。
- 登録業者数の平成17年の4,214社をピークに年々減少傾向。

建設コンサルタント業者登録数の推移



2

建設コンサルタント業務等の入札・契約方式の沿革

沿革

昭和34年1月	設計・施工分離の原則 ・「土木事業に係る設計業務等を委託する場合の契約方式等について」建設事務次官通達
平成6年6月	プロポーザル方式での手続き開始
平成6年6月	公募型の手続き開始 (適用: 競争入札・プロポーザル方式)
平成8年9月	簡易公募型の手続き開始 (適用: 競争入札・プロポーザル方式)
平成10年12月	設計共同体での手続き開始 (適用: 公募型・簡易公募型プロポーザル方式)
平成17年4月	公共工事の品質確保の促進に関する法律「品確法」施行 ・H17.8「基本方針」閣議決定 ＜調査及び設計の品質確保に関する事項＞記載
平成18年9月	参加の有無を確認する公募手続き「唯一性の確認」開始
平成20年9月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(暫定版)
平成20年11月	公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン(通知)
平成21年4月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(最終版)
平成23年6月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(改定版)

関連事項

◆資格関係

[企業登録]

- ・S36.11 測量業者登録
- ・S39.4 建設コンサルタント登録
- ・S52.10 地質調査業者登録
- ・S59.9 補償コンサルタント登録

[技術者資格]

- ・S24 測量士、測量士補
- ・S51 地質調査技士
- ・S58.4 技術士
- ・H3.4 RCCM
- ・H18.7 公共工事発注者支援機関認定制度(中国地整)
- ・" 公共工事発注者支援業務技術者認定制度(中国地整)
- ・H21.7 公共工物品質確保技術者資格制度(全国統一資格)

◆試行

[工事]

- ・H9 設計施工一括方式試行

[業務]

- ・H19 総合評価落札方式試行

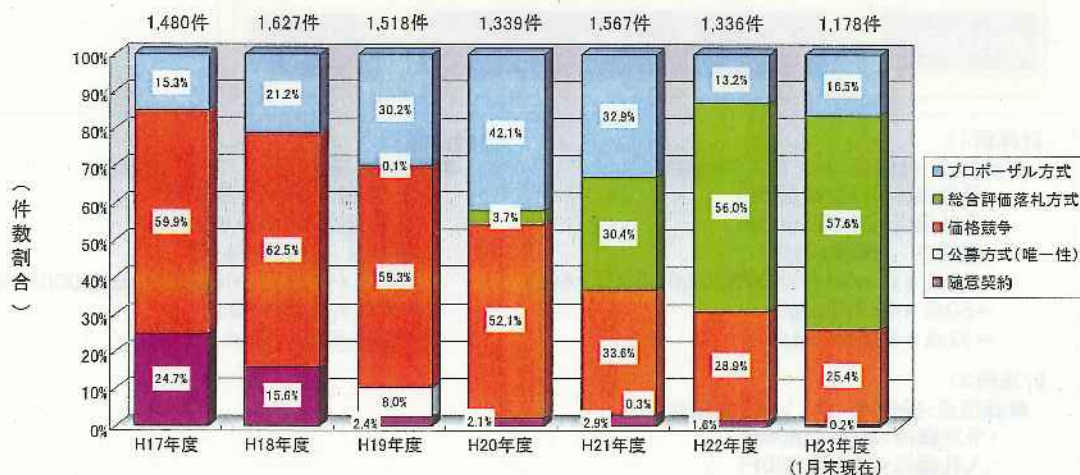
3

入札・契約方式別契約件数の推移<中国地整>

◇建設コンサルタント業務等の入札・契約方式については、平成17年度からの「随意契約の点検・見直し」により、競争性のある契約方式に移行している。

◇平成19年度からは、総合評価落札方式を導入しており、同方式による割合が増加傾向となっている。

入札方式別契約件数割合



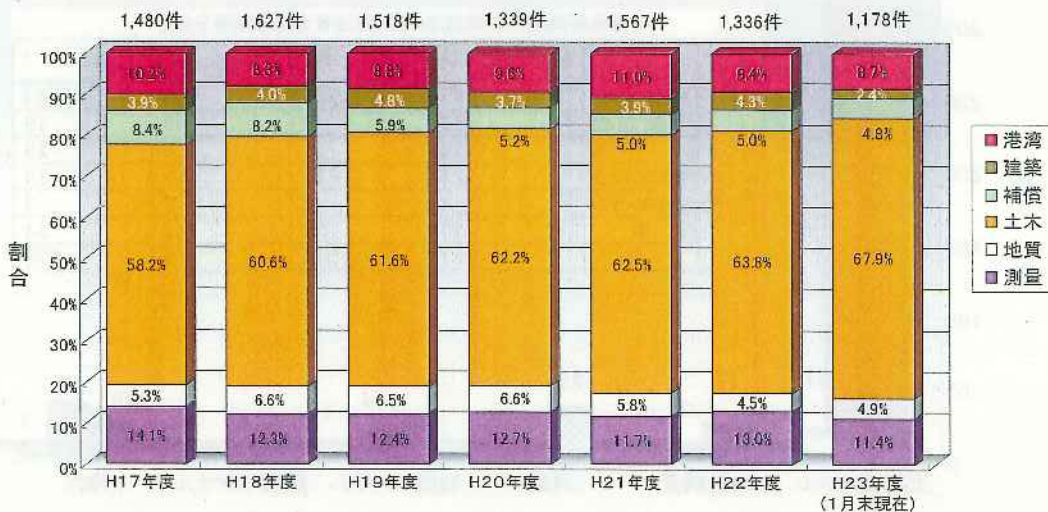
H23年度は速報値
出典:中国地方整備局

業種別契約件数の推移<中国地整>

◇建設コンサルタント業務等の業種別の契約件数割合は下記のとおりであり、平成17年度から平成23年度(1月末現在)まで各業種ともほぼ横ばいとなっている。

◇平成23年度(1月末現在)は、土木(約68%)、測量(約11%)、地質(約5%)、補償(約5%)、建築(約2%)、港湾(約9%)となっている。

業種別契約件数割合



H23年度は速報値
出典:中国地方整備局

総合評価落札方式の算定方法

◇総合評価落札方式は、価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(資格・実績、成績・表彰、業務方針・評価テーマ等)を求め、価格と品質が総合的に優れた者を相手方とし、契約締結する方式である。

- ・標準型(1:2~1:3):実施方針及び評価テーマを求める
- ・簡易型(1:1) :実施方針のみ求める

◆総合評価落札方式による総合評価点の算出方法

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right) + \text{技術点}$$

計算例1)

■価格点:技術点 = 1:1 の場合

- ・予定価格:30,000,000円
- ・入札価格:24,000,000円
- ・技術点 :60点(満点)
- 60点 × (1 - 24,000,000/30,000,000) + 60点
- =60点 × (0.2) + 60点
- =12点 + 60点 = 76点

計算例2)

■価格点:技術点 = 1:2 の場合

- ・予定価格:30,000,000円
- ・入札価格:24,000,000円
- ・技術点 :60点(満点)
- 30点 × (1 - 24,000,000/30,000,000) + 60点
- =30点 × (0.2) + 60点
- =6点 + 60点 = 66点

計算例3)

■価格点:技術点 = 1:3 の場合

- ・予定価格:30,000,000円
- ・入札価格:24,000,000円
- ・技術点 :60点(満点)
- 20点 × (1 - 24,000,000/30,000,000) + 60点
- =20点 × (0.2) + 60点
- =4点 + 60点 = 64点

出典:中国地方整備局

6

総合評価落札方式の契約状況<中国地整>

◇総合評価落札方式による発注は、H19年度から試行を行い、H23年度の発注件数は678件(1月末現在)となっている。

[配点比率別] 簡易型(1:1)→287件、標準型(1:2)→376件、標準型(1:3)→15件



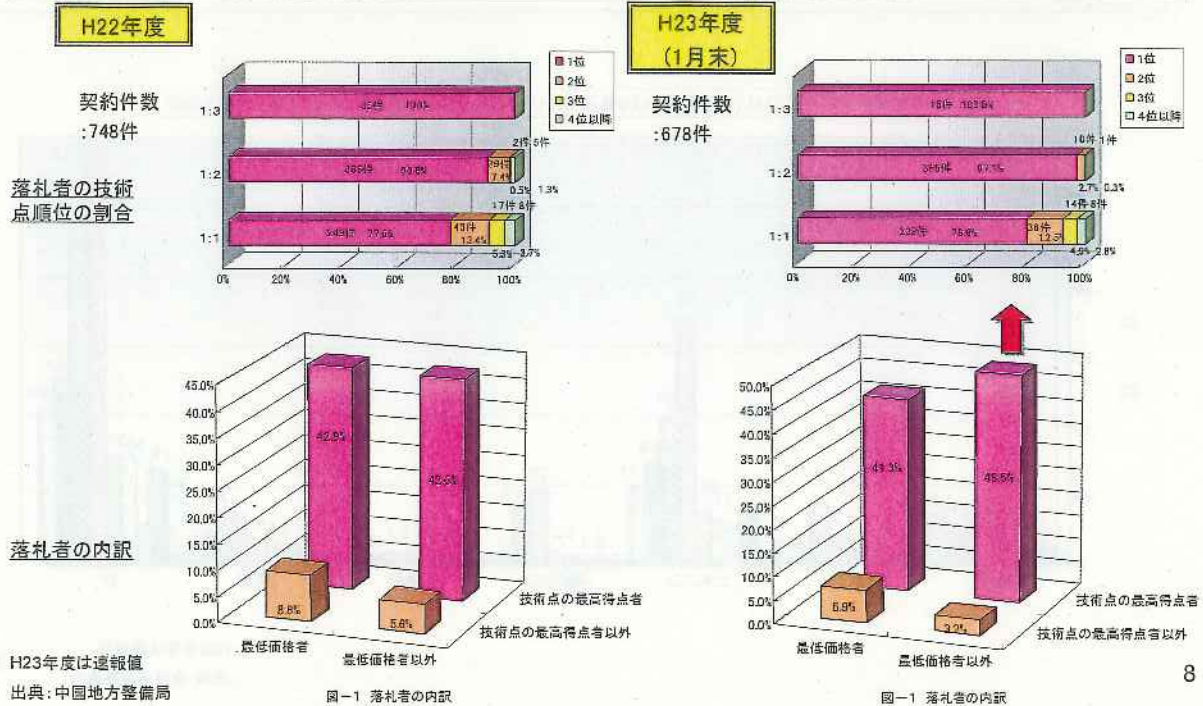
業種別配点比率別契約件数(H23)

H23年度は速報値
出典:中国地方整備局

7

総合評価落札方式の契約状況<中国地整>

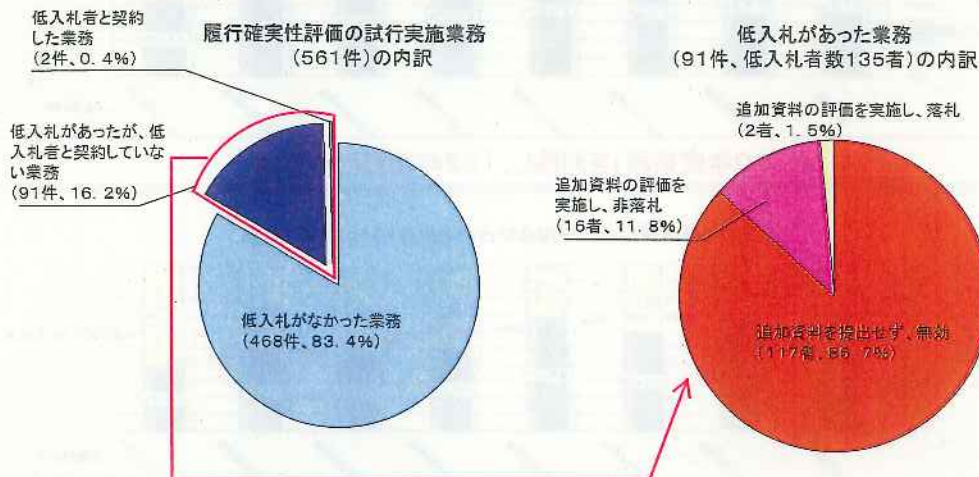
- ◇技術点1位の者が落札している件数はH22年度640件(85.6%)、H23年度609件(89.8%)を占めており技術点による競争となっている。
H22 (1:1→249件(77.6%) 1:2→356件(90.8%) 1:3→35件(100%) H23 (1:1→229件(79.8%) 1:2→365件(97.1%) 1:3→15件(100.0%)
- ◇平成23年度(1月末現在)は、平成22年度に比べ、技術点の最高得点者が最低価格以外で落札するケースが増加している。
(H22:42.6% → H23:48.5%)



履行確実性評価の実施状況<中国地整>

[対象:平成23年度(1月末現在) 総合評価落札方式(港湾空港関係を含まない)]

- ◇平成22年6月21日以降、総合評価落札方式により発注される業務であって、予定価格が1,000万円を超えるものについて、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価する「履行確実性の評価」の試行を実施。
- ◇平成23年度は、561件の試行を実施、うち低入札があった業務は93件(16.4%)であった。
- ◇低入札者(全135者)のうち、履行確実性評価のための追加資料を提出せず無効となった業者は117者(86.7%)、追加資料の評価を実施した結果、落札した業者は2者(1.5%)であった。

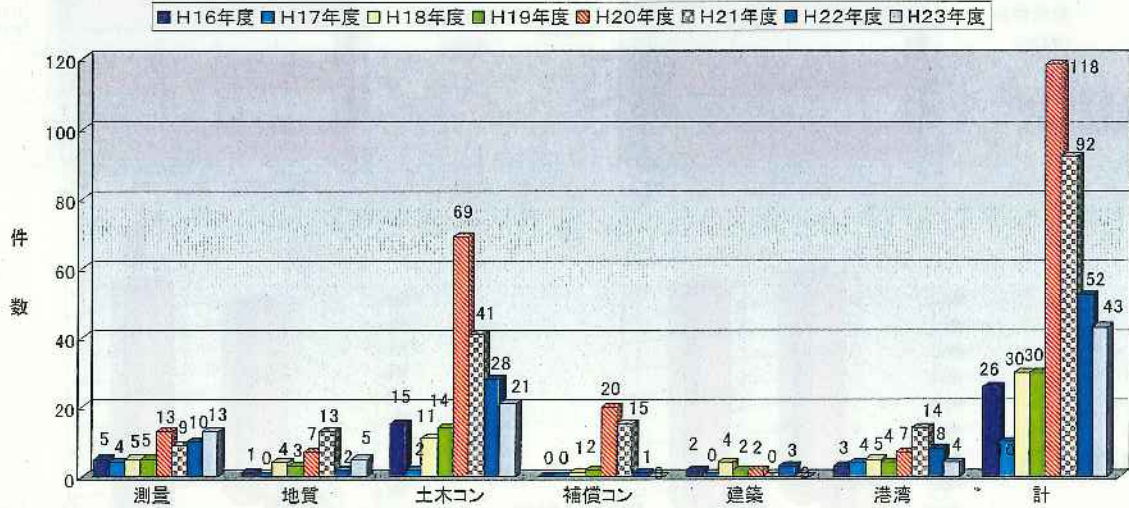


H23年度は速報値
出典:中国地方整備局

低入札の発生状況<中国地整>

■業種別の発生状況 [対象:10百万円を超える価格競争方式及び総合評価落札方式]

◇低入札で契約した業務件数は、平成20年度に482件中118件(24.5%)と急増した後、平成21年度には728件中92件(12.6%)、平成22年度には821件中52件(6.3%)、平成23年度(1月末現在)には754件中43件(5.2%)と確実に減少している。

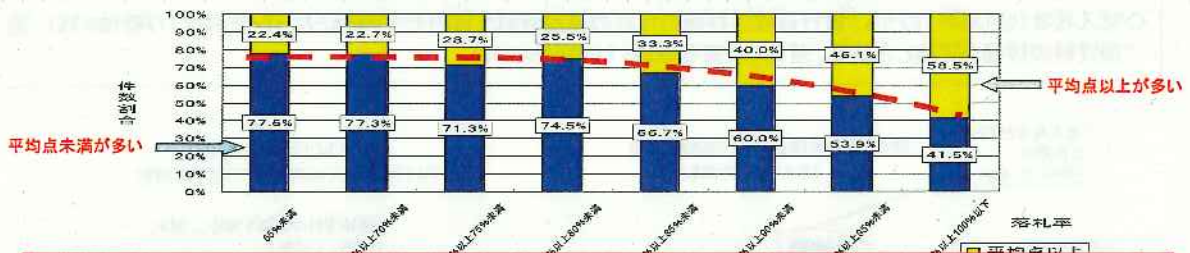


H23年度は速報値
出典:中国地方整備局

落札率と業務成績<中国地整>

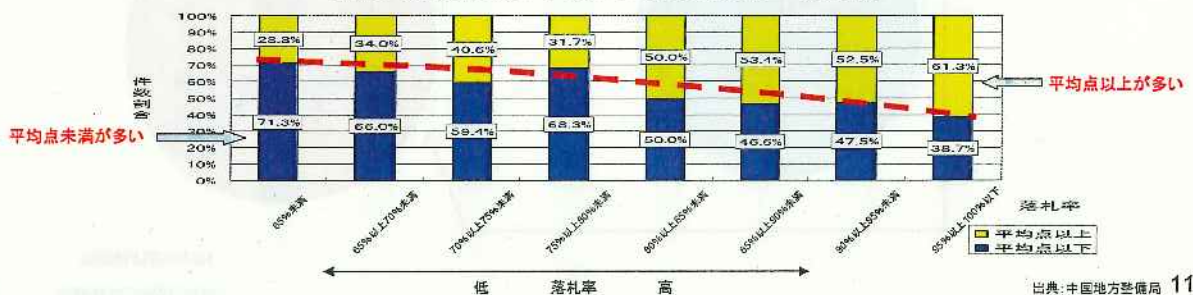
平成20年度、平成21年度とも発注した業務の落札率と成績評定点との関係を見ると、落札率が高い程、業務成績の平均点以上の占める割合が多いのに対し、落札率が低く(低入札)になっているものほど平均点以上の占める割合が少なくなっており、業務成果の質の低下が懸念される。

落札率と成績評定点の平均点が占める割合(平成20年度業務)



「20年度業務」を削除し、「22年度業務」を追加

落札率と成績評定点の平均点が占める割合(平成21年度業務)



出典:中国地方整備局
(港湾空港関係を除く)

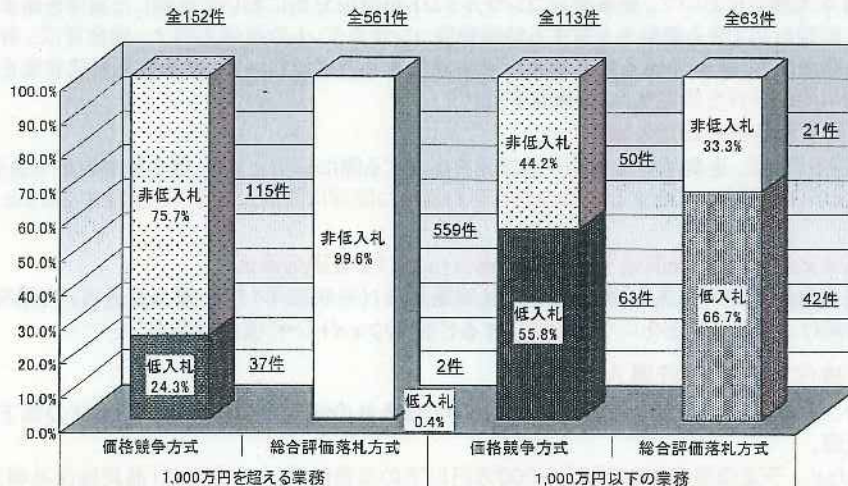
低入札の発生状況<中国地整>

■発注方式別発生状況

【対象:平成23年度(1月末現在) 価格競争方式及び総合評価落札方式(港湾空港関係を含まない)】

◇1,000万円を超える業務の低入札発生率は、価格競争方式(24.3%)に比べ、履行確実性評価を導入している総合評価落札方式(0.4%)において低い状況。

◇価格競争方式、総合評価落札方式とも、予定価格1,000万円を超える業務に比べ、予定価格1,000万円以下の業務では、低入札の発生率が格段に高い状況(価格競争方式では+31.5%、総合評価落札方式では+66.3%)。



注)1,000万円以下の業務の低入札については、1,000万円を超える業務の平均調査基準価格率(価格競争方式:予定価格の78.1%、総合評価落札方式:予定価格の77.6%)未滿で落札した場合に「低入札」と判定。

H23年度は速報値
出典:中国地方整備局

12

平成24年度の入札・契約への基本方針(案)

■前提及び留意事項

◆前提

建設コンサルタント業務等を、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により発注する場合の基本的な考え方を示した『建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン』(調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会)が、平成23年6月30日付けで改定され、公平な技術力の評価を行うための評価方法等の見直しがなされた。これを踏まえ、中国地方整備局においても、平成23年度下半期から、プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用の見直しを実施したところ。

◆留意事項

- ① 平成23年度 入札・契約の状況
 - ・ 予定価格1,000万円以下の業務において、低入札の発生率が格段に高い状況。
- ② 総合評価審査委員会における意見
 - ・ 業務内容を的確かつ簡潔に表現した業務名称の設定。
 - ・ 発注者支援業務等の「民間競争入札実施要項」における表現の適正化(“評価ウェイト”→“項目別配点”)。
- ③ 諸情勢の変化
 - ・ 政府調達協定に係る基準額の引き下げ。
 - ・ 東日本大震災を教訓とした地域建設コンサルタントへの配慮。

13

■ 平成24年度入札・契約への基本方針(案)

(1) 適正な入札・契約の実施に向けた取り組み

①「公募型」を採用する基準額の引き下げ

・政府調達協定(WTO)に係る基準額(邦価換算額)の引き下げにあわせ、プロポーザル方式及び総合評価落札方式において「公募型」を採用する基準額を引き下げる(69百万円→58百万円)。

②地域要件の設定の徹底

・東日本大震災において、地域建設コンサルタントが復旧分野において活躍した実情を踏まえ、災害発生時に即時対応できる機動性を有する地域建設コンサルタントの技術力向上、健全育成、有効活用等を図る観点から、総合評価落札方式及び価格競争入札方式において、業務実施可能者数を勘案した上で、適切に地域要件を設定するよう徹底する。

③適正な業務名称の設定の徹底

・「業務名称」は、企業が参加表明する業務を検索する際に目安とする、最も基本的かつ重要な情報であることから、委託しようとする業務の内容を的確かつ簡潔に表現した名称を設定するようあらためて徹底する。

④発注者支援業務等「民間競争入札実施要項」における表現の適正化

・発注者支援業務等に係る「民間競争入札実施要項」(平成23年11月、国土交通省、内閣府)の次回改訂に向け、表現の適正化について要望する(“評価ウェイト”→“項目別配点”)。

(2) 品質確保対策の試行導入

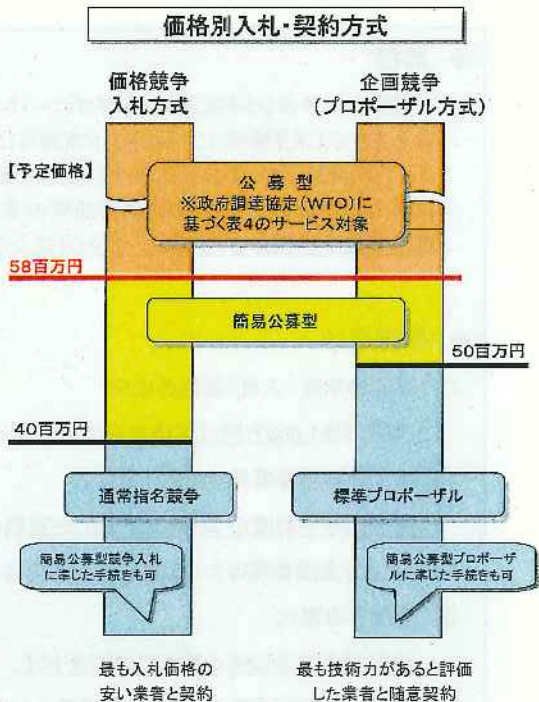
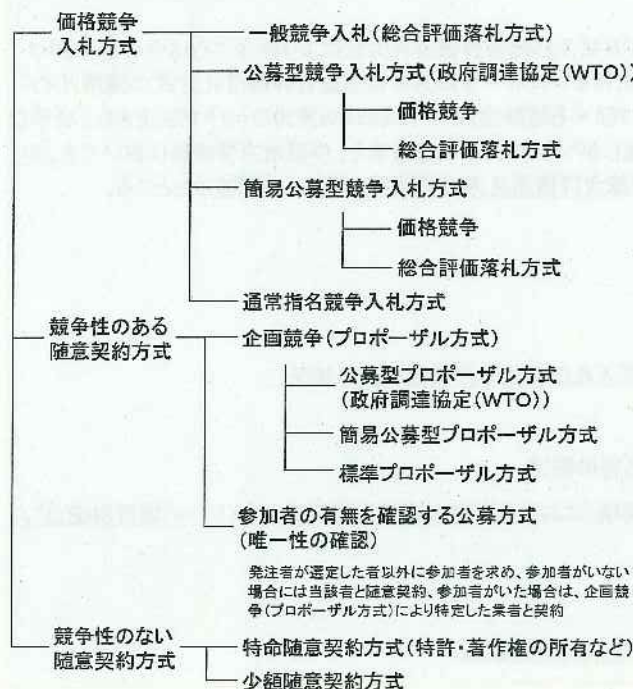
・昨今、予定価格1,000万円以下の業務において低入札の傾向が顕著とであり、品質の低下が懸念される状況。
 ・このため、予定価格500万円以上1,000万円以下の業務について、新たに「品質確保基準価格」を設定し、当該価格を下回る価格で入札した者に対して、予定価格が1,000万円を超える業務に準じた品質確保対策を試行的に導入する。

14

業務の入札・契約方式

業務の入札・契約方式

◆業務の入札方式契約式は、以下のとおりである。



※赤字はH24年度における変更点 15

地域建設コンサルタントへの配慮

- ◆ 東日本大震災において、地域建設企業・建設コンサルタント等が復旧分野において活躍するなど地域に根ざした企業の貢献が報告されており、今後の災害対応等の機能維持のためには発災直後における現地確認や点検、応急復旧等即時対応できる機動性を有する地域企業の確保が不可欠な状況である。
- ◆ 特に地域の建設コンサルタントは、地域の交通状況、過去の出水・災害履歴等を熟知しており、また、地域に根ざして活動する企業であるため、地域住民に対して立会等の協力要請や自治体等との調整等も円滑に進められる特性も有している。
- ◆ このような背景を踏まえ、地域の建設コンサルタントの技術力向上、健全育成、有効活用等を図る観点から、建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式及び価格競争方式においては、実施可能者数を勘案した上で、県内本店業者、事務所管内本店業者等適切に地域要件を設定する。

◆ 地域建設コンサルタントへの配慮にかかる取り組み

① 競争参加機会の確保

- ・業務規模の工夫により、競争参加機会の確保を図る。

② 地域要件の設定

- ・業務実施可能者数を勘案した上で、総合評価落札方式及び予定価格20百万円未満の通常指名競争入札方式において、地域要件を設定できる。
- ・さらに、予定価格20百万円未満の総合評価落札方式及び通常指名競争入札方式による業務で、地域精進度の必要及び緊急性のある業務については、地域要件を「県内本店」等とすることができる。

③ 地域貢献度による評価の追加

- ・災害時の支援協定企業へのインセンティブとして、地域貢献度(災害支援協定等にもとづく活動実績の有無、災害支援協定の締結の有無)による評価を追加できる(総合評価落札方式及び予定価格20百万円未満の通常指名競争入札方式における指名段階の評価項目として追加)。

16

中国地方整備局における低入札対策の取り組み

平成21年4月1日以降の対策

- ◆ 対象: 予定価格1,000万円超の業務

① 入札参加制限 (現地作業の安全を確保するための対策)

適用除外業務: プロポーザル方式

② 第三者による照査の義務付け (適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

設計業務等で「照査」を含む業務について、受注者による照査とは別に、第三者による照査を、受注者の負担において実施することを義務付け。

③ 条件明示の明確化 (適切な入札価格を算定するための対策) 【全国統一実施事項】

予定価格の算定に見積を採用する場合は、採用歩掛を明示する。

④ 指名審査基準の減点評価 (低入札受注の結果、十分な品質を確保出来ない者への対策)

低入札業務において、成績評定点が70点未満となった場合は、当該業務を発注した事務所において1年間、指名審査基準の評価を-1とする。

⑤ 低入札調査における追加資料の提出 (適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

著しい低入札を行った企業について、低入札調査において提出させる通常の資料とは別に、当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を義務付ける。(職階別の歩掛、労務単価が分かるもの。労務単価の証明ができる給与証明書等を添付。)

⑥ 現地作業を伴う業務における監督強化 (適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

- ・測量及び地質調査業務は、主任技術者の現場への常駐を義務付け。
- ・点検調査は、主任技術者が立会又は自ら実施することを義務付け。
- ・設計業務等における現地調査は、管理技術者自ら実施することを義務付け。

平成22年4月1日以降の対策

- ◆ 対象: 予定価格1,000万円超の業務

① 入札参加制限 (現地作業の安全を確保するための対策) 【取りやめ】

取りやめ

② 第三者による照査の義務付け (適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】 【全国統一実施事項】 *

③ 条件明示の明確化 (適切な入札価格を算定するための対策) 【継続実施】 【全国統一実施事項】 *

④ 指名審査基準の減点評価 (低入札受注の結果、十分な品質を確保出来ない者への対策) 【継続実施】

⑤ 低入札調査における追加資料の提出 (適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】 【全国統一実施事項】

⑥ 現地作業を伴う業務における監督強化 (適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】 【全国統一実施事項】 *

⑦ 手持ち業務量制限 (適切な品質を確保するための対策) 【継続対策】 【全国統一実施事項】 *

⑧ 履行確実性の評価 (適切な品質を確保するための対策) 【H22.6.21~追加対策】 【全国統一実施事項】 *

追加対策 ◆ 対象: 予定価格500万円以上1,000万円以下の業務

⑨ 500万円以上1,000万円以下の業務に対する低入札対策 (適切な品質を確保するための対策) 【H24.4.1~追加対策】

・「品質確保基準価格」を設定し、当該価格を下回る価格で入札した者に対して、上記②、③、⑤、⑦、⑧の対策(*)を導入する。

17

※赤字はH24年度における変更点

品質確保対策の導入

◆ 予定価格500万円以上1,000万円以下の業務について、「品質確保基準価格」を設定し、予定価格1,000万円を超える業務に準じた品質確保対策を試行的に導入する。

【品質確保基準価格】 = 予定価格1,000万円を超える業務における「調査基準価格」の算定方法を準用。

段階	価格競争入札方式		総合評価落札方式	
	500万円以上1,000万円以下 【H24.4～導入】	1,000万円超 【既実施】	500万円以上1,000万円以下 【H24.4～導入】	1,000万円超 【既実施】
入札前	品質確保基準価格の設定	調査基準価格の設定	品質確保基準価格の設定	調査基準価格の設定
	条件明示の明確化	条件明示の明確化	条件明示の明確化	条件明示の明確化
	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限
入札後			履行確実性の評価	履行確実性の評価
落札後	品質確保価格調査 (低入札調査に準じた調査)	低入札調査	品質確保価格調査 (低入札調査に準じた調査)	低入札調査
		低入札調査における追加資料の提出		低入札調査における追加資料の提出
履行中	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限
	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化
	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け
完了後		指名審査基準の減点評価		指名審査基準の減点評価

18

条件明示の明確化

予定価格100万円を超える業務：継続
予定価格500万以上1000万円以下業務：新規

●条件明示の明確化

対象業務： 予定価格が500万円を超える建設コンサルタント業務等で、**予定価格の算定の一部又は全部に見積を採用する業務**

- ◆ 予定価格の算定の一部又は全部に見積を採用する場合は、**採用歩掛を明示するものとする。**
- ◆ 現場説明時に採用歩掛を、見積参考資料として提示する。
- ◆ **全て見積**により予定価格を算定しているものについても、**採用歩掛を明示する。**
- ◆ 歩掛の設定がないものについては、原則としてプロポーザル方式により発注することとしているが、やむを得ず価格競争（総合評価落札方式を含む）により発注する業務についても、採用歩掛を明示する。

低入札調査における詳細な内訳書の提出

予定価格100万円を超える業務：継続

●低入札調査における詳細な内訳書の提出

対象業務： 予定価格が100万円を超える建設コンサルタント業務等で、**著しい低入札を行った業務**

- ◆ 著しい低入札を行った企業について、低入札調査において提出させる通常の資料とは別に、**当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を義務付ける。**
- ◆ 「著しい低入札」とは、応札率が**調査基準価格の80%以下**であった場合をいう。
- ◆ 詳細な内訳書の様式は任意とするが、職階別の歩掛、労務単価が確認できるものとし、労務単価の決定根拠となる給与明細書等の資料を添付させる。

19

●品質確保価格調査

対象業務： 予定価格が5百万円以上10百万円以下の建設コンサルタント業務等（随意契約は除く）

◆入札価格が『品質確保基準価格』を下回る価格で入札を行った者に対して品質確保価格調査を実施する。

【調査内容】

下記のような内容について、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う

- ① その価格により入札した理由(必要に応じ入札価格の内訳書を徴収) ② 配置予定の技術者その他当該業務の履行体制 ③ 手持の建設コンサルタント業務等の状況 ④ 手持機械等の状況 ⑤ 国、地方公共団体等から過去において受注・履行した(同種・類似の)建設コンサルタント業務等の名称、発注者名 ⑥ 経営内容 ⑦ ①～⑥までの事情聴取した結果についての調査検討 ⑧ ⑤の建設コンサルタント業務等の成績状況 ⑨ 経営状況 ⑩ 信用状況 ⑪ その他必要な事項 (下線部分は期限を設け書類提出を求める)

【調査の流れ】

開札⇒ 落札予定者の応札額が品質確保基準価格未満⇒ 調査資料の依頼・提出(7日程度)
⇒ 事情徴収(ヒアリング)⇒ 入札価格の内訳等確認⇒ 落札者決定⇒ 契約締結

20

第三者による照査の義務付け

予定価格10百万円を超える業務:継続
予定価格5百万以上10百万以下業務:新規

●第三者による照査の義務付け

対象業務： 予定価格が5百万円以上の設計業務等で「照査」を含む業務

◆設計業務等で「照査」を含む業務については、当該業務受注者による照査とは別に、**第三者による照査を、受注者の負担において実施することを義務付ける。**

第三者に求められる要件

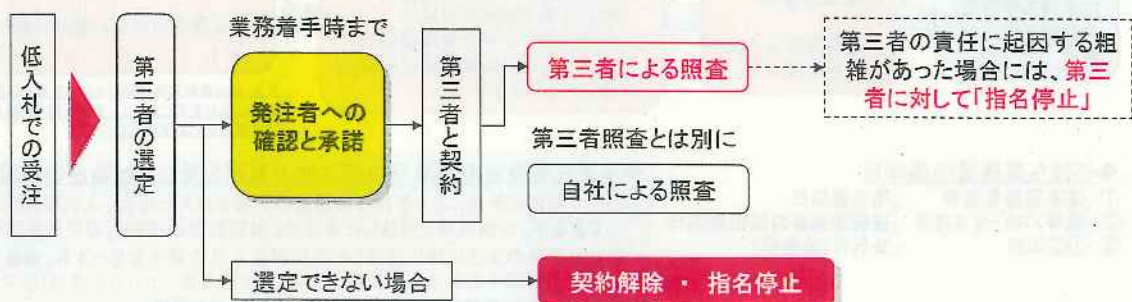
- ① 当該業務受注者と第三者との間に資本面・人事面の関係がないこと。
- ② 中国地方整備局において当該業種に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

◆第三者の照査実施者については、業務着手時まで確認し、承諾するものとする。

◆第三者と**契約ができない場合**には、**契約を解除**するとともに、当該業務受注者に対して**指名停止**の措置を行う。

◆成果品が第三者の責任に起因する粗雑業務であった場合は、**第三者に対して指名停止の措置**を行う。

全体フロー



21

●現地作業を伴う業務における監督強化

対象業務 : 予定価格が5百万円を超える測量、地質調査業務及び設計業務で、**低入札により受注した業務**

- ◆現地作業を伴う、**測量及び地質調査業務**については、**主任技術者が現場に常駐し、履行状況を日々報告**させる。現場常駐の確認は、常駐している写真とともに業務日報を作業翌日の午前中までに提出させることにより行う。
- ◆測量業務における**点検測量**については、**主任技術者が立会又は自ら実施**するものとする。立会又は自ら実施したことの確認は、状況写真及び資料の提出又は監督職員が現地にて確認することにより行う。
- ◆**設計業務における現地調査**については、**管理技術者自らが実施**するものとする。実施の確認は、現地調査終了後に報告書を提出させることにより行う。

管理技術者等の手持ち業務量の制限等

予定価格10百万円を超える業務: 継続
 予定価格5百万以上10百万以下業務: 新規

●管理技術者等の手持ち業務量の制限

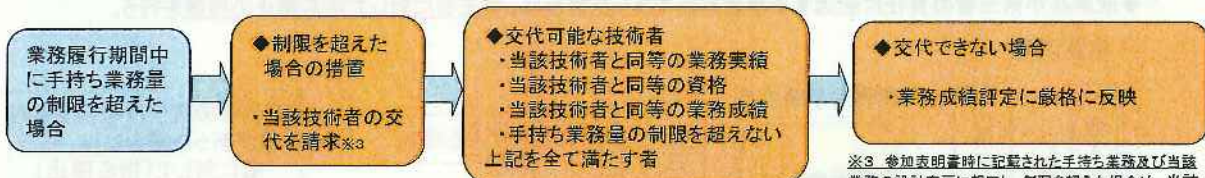
対象業務 : 予定価格が5百万円を超える価格競争入札方式(総合評価落札方式を含む)及びプロポーザル方式による業務(建築関係建設コンサルタント業務を除く)

◆入札参加条件及び業務履行期間中の手持ち業務量制限

手持ち業務の状況 ※1	入札参加条件	業務履行期間中
手持ち業務に低入札による受注業務がない場合	◆管理技術者等の手持ち業務量 【4億円未満かつ10件未満】※2	◆業務履行中の手持ち業務量 ・入札参加条件を超えない 【4億円未満かつ10件未満】※2
手持ち業務に低入札による受注業務がある場合	◆管理技術者等の手持ち業務量 【2億円未満かつ5件未満】※2	◆業務履行中の手持ち業務量 ・入札参加条件を超えない 【2億円未満かつ5件未満】※2

※1 手持ち業務は5百万円以上の業務が対象
 ※2 業務によって異なる場合がある。

◆業務履行中に手持ち業務量の制限を超えた場合



※3 参加表明書時に記載された手持ち業務及び当該業務の設計委員に起因し、制限を超えた場合は、当該技術者の交代請求は行わない。

◆手持ち業務量の基準日

- ① 従来型指名競争 : 指名通知日
- ② 標準プロポーザル方式 : 技術提案書の提出要請日
- ③ ①②以外 : 公示日(公告日)

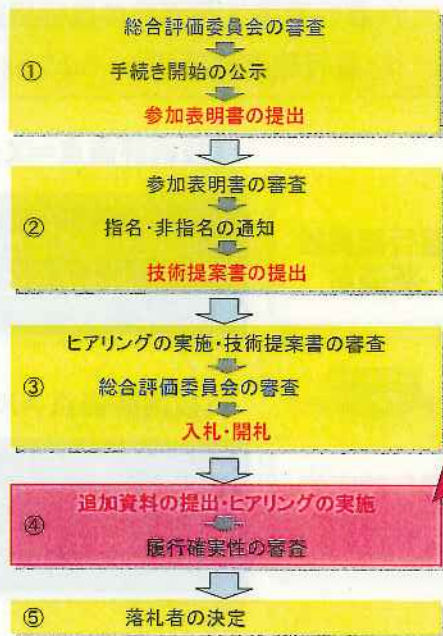
◆手持ち業務量の基準日以降に他の業務を受注した場合の取扱

- ① 他の業務の受注により手持ち業務量の制限を超えた場合、入札参加は可能であるが、当該業務を受注した場合は、当該業務の技術者の交代を請求
- ② 当該業務の受注以後に受注した業務が低入札の場合であっても、当該業務の履行期間中の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)は変更しない(当該業務を低入札価格で受注した場合も同様)

●履行確実性評価(1)

総合評価落札方式で発生した低入札業務については、業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があることから、技術提案の確実な履行の確保を厳密に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

1. 対象業務
 - ・総合評価落札方式により行われる業務であって、予定価格が500万円を超えるものについて試行。
 - ・対象業務については「技術提案の履行確実性」について評価する旨を入札公告及び手続き開始の公示、入札説明書において明らかにする。
2. 審査にあたって
 - ・開札後速やかにヒアリングを実施する。
 - ・入札価格が調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない者に対しては、所定の追加資料の提出を求める。
 - ・ヒアリング及び追加資料を元に、履行確実性の審査を行う。
 - ・ヒアリングに応じない及び追加資料の提出を行わない者については、入札を無効とする場合がある。



履行確実性を加えた技術評価の実施

●履行確実性評価(2)

3. 評価方法
 - 1) 入札価格が調査基準価格以上の者
 技術提案の履行が必ずしも十分にされないとする具体的な事情がない限り、履行確実性の評価を「A」とする。
 - 2) 入札価格が調査基準価格に満たない者
 以下の項目について審査した上で、履行確実性を5段階(A~E)で総合的に評価する。

審査項目	審査内容	判定
①業務内容に応じた費用が計上されているか。	直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が必要額を確保しているか。	○ or ×
②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。	配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。 配置予定技術者の人工が適正であるか。	○ or ×
③品質管理体制が確保されているか。	照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。 照査予定技術者の人工が適正であるか。	○ or ×
④再委託先への支払いは適正か。	再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	○ or ×

評価結果を元に
履行確実性を評価する

○と判定した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

●履行確実性評価(3)

技術評価点の算出イメージ

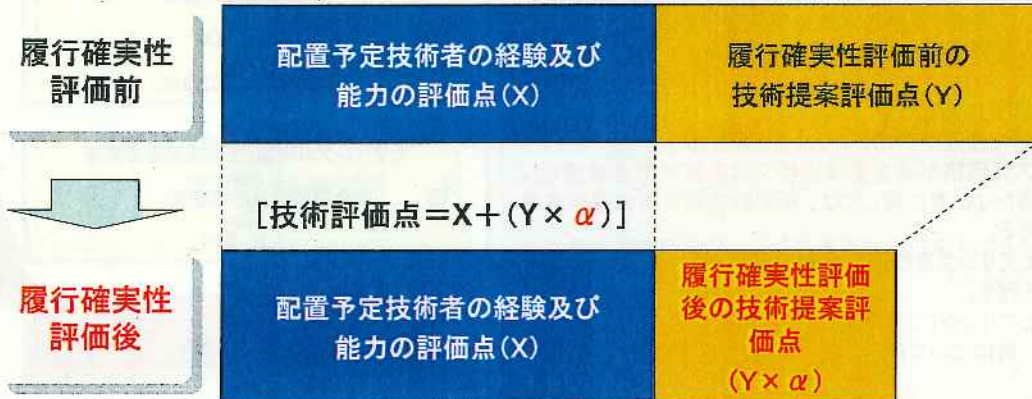
「技術評価点」= X + (Y × α)

X: 配置予定技術者の経験及び能力の評価点

Y: 履行確実性評価前の技術提案評価点(実施方針+評価テーマ)

α: 履行確実性度(0 or 0.25 or 0.5 or 0.75 or 1.0)

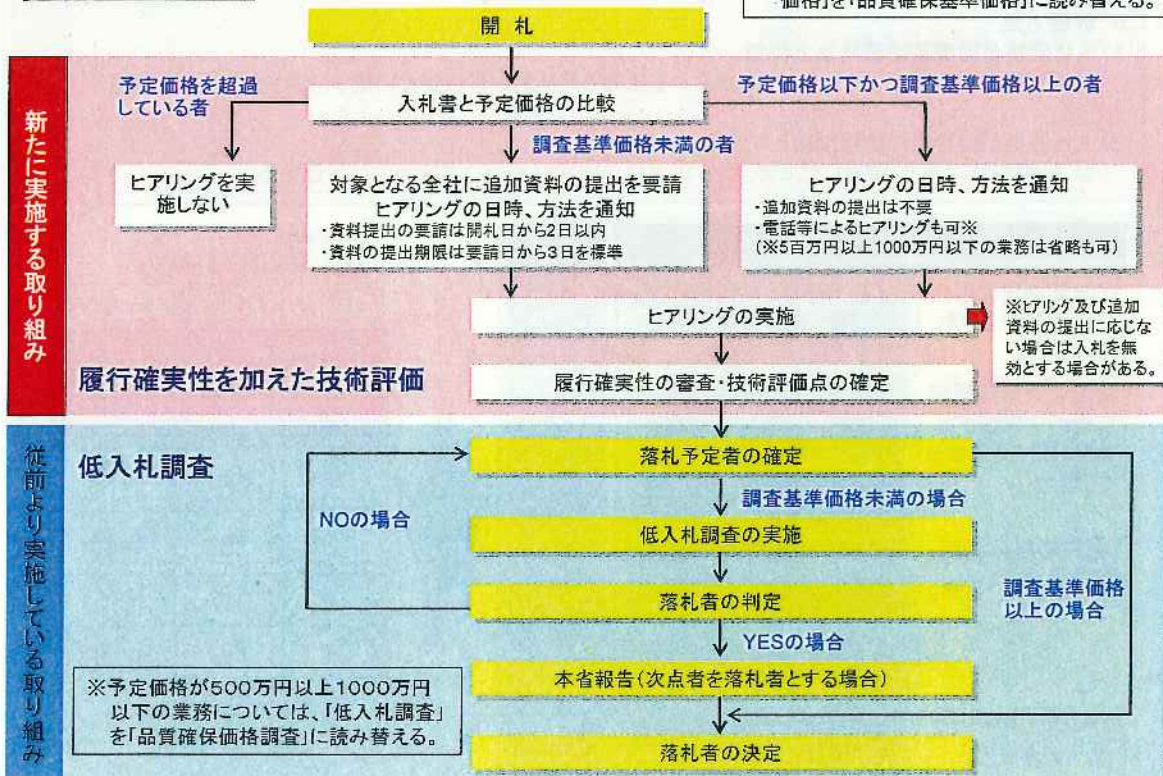
[技術評価点=X+Y]



●履行確実性評価(4)

手続きの全体フロー

※予定価格が500万円以上1000万円以下の業務については、フロー中の「調査基準価格」を「品質確保基準価格」に読み替える。



建設コンサルタント業務等における業務コスト調査の実施(H20.4.1より実施)

◆ 調査目的

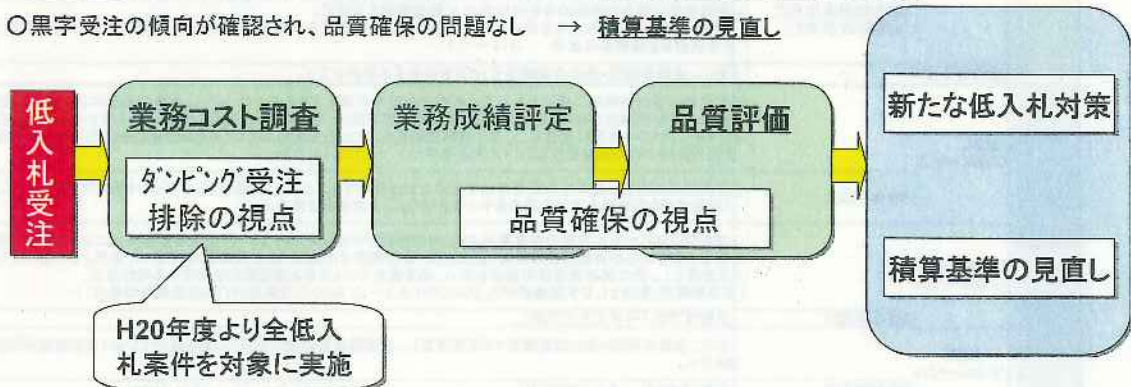
※予定価格が1000万円を超える業務が対象

- 建設コンサルタント業務等において、近年低入札が急増
- しかし、現状では低入札業務の実態把握が困難(赤字?一定の利益あり?)
- 従って、完成業務原価と官積算との乖離、受注業務の売上総利益(損失)及び営業利益(損失)の実態等、業務コスト構造を詳細に把握

◆ 業務コスト調査導入後の展開

業務コスト調査の結果、低入札案件において

- 赤字受注の傾向が確認され、品質確保に懸念 → 新たな低入札対策の導入を検討
- 黒字受注の傾向が確認され、品質確保の問題なし → 積算基準の見直し



※業務コスト調査提出期限 : 業務完了日の翌日から90日以内

● 指名審査基準の減点評価

対象業務 : 予定価格が100万円を超える従来型指名競争入札による業務

- ◆ 低入札業務において、成績評定点が70点未満となった場合は、当該業務を発注した事務所において、当該業務の完成から1年間、新規に発注する業務の指名審査基準の評価を(-A)とする。
- ◆ ただし、技術提案を求めるプロポーザル方式は除く。
- ◆ 減点項目 : 「審査基準日以降における業務成績」のうち
過去2ヶ年(建築については過去5ヶ年)の当該業種における業務成績の平均点
- ◆ 減点の対象期間 : 当該業務の完了日から1年間。

評価項目	選定における着目点	評価				
		2A	A	B	(-)評価なし	-A
審査基準日以降における業務成績	過去2ヶ年間の当該業種における業務成績の平均点 (前々年度の平均評点+前年度の平均評点)÷2	80点以上	77点以上 80点未満	74点以上 77点未満	60点以上 74点未満	60点未満

低入札業務において、成績評定点が70点未満となった業務を有する者については、「-A」評価とする

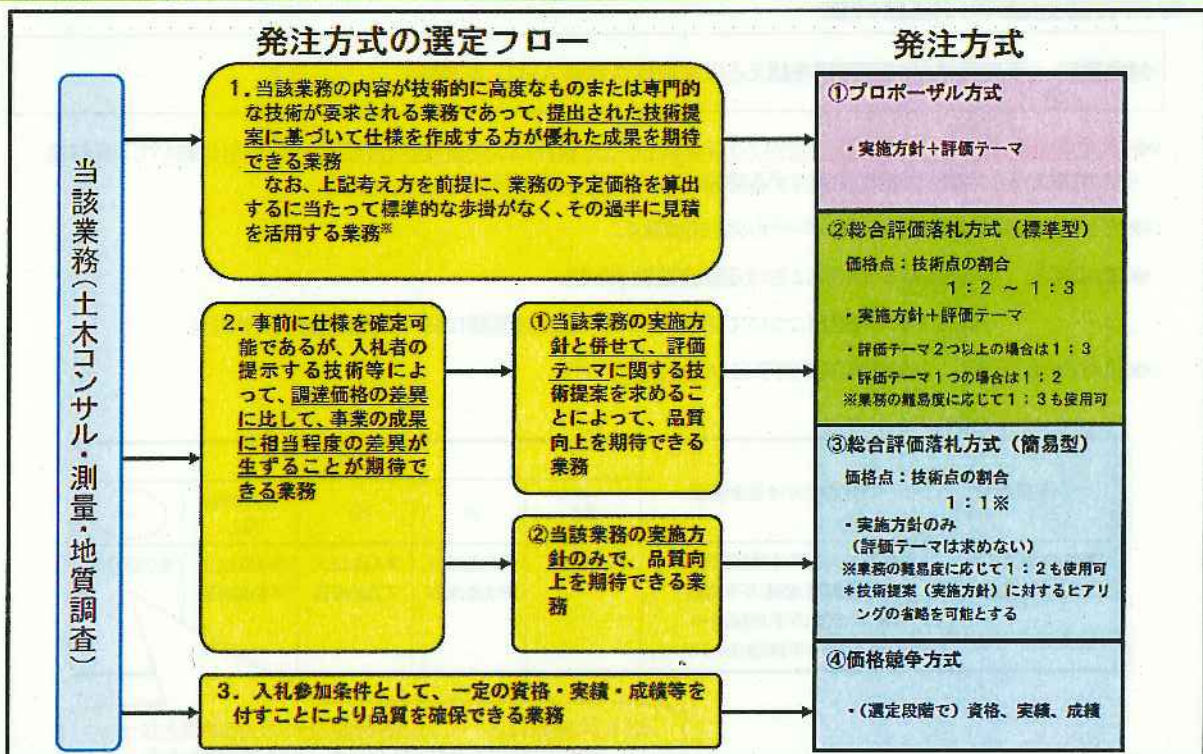
主な入札・契約方式

方式		内容
価格競争	一般競争 総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	競争参加資格確認申請書提出者のうち参加資格を有している全ての企業から価格以外の要素(品質)について技術提案の提出をもとめ、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約する方式。 【適用範囲:発注者支援業務等において試行】
	公募型競争入札 価格競争方式	指名業者の選定に当たり、業務の実施に係る技術適正を把握するための参加表明書の提出(企業の実績・管理技術者の実績)を建設コンサルタント等から公募(官報へ公示)により求め、原則10者を指名競争する手続き方式。 【適用範囲:WTO調達業務において予定価格が5,800万円以上】
	総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(業務取組方針・技術者資格・業務執行技術力等)を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約締結する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める[標準型]とテーマまで求めない[簡易型]がある) (※技術点と価格点の比率:3:1~1:1)
	簡易公募型競争入札 価格競争方式	公募型競争入札方式の対象業務よりも発注規模が小さな業務について、簡易な公募手続により参加表明書の提出(企業実績・管理技術者の実績)を建設コンサルタント等から幅広く求め原則10者を指名する手続き方式。 【適用範囲:原則として予定価格が4,000万円以上~5,800万円未満】
	総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(業務取組方針・技術者資格・業務執行技術力等)を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約締結する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める[標準型]とテーマまで求めない[簡易型]がある) (※技術点と価格点の比率:3:1~1:1)
通常指名方式		予め、企業の実績・過去の成績等で10者を指名する手続き方式。
企画競争	公募型プロポーザル 総合評価型	業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、業務の実施に係る技術適正を把握するための参加表明書の提出(企業の実績・管理技術者の実績・業務体制)を建設コンサルタント等から公募(官報へ公示)により求め、原則3~5者程度選定し、更に技術提案書を求め、最も優れた1者と随意契約を締結する手続き方式。 【適用範囲:WTO調達業務において予定価格が5,800万円以上】
	簡易公募型プロポーザル 総合評価型	公募型プロポーザル方式の対象業務よりも発注規模が小さな業務について、簡易な公募手続により、技術提案書の提出を希望する者から参加表明書の提出(企業実績・管理技術者の実績・業務実施体制)を求め、原則としてそのうち3~5者程度を選定し、更に技術提案書の提出を求め、最も優れた1者と随意契約を締結する手続き方式。 【適用範囲:原則として予定価格が5,000万円以上~5,800万円未満(WTO調達業務の場合)】
	標準プロポーザル 総合評価型	予め、企業の実績・過去の成績等で5者を選定し、技術提案書の提出を求め、最も優れた1者と随意契約を締結する手続き方式。
	総合評価型	公募型プロポーザル方式に同じ。
	総合評価型	公募型プロポーザル方式に同じ。

※赤字はH24年度における変更点

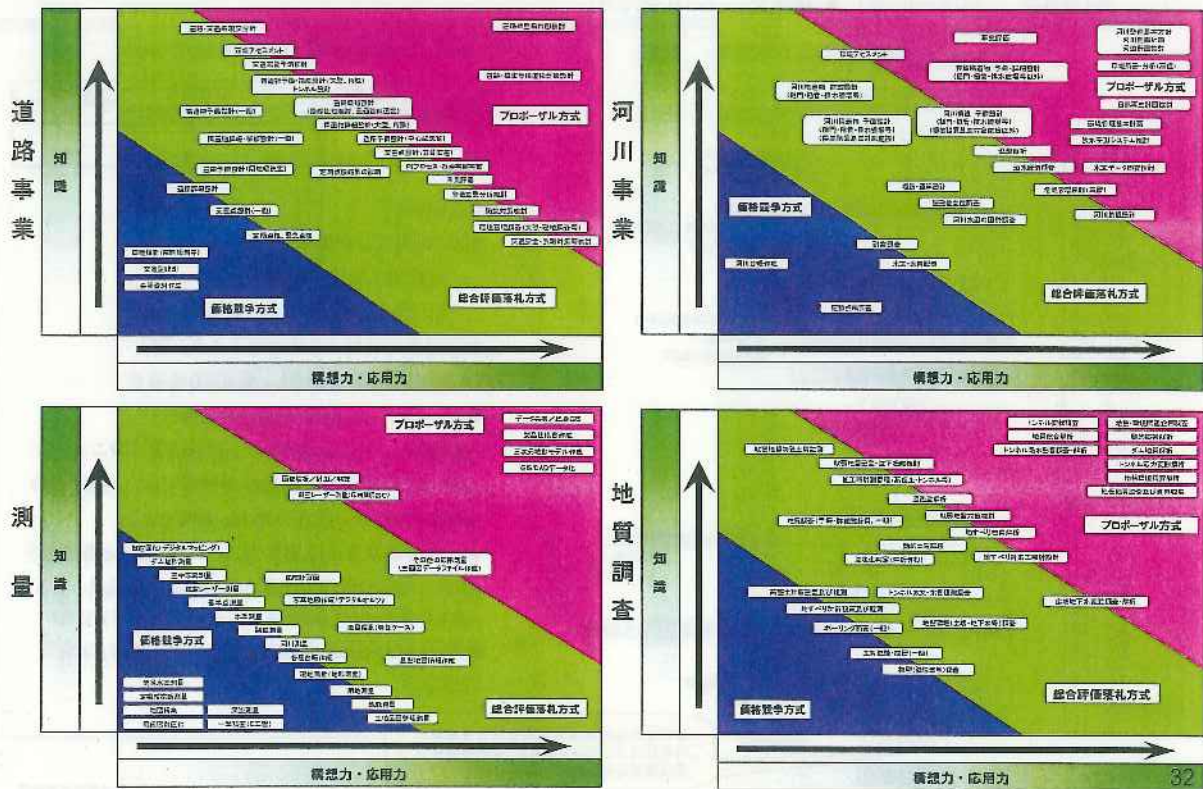
発注方式の選定フロー

継続



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

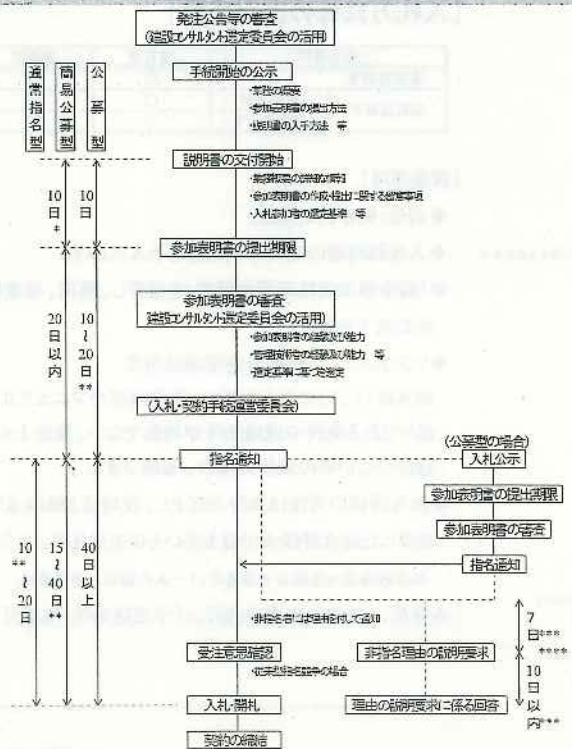
標準的な業務内容に応じた発注方式(例)



価格競争入札方式の手続フロー(案)

手続きフローは下記のとおりであり、手続き期間は概ね以下のとおりである。

◆[通常指名型：10日～20日] ◆[簡易公募型：45日～70日] ◆[公募型：60日～70日]



[入札方式毎の提出書類]

提出書類	通常指名競争	簡易公募型	公募型
参加表明書	-	○	○

[簡易公募型・公募型の留意事項]

- ◆公示：掲示、HP掲載
- ・公募型は官報へ掲載
- ・簡易公募型は日刊業界紙掲載
- ◆説明書の交付：HP掲載又は電子入札システム
- ◆簡易公募型・公募型は「参加表明書」を審査し、原則10者指名
- ◆原則、「技術提案書の内容」・「予定技術者」は変更できない。

手続きフローは下記のとおりであり、手続き期間は概ね以下のとおりである。

◆【簡易型：50日～60日】◆【標準型：55日～65日】



【入札方式毎の提出書類】

提出書類	簡易型	標準型
参加表明書	○	○
技術提案書	実施方針	○
	評価テーマ	○

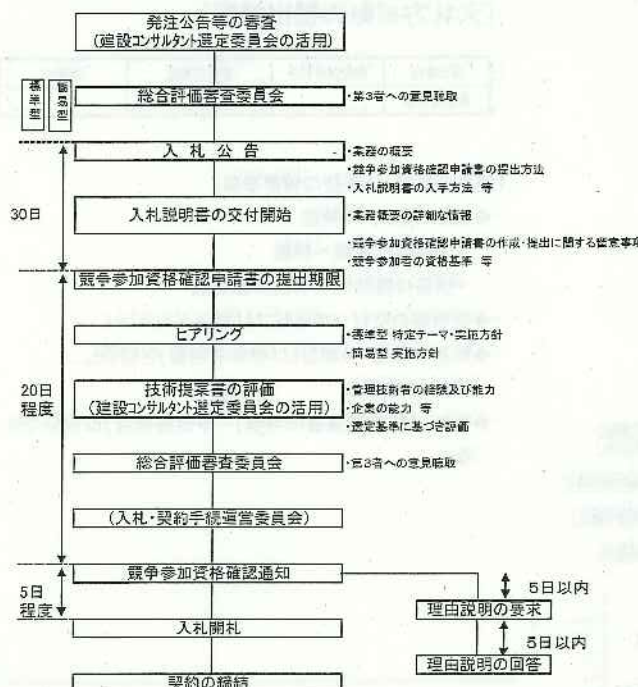
【留意事項】

- ◆ 公示：掲示、HP掲載
 - ・公募型は官報へ掲載
 - ・簡易公募型は日刊業界紙掲載
- ◆ 説明書の交付：HP又は電子入札システム
- ◆ 「参加表明書」を審査し、原則10者指名
- ◆ ヒアリング：配置予定管理技術者
 - 簡易型(1:1)による業務で、業務内容がマニュアル通りである業務や現場条件が特殊でない、実施上の課題がない等の業務の場合、省略できる。
- ◆ 総合評価の方法は加算方式とし、技術点と価格点を加算した総合評価点が最も高いものを落札者とする。
総合評価点＝技術点＋価格点(1－入札価格／予定価格)
- ◆ 原則、「技術提案書の内容」・「予定技術者」は変更できない。

手続きフローは下記のとおりであり、手続き期間は概ね以下のとおりである。

◆【標準型・簡易型：73日程度】

※ 適用範囲 発注者支援業務等において試行



【入札方式毎の提出書類】

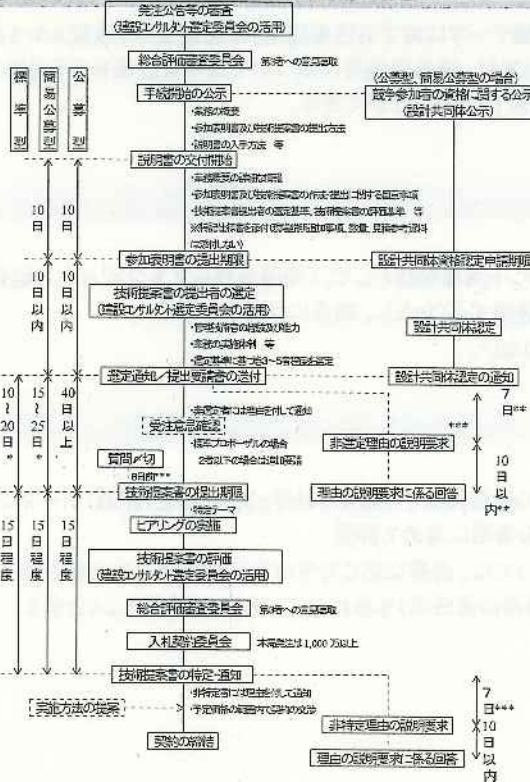
提出書類	簡易型	標準型
参加表明書	○	○
技術提案書	実施方針	○
	評価テーマ	○

【留意事項】

- ◆ 公告：掲示、HP掲載。
- ◆ 入札説明書の交付：HP又は電子入札システム
- ◆ 「競争参加資格確認申請書」を審査し、原則、有資格者の全てを選定。
- ◆ ヒアリング：配置予定管理技術者
 - 簡易型(1:1)による業務で、業務内容がマニュアル通りである業務や現場条件が特殊でない、実施上の課題がない等の業務の場合、省略できる。
- ◆ 総合評価の方法は加算方式とし、技術点と価格点を加算した総合評価点が最も高いものを落札者とする。
総合評価点＝技術点＋価格点(1－入札価格／予定価格)
- ◆ 原則、「技術提案書の内容」・「予定技術者」は変更できない。

手続きフローは下記のとおりであり、手続き期間は概ね以下のとおりである。

◆[標準型：25日～35日] ◆[簡易公募型：50日～60日] ◆[公募型：75日]



【入札方式毎の提出書類】

提出書類	標準プロポーザル	簡易公募型プロポーザル	公募型プロポーザル
参加表明書	-	○	○
技術提案書	○	○	○

【留意事項】

- ◆公示：掲示、HP掲載。
 - ・公募型は官報へ掲載
 - ・簡易公募型は日刊業界紙掲載
- ◆説明書の交付：HP又は電子入札システム
- ◆「参加表明書」を審査し、「技術提案書」の提出要請者を3～5者(原則5者)選定(選定通知)
- ◆「技術提案書」の提出者数
 - ・[標準プロポーザル] は2者以下は追加要請。
 - ・[[簡易]公募型プロポーザル] はこの限りでない。
- ◆ヒアリング：配置予定管理技術者
- ◆「技術提案書」、「ヒアリング」、「参考見積」を総合的に審査し、1者特定(特定通知・非特定通知)
- ◆原則、「技術提案書の内容」、「予定技術者」は変更できない。

入札・契約の対応方針

(1) 公平な技術力の評価を行うための評価方法

① 技術者資格の評価

- 「技術士」、「RCCM」等に加え、「コンクリート診断士」、「土木鋼構造診断士」を、業務に応じて設定する。なお、いずれもRCCM相当として評価する。
- 「土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)」については、RCCM相当として評価する。

② 表彰経験の評価方法

- 表彰対象年数は、企業評価：2年、技術者評価：4年 とする。
- 業務に必要な技術力を適正に評価するため、同じ業種区分での局長表彰、事務所長表彰を評価する。
- 地域によらない公平な評価を行うため、プロポーザル方式で発注される業務のうち、他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務(※)については、他地方整備局等の表彰経験も中国地方整備局の表彰経験と同等に評価の対象とする。なお、各地方整備局等に共通する業務を中国地方整備局が代表して発注する場合について、同様の運用とする。

※運用ガイドラインに規定する「標準的な業務内容」に該当する業務とする。

③ 業務成績の評価

- 地域によらない公平な評価を行うため、国土交通省発注業務に加え、内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の成績についても評価する。
- 評価対象年数は、企業評価：2年、技術者評価：4年 とする。
- 一般競争入札参加資格の「同じ業種区分」(又はテクリスの部門)を評価対象とする。
- より公平な技術力の評価を行うため、細やかな評価段階とする。

④技術提案書等の枚数

- 「実施方針・実施フロー・工程表・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」の記述量は、原則A4・1枚としているが、業務内容に応じて、より具体的な実施方針、技術提案等に基づいて公平な評価を行う必要がある場合（高度な調査・検討業務等）には、A4・2枚までとすることができる。

⑤マネジメント実務経験の評価対象

- 技術者の技術力を適正に評価するため、マネジメント実務経験として、「同種業務をマネジメントした経験」に追加して、「類似業務をマネジメントした経験」を評価する（ただし、加点には差を付ける）。
- ただし、配置予定技術者の資格要件としては認めない。

⑥ヒアリングの評価方法

- ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を「実施方針等」及び「特定（評価）テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。（技術提案書の書面に含めて評価）
※設計共同体に対するヒアリングを実施するにあたっては、必要に応じて予定管理技術者に加え設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者（分担業務の責任者）もあわせてヒアリングを行うこととする。

38

(2)競争性向上のための運用**⑦選定（又は指名）時の同評価の者が複数存在する場合の運用**

- プロポーザル方式の選定時（又は総合評価落札方式の指名時）において、選定（又は指名）の対象となる最下位順位の者で同評価の者が複数存在する場合には、5者を超えて選定（又は10者を超えて指名）する。

⑧設計共同体の参加を認める場合の運用

- 設計共同体の活用を図るため、プロポーザル方式又は総合評価落札方式により調達手続きを行うときは、原則として、単体企業に加え、設計共同体の参加を認めることとする。
※ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについてはこの限りでない。

39

◇より公平な技術力の評価を行うため、業務成績に関する評価について、5段階評価をさらに細やかな段階的な評価とする。

業務成績の評価については、従前より「〇〇部門のTECRIS平均評定点を、5点刻みで段階的に評価してきたが、より公平な評価を行うため、1点刻みで段階的に評価するものとする。

- ①最高位(80点以上)の評価点
: 当該項目の配点の全てを付与
- ②最低位以上、最高位未満(60~79点)の評価点
: 1点刻みで、当該項目の配点を段階的に付与
- ③最低位(60点未満)の評価点
: 選定(特定又は指名)しない

平成22年度 評価(例)	
〇〇部門のテクリス平均評定点を下記の順位で評価する。	
①80点以上	30
②75点以上80点未満	24
③70点以上75点未満	18
④65点以上70点未満	12
⑤60点以上65点未満	6
⑥60点未満	選定(特定)しない

平成23年度以降 評価(例)	
〇〇部門のテクリス平均評定点(小数第一位以下切り捨て)を下記の順位で評価する。	
①80点以上	30
②60点~79点	28.5~0 (平均評定点に応じて比例配分)
⑥60点未満	選定(特定)しない

平均評定点に応じた比例配分(例)

	平均評定点 ※1	評価点(例) ※2
①	80点以上	30.0
	79点	28.5
	78点	27.0
	77点	25.5
	76点	24.0
	75点	22.5
	74点	21.0
	73点	19.5
	72点	18.0
	71点	16.5
	70点	15.0
②	69点	13.5
	68点	12.0
	67点	10.5
	66点	9.0
	65点	7.5
	64点	6.0
	63点	4.5
	62点	3.0
	61点	1.5
	60点	0.0
③	60点未満	選定(特定)しない
(参考)配点ピッチ		1.50

※1 小数第一位以下切り捨て
※2 小数第二位以下四捨五入

注) 上記は業務成績に係る評価の配点を「30点」とした場合の例であり、配点は個別業務により異なる

◇総合評価落札方式は、価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(資格・実績・成績・表彰、業務方針・評価テーマ等)を求め、価格と品質が総合的に優れた者を相手方とし、契約締結する方式である。

- ・標準型(1:2~1:3): 実施方針及び評価テーマを求める
- ・簡易型(1:1): 実施方針のみ求める

◆総合評価落札方式による総合評価点の算出方法

総合評価点 = 価格点(1 - 入札価格 / 予定価格) + 技術点

計算例1)

■価格点:技術点 = 1:1 の場合

- ・予定価格: 30,000,000円
- ・入札価格: 24,000,000円
- ・技術点 : 60点(満点)
- 60点 × (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点
- = 60点 × (0.2) + 60点
- = 12点 + 60点 = 76点

計算例2)

■価格点:技術点 = 1:2 の場合

- ・予定価格: 30,000,000円
- ・入札価格: 24,000,000円
- ・技術点 : 60点(満点)
- 30点 × (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点
- = 30点 × (0.2) + 60点
- = 6点 + 60点 = 66点

計算例3)

■価格点:技術点 = 1:3 の場合

- ・予定価格: 30,000,000円
- ・入札価格: 24,000,000円
- ・技術点 : 60点(満点)
- 20点 × (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点
- = 20点 × (0.2) + 60点
- = 4点 + 60点 = 64点

評価項目及びウエート(選定段階の評価)

継続

- ◇評価項目 ①標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
- ②追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目
- ◇評価基準 ①各評価項目：3～5段階程度で評価する
- ②同評価の場合：5者を超えて選定(又は10者を超えて指名)する
- ◇技術提案書の提出要請 ①選定数：プロポーザルでは5者を選定、総合評価では10者を指名し、提出要請を行う

評価項目				プロポーザル方式			総合評価落札方式		
				適用	ウエイト	標準配点	適用	ウエイト	標準配点
参加表明企業の 経験及び能力	資格・実績等	技術登録部門	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	15%	5	◎	5	
		成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務の実績	◎		10	◎	10	
		管理技術力	迅速性	○		—	○	—	
		地域貢献度	災害支援協定の有無	—		—	○	—	
		経営力	履行保証能力	○		—	○	—	
	成績・表彰	成果の確実性	過去2年間の同じ業務区分の業務成績※1	◎	30	◎	30		
			過去2年間の全業務の業務表彰の有無※2※3	◎	5	◎	5		
			事故及び不誠実な行為	◎	(-5)	◎	(-5)		
		小計				50%	50	50%	50
			予定管理技術者の 経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容※4	◎	5	◎
業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績※5	◎			10	◎	10		
地域精通度	過去10年間の当該事務所又は周辺での業務実績	○			—	○	—		
成績・表彰	業務執行技術力	過去4年間の同じ業務区分の業務成績※1		◎	30	◎	30		
		過去4年間の全業務の業務表彰の有無※2※3		◎	5	◎	5		
小計				50%	50	50%	50		
合計				100%	100	100%	100		

- ※1 国土交通省に加え、内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の成績についても評価する。
- ※2 全国の地整等に共通する業務を発注する場合又はプロポーザル方式により他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務を発注する場合、全国の地整等の表彰経験(業務及び技術者)を評価の対象とする。
- ※3 同じ業務区分の局長表彰、事務所長表彰を評価する。
- ※4 業務内容に応じて、「コンクリート診断士」「土木鋼構造診断士」を設定する(いずれもRCCM相当として評価)。
- ※5 マネジメント業務経験として、「類似業務に関わる業務の成果を総合的にマネジメントした経験」を評価する。

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

評価項目及びウエート(特定(入札)段階の評価)

継続

- ◇評価項目 ①標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
- ②追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目
- ◇評価基準 ①各評価項目：3～5段階程度で評価する

評価項目				プロポーザル方式		総合評価落札方式						
				標準型		鶏島型		標準型		鶏島型		
				適用	総合評価型	適用	標準配点	適用	標準配点	ウエイト	標準配点	ウエイト
予定管理技術者の 経験及び能力 (注)	資格・実績等	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容※4	◎	10%	3	◎	2	◎	2	◎	4
		業務実績	過去10年間の同種又は類似業務の実績※5	◎		7	◎	4	15%	7	25%	11
		地域精通度	過去10年間の当該事務所又は周辺での業務実績	○		—	○	—	—	—	—	—
	成績・表彰	業務執行技術力	CPD	取得単位	○	—	○	—	—	—	—	—
			過去4年間の同じ業務区分の業務成績※1	◎	12	◎	7	18%	9	25%	12	
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	◎	10	◎	6	◎	7	◎	12		
		実施フローの妥当性	◎	5	◎	3	◎	4	◎	6		
		工程計画の妥当性	◎	5	◎	3	◎	4	◎	6		
		有益な代替案、重要事項の指摘	◎	5	◎	3	◎	3	◎	6		
	その他	案選の円滑な実施に資する提案	○	—	○	—	—	—	—	—		
小計				25%	25	25%	15	33%	20	50%	30	
評価テーマ	約略性	テーマ間の整合性(2テーマ以上ある場合)	◎	2	◎	2	◎	—	◎	—		
		与条件との整合性	◎	12	◎	7	◎	6	◎	—		
	実現性	必要なキーワードの網羅	◎	12	◎	7	◎	6	◎	—		
		専業の重要度を考慮	○	—	○	—	○	—	○	—		
		専業の難易度を考慮	○	—	○	—	○	—	○	—		
		説得力	◎	12	◎	7	◎	5	◎	—		
	独創性	提案内容の裏付け	◎	12	◎	7	◎	5	◎	—		
		利用予定資料の適切性	○	—	○	—	○	—	○	—		
		専業費の適切性	○	—	○	—	○	—	○	—		
		工学的知見に基づく提案	○	—	○	—	○	—	○	—		
高度な検討・解析手法の提案	○	—	○	—	○	—	○	—				
既存技術を統合化する提案	○	—	○	—	○	—	○	—				
新工法の提案	○	—	○	—	○	—	○	—				
小計				50%	50	50%	30	37%	22	50%	60	
合計				100%	100	100%	60	100%	60	100%	60	

- (注) 業務内容に応じて、担当技術者、監査技術者の評価を追加できる。
- ※1 国土交通省に加え、内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の成績についても評価する。
- ※2 全国の地整等に共通する業務を発注する場合又はプロポーザル方式により他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務を発注する場合、全国の地整等の表彰経験(業務及び技術者)を評価の対象とする。
- ※3 同じ業務区分の局長表彰、事務所長表彰を評価する。
- ※4 業務内容に応じて、「コンクリート診断士」「土木鋼構造診断士」を設定する(いずれもRCCM相当として評価)。
- ※5 マネジメント業務経験として、「類似業務に関わる業務の成果を総合的にマネジメントした経験」を評価する。

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

平成24年度の指名業者審査基準 (1/2)

通常指名競争入札方式及び標準プロポーザル方式における指名業者審査基準 (平成24年度)

【測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務】

平成24年4月1日より適用

【審査A】

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局 有資格業者	①有資格業者名簿において当該業種に登録されている者 (注③参照)
1. 当該業務に対する 技術的適性等 (注⑧参照)	①当該業種に係る有資格者 (〇〇士 [〇〇]) を有している者 (注④参照)
	②〇〇地域において過去5年間に△△発注の同種業務実績又はそれらと同等以上と認められる業務実績を有する者 (注⑥参照)
	③本店、支店又は営業所の所在地が〇〇管内にある者 (注⑥参照)
2. 不誠実な行為の有 無	①贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者
	②警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等がない者
3. 経営状況	会社更生法等手続き中でない者、取引停止処分中或いは経営状況が極めて不安定でない者
4. 安全管理等の状況	事故等に基づく指名停止期間中である、その他労働基準監督署からの指導を受けているにも関わらず改善を行っていない等の項目に該当しない者
5. 労働福祉の状況	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない等の項目に該当しない者
6. 業務実績	当該業種業務実績の地整内平均が過去2年連続して60点未満でない者
7. その他	

【評価】

- 【審査A】評価項目2~6に該当する場合には、事前に除外する。
- 技術審査方式による選定は、上記【審査A】において、概ね15~20社程度を抽出し、【審査B】の評価を行う。
ただし、【審査A】で絞り込みを行った結果、通常指名競争入札方式で10社以下、標準プロポーザル方式で5社以下になった場合は、下記【審査B】の評価を行わなくてもよい。
7. その他については理由を記載すること。

44

出典：中国地方整備局

平成24年度の指名業者審査基準 (2/2)

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評 価						
		2A	A	B	(一) 評価なし	-A		
1. 審査基準日以降に おける業務実績	過去2ヶ年間の当該業種における業務実績の平均点 (注1参照) (前々年度の平均評価点+前年度の平均評価点) ÷ 2	80点以上	77点以上 80点未満	74点以上 77点未満	60点以上 74点未満	60点未満		
	過去2ヶ年間の当該業種における優良業務団体 表彰の有無 (注1参照)	局長表彰有り	事務所長表彰有り	—	表彰なし	—		
2. 持ちこ業務の状況	地整全体当該業種年間手持ち業務の状況 (当該年度支払額+当該年度実施中の業務の支払予定額) ÷ 過去2ヶ年間の支払額の合計	—	0.5未満	0.5以上 1.5未満	1.5以上	—		
	事務所の当該業種における当該年度の指名回数 (※但し、評価対象業者の平均指名回数が3回未満の場合は、全社同じ評価とし評価とす)	—	—	評価対象業者の 平均回数未満	評価対象業者の 平均回数以上	—		
3. 当該業務について の技術的適性	① 同種業務の施工実績 (注2参照)	中国地方建設局及び中国地方整備局 (港湾空港関係を除く)・管内の公団関係発注の同種業務の実績有り	中国地方建設局及び中国地方整備局 (港湾空港関係)・管外の直轄 (港湾空港関係を含む)・管外の公団関係、国の機関発注の同種業務の実績有り	政府関係機関 (公団関係以外)・都道府県、政令指定都市、市町村及び第三セクター発注の同種業務の実績有り	同種業務の実績なし	—		
	② " "	当該事務所における同種業務実績がある	当該地整 (〇〇県) 管内での直轄の同種業務実績がある	—	同種業務の実績なし	—		
	③ 同種及び類似業務の施工実績 (注2参照)	—	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種及び類似業務の実績がない	—		
	④ 地域貢献 (20百万円未満の業務に適用) (災害支援協定の有無 (別添入札方式、従来型指名競争入札、対象業種：測量・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務))	—	当該事務所と災害支援協定を締結している	—	本局と災害支援協定を締結している	左記に該当しない	—	
	土木	当該業種の専門分野に対する会社の職員数 (注3、4参照)	技術士 (〇〇〇) (注3参照)	—	評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上	—	
		地質	RCCM (〇〇〇) (注3参照)	—	—	評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満	—
			技術士 (〇〇〇) (注3参照)	—	—	評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満かつ1名以上	—
測量	当該業種に対する会社の測量士職員数 (注4参照)	—	—	評価対象業者の平均人数以上	評価対象業者の平均人数未満	—		
4. 審査基準日以降に おける安全管理等の 状況	過去1年間に労働災害及び不誠実行為等により、文書による指名停止又は注意・警告の有無	—	過去1年間に整備局が文書化した「指名停止」又は「注意」・「警告」のいずれもなし	—	過去6ヶ月以上1年以内に整備局が文書化した「指名停止」又は「注意」・「警告」あり	過去6ヶ月以内に整備局が文書化した「指名停止」又は「注意」・「警告」あり		
総合評価	評価項目1~4での【A】の数等で順位付けを行い、10社 (標準プロポーザルにおいては3~5社) を選定する。 ※「—」については評価の対象としない。							

出典：中国地方整備局

45

◆ 改正のポイント

- 道路防災カルテ点検業務の標準歩掛の新規制定
- 道路環境調査業務の標準歩掛の廃止

◆ 主な改正内容

1. 道路防災カルテ点検業務の標準歩掛の新規制定 【設計】

道路防災の基礎資料として作成した「道路防災カルテ」を用いて、防災箇所の点検及びカルテの修正を行う業務(年間約50件発注)について、道路局において歩掛実態調査を実施し、標準歩掛を制定。

改正 (案)	第3節 道路施設点検業務 3-1 防災カルテ点検業務積算基準	←	現行	(なし)
-----------	-----------------------------------	---	----	------

2. 道路環境調査業務の標準歩掛の廃止 【設計】

道路環境調査業務については、平成22年度より道路環境センサスを終了する旨、道路局より通知され、本歩掛の全国的な利用が少なくなること、またそのため歩掛の検証が困難になることから廃止する(今後は見積により対応)。

改正 (案)	(廃止)	←	現行	第1節 道路環境調査 1-1 道路環境調査業務等積算基準
-----------	------	---	----	---------------------------------

◆ 改正のポイント

- 行政情報流出防止対策の強化
- 技術基準類の一覧の更新
- 道路防災カルテ点検業務の業務内容の追加

◆ 主な改正内容

1. 行政情報流出防止対策の強化 【設計・測量・地質】

近年の尖閣諸島沖・衝突ビデオ流出問題を受け、行政情報流出防止対策の強化に関する規定を追加する。

改正 (案)	<p>第1137条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(中略※)</p> <p>※ 「関係法令等の遵守」「行政情報の目的外使用の禁止」「社員等に対する指導」「契約終了時における行政情報の返却」「電子情報の管理体制の確保」「電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保」「事故の発生時の措置」について規定。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>
-----------	--

2. 技術基準類の一覧の更新 【設計・測量・地質】

共通仕様書に定める主要技術基準及び参考図書について、最新の情報に更新する(改訂年度の修正等)。

3. 道路防災カルテ点検業務の業務内容の追加 【設計】

道路防災カルテ点検業務の標準歩掛の新規制定に伴い、業務内容を追加する。

◆ 改正のポイント

- 「中国地方整備局 河川巡視支援業務における車両管理積算基準」及び「河川巡視支援業務積算基準(参考資料)」の追加
- 航空レーザ測量参考歩掛(案)の廃止

◆ 主な改正内容

1. 「中国地方整備局 河川巡視支援業務における車両管理積算基準」及び「河川巡視支援業務積算基準(参考資料)」の追加 【河川巡視支援業務】

河川巡視支援業務について、車両管理に係る積算の方法及び積算基準の適用に関する統一的な取り扱いを明示する。

改正
(案)

2. 積算基準
積算基準は、「河川巡視支援業務積算基準」及び「中国地方整備局 河川巡視支援業務における車両管理積算基準」を適用する。

3. 各構成費目の算定
河川巡視支援業務における各種積算基準の適用については「河川巡視支援業務積算基準(参考資料)」によるものとする。

現行

2. 積算基準
積算基準は、「河川巡視支援業務積算基準」を適用する。

3. 各構成費目の算定
(1) 直接人件費
イ、河川巡視は1班当たり2人編成とし、技術員と一般運転手を19.5日/月で積算する。



2. 航空レーザ測量参考歩掛(案)の廃止 【測量】

国土地理院から提供を受けている航空レーザ測量参考歩掛(案)については、実態との乖離が指摘されていることから廃止(国土地理院において標準歩掛の策定作業中であり、策定までは見積により対応)。

◆ 改正のポイント

- 積算資料作成業務及び工事監理業務 共通仕様書(案)の策定
- 公物管理補助業務(ダム、河川、堰、道路) 共通仕様書(案)の改正

◆ 主な改正内容

1. 積算資料作成業務及び工事監理業務 共通仕様書(案)の策定

電気通信設備工事及び機械設備工事の発注に必要な積算資料作成や積算データ入力等を委託する「積算資料作成業務」及び同請負工事の施工状況の照合等を委託する「工事監理業務」については、平成22年度「発注者支援業務共通仕様書(案)」を準用しているが、平成24年度「発注者支援業務共通仕様書(案)」及び「設計業務等共通仕様書(案)」にもとづき、共通仕様書(案)を策定する。

改正
(案)

1. 適用範囲
(1) 積算資料作成業務、工事監理業務(但し、いずれも土木管轄関係を除く)については、以下に掲載する「積算資料作成業務及び工事監理業務共通仕様書(案)」を適用する。

現行

1. 適用範囲
(1) 工事監理業務、積算資料作成業務(但し、いずれも土木管轄関係を除く)については、以下に掲載する「発注者支援業務共通仕様書(案)」を適用する。

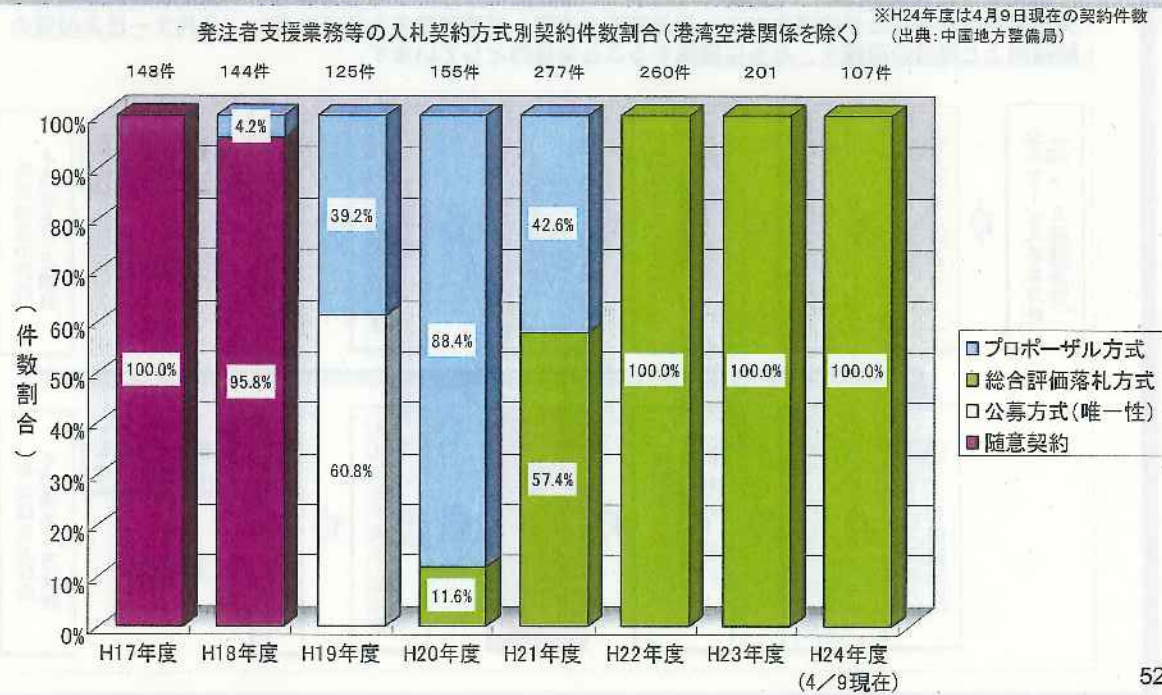


2. 公物管理補助業務(ダム、河川、堰、道路) 共通仕様書(案)の改正

- (1) 公物管理補助業務(ダム、河川、堰、道路)において、平成23年11月に改訂された市場化テストの「実施要項」との整合を図る(表現の適正化等)。
- (2) 公物管理補助業務(ダム、河川、堰、道路)において、発注者支援業務共通仕様書(案)との整合を図る(表現の適正化等)。

発注者支援業務等の入札契約方式の推移<中国地整>

- ◇発注者支援業務(技術支援業務を含む)、公物管理業務、用地補償総合技術業務の入札契約方式別契約件数割合は下記のとおりであり、平成17年度の「随意契約の点検・見直し」により競争性の高い契約方式へ移行している。
- ◇平成22年度以降は入札契約方式を全て一般競争入札方式(総合評価落札方式)としている。
- ◇平成23年度より複数年契約を導入しており、平成24年度新規契約の6割強を複数年契約で発注している。



1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

1. 公共サービス改革法に基づく「民間競争入札」の継続

発注者支援業務等については、平成23年度より全ての契約を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以下、公共サービス改革法という)に基づく「民間競争入札」により実施しているが、平成24年度も引き続き全ての契約を「公共サービス改革法に基づく民間競争入札」により実施する。

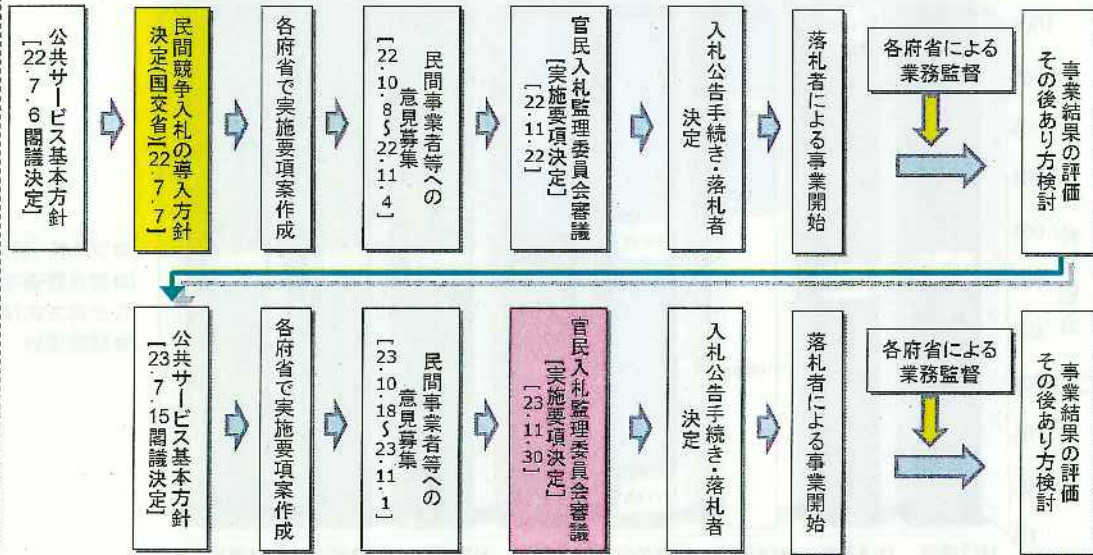
業務内容、調達方式、スケジュール、応募要件、契約条件、総合評価の方法、暴力団排除に関する欠格事由の確認方法等については、平成23年度とほぼ変わらない。

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

<参考>

公共サービス改革法に基づく官民競争入札等（官民競争入札、民間競争入札）の目的

公共サービス改革法は、「民間にできることは民間に」という考え方のもと、民間事業者の創意工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札等を行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を、ともに実現することを目的としています。



54

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務等については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※平成22年11月22日：発注者支援業務等の実施要項決定

※平成23年11月30日：発注者支援業務等の実施要項（改定）決定

※民間競争入札を導入する業務については、その旨を入札公告及び入札説明書に明示する。

55

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

3. 「民間競争入札」の導入対象業務

＜発注者支援業務等＞ ※平成23年度から変更なし

【発注者支援業務】

積算技術、工事監督支援、技術審査

【公物管理補助業務】

道路管理支援、特車申請支援、
河川巡視支援、河川許認可審査支援、
ダム管理支援、堰・水門管理支援

【用地補償総合技術業務】

用地補償総合技術

56

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

4. 「民間競争入札」導入に伴い受注者が 負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定（秘密保持）に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる（公共サービス改革法第54条）。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス法第26条（報告の徴収等）第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
 - ・正当な理由なく、「法第27条（国の行政機関等の長等の指示等）第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の現地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

57

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

5. 全業務を一般競争入札（総合評価落札方式）で実施

平成22、23年度に引き続き、全ての業務について一般競争入札（総合評価落札方式）を実施。

さらに民間企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、下記を実施。

①複数年度契約の導入

平成23年度：全体件数の約4割

平成24年度：残る約6割のうち4割程度

②設計共同体による参加の拡大（5業務→9業務）

平成23、24年度：10業務のうち9業務

58

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

6. 平成24年度における主な変更点

(1) 全業務： 中立公平性に関する要件

平成23年度	平成24年度	備考
<p>本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資金面・人事面で関係がある者は本業務の入札に参加できない。</p> <p>・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。 (以下略)</p>	<p>本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資金面・人事面で関係がある者は本業務の入札に参加できない。</p> <p>・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。<u>ただし、本業務の契約日までに下請契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。</u> (以下略)</p>	要件の明確化

59

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

(2) 堰・水門管理支援業務

: 配置予定管理技術者に対する要件

平成23年度	平成24年度	備考
予定管理技術者の資格等 ・技術士（総合技術監理部門－建設及び建設部門） （中略） ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	予定管理技術者の資格等 ・技術士（総合技術監理部門－建設及び建設部門） （中略） ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 ・業務内容のうち、排水機場管理支援が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。 <u>①1級ポンプ施設管理技術者を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者。</u>	要件の拡大

60

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

(3) 道路管理支援業務： 業務内容

平成23年度	平成24年度	備考
4) 災害時における業務 地震災害、風水害、雪害等の災害発生及び恐れがある場合など緊急時において、上記1)に係る業務について対応するものとする。	4) 災害時における業務 地震災害、風水害、雪害等の災害発生及び恐れがある場合など緊急時において上記1)及び2)に係る業務について対応するとともに、 <u>道路管理に関するデータの収集や外部からの連絡を記録し、調査職員へ報告する。また、調査職員の指示等を関係機関等へ連絡するものとする。</u>	業務内容の明確化

注：上記1)に係る業務とは、「道路法に基づく申請書類の受付及び審査等」をいう。

上記2)に係る業務とは、「苦情申立（行政相談）等に係る受付、伝達、現地立会」をいう。

61

1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

(4) 全業務

その他、記載内容に正確を期すため、業務内容、応募要件、契約条件、総合評価の方法等について、細かな表現の追加・修正あり。

(詳細は、民間競争入札実施要項又は各業務の入札公告及び入札説明書を参照。)

62

質問等のお問い合わせは、

広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局企画部

技術管理課 まで

お願いします。

63